

埼玉県 浄化槽「市町村整備型」 導入マニュアル



平成24年2月
埼玉県環境部水環境課

▲▼ はじめに ▲▼

本県は、県土に占める河川の面積が日本一（3.9%）であり、この財産を活かし「川の国埼玉」の実現のため、川の再生に取り組んでいます。

本県の河川水質は、生活排水処理施設の整備が進むとともに改善されており、生活排水処理施設の整備は、「川の再生」にとって最も重要な施策といえます。

県では、平成23年3月に埼玉県生活排水処理施設整備構想を改定し、平成37年度までに、生活排水処理人口普及率を100%とする目標を定めました。

この構想では、新たに、市町村が積極的に浄化槽の整備を進める「浄化槽整備区域」を設定しています。

この整備区域内で、生活排水すべてを処理できる合併処理浄化槽への転換を進めることが大きな課題となっています。

このため、県では、平成23年度を「浄化槽元年」と位置付け、浄化槽補助制度を抜本的に見直し、転換への重点化を図るとともに大幅に補助を拡充しました。

新たな補助制度では、転換にかかる個人費用の負担軽減と並んで個人に代わって市町村が浄化槽を設置する「市町村整備型」の導入促進を大きな柱としました。

「市町村整備型」は、転換の実績が高く維持管理を市町村が行うことから、特に、河川の水質改善に大きく寄与する制度であり生活排水処理人口普及率の向上も期待できます。

加えて、個人が浄化槽を設置する場合と比べて費用負担が少なく、様々な面でメリットのある制度です。

しかし、県内で同制度を導入しているのは、5市町村にとどまっています。

その要因として、市町村職員からは、制度の全容が明確でないことや準備段階における業務への不安の声が上がっていました。

そこで、県は、円滑に導入の業務を進められるよう課題等を整理し方策を見いだすための研究会を設置しました。

本マニュアルは、研究会での議論及び「市町村整備型」を実施している全国の市町村等へのアンケート調査結果をもとに作成したものです。

作成にあたっては、県内で既に同制度を導入している秩父市、ときがわ町、小鹿野町を始め5市町村の担当職員の皆様に全面的な御協力をいただきました。

本マニュアルにより「市町村整備型」の業務に対する理解が深まり、多くの市町村で「市町村整備型」が導入され、本県河川の水質改善が進むことを期待します。

浄化槽市町村整備型 導入マニュアル 目次

【序章】

- 1 埼玉県的生活排水処理の状況..... 1
- 2 浄化槽の特徴と有効性 3
- 3 浄化槽市町村整備推進事業（市町村整備型）の概要..... 5

【本編】

第1章 導入のための準備.....	11
1 導入の必要性等の整理.....	12
2 整備区域の選定.....	14
3 住民意向調査.....	15
4 事業計画期間及び設置基数の設定.....	17
第2章 事業手法の検討.....	20
1 事業手法の選択.....	20
2 P F I を選択した場合.....	23
第3章 基本的な事項の検討.....	26
1 浄化槽の選定等.....	26
2 既存の浄化槽の取扱い.....	29
3 放流先.....	31
4 住民負担.....	37
5 特別会計の設置.....	47
6 本体・本体工事費の設計、積算（概算）.....	51
7 使用料徴収システムの開発等.....	52
8 申請から使用開始までの業務.....	54
9 維持管理.....	56
10 条例.....	59
11 広報・P R.....	61
12 事業計画書の作成.....	62
第4章 交付金関係.....	63
1 国の交付金.....	63
2 県の補助制度（埼玉県浄化槽整備事業費奨励交付金）.....	68

第5章 浄化槽の設置	69
1 浄化槽設置スペース、放流先等の状況調査	69
2 本体・本体工事費の設計、積算（詳細）	71
3 本体・本体工事業者の選定	73
第6章 工事の施工・監理	75
1 施工	75
2 監理	77
第7章 維持管理、使用者への対応	79
1 維持管理	79
2 使用者への対応等	83
第8章 その他	85
1 財産処分	85
2 事業を進めていく上での課題・改善点など	86

【資料編】

○ 条例（参考例）の説明	87
○ 質疑応答集	107
○ 各種様式集	132

序 章

1 埼玉県的生活排水処理の状況

(1) 構想の見直しと内容

- 埼玉県は、平成23年3月に「埼玉県生活排水処理施設整備構想（以下「23年構想」という。）」（前回構想：平成16年度策定、以下「16年構想」という。）を改定した。
- この構想は、市町村が策定した生活排水の処理に関する基本計画などを県がとりまとめ、広域的な計画として策定したものである。
- 構想では、各市町村の地区ごとに、下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽のうちどの手法を用いて生活排水処理を行うのか、将来像を示した。

【内容】

- 市町村が策定した生活排水に関する基本計画等を取りまとめたもの
- 下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの施設整備の将来像を想定
- 地区ごとに整備手法を明示

- 改定のポイントは次の3点である。

①生活排水処理人口普及率100%達成の目標年度を平成37年度に設定

平成37年度までには、下水道、農業集落排水、浄化槽のいずれかの処理施設で、すべての県民の生活排水が処理できていることを目指すものである。

②人口減少を踏まえた生活排水処理施設整備手法の設定

16年構想では、人口が増加するという想定のもとに整備手法を選択してきた。これを、人口減少という社会構造の変化に対応した整備手法を選択することとしたものである。

③浄化槽を積極的に整備する浄化槽整備区域の設定

16年構想にはなかった区域設定で、この区域は、市町村が積極的に浄化槽を整備する区域であり、平成37年度までに合併処理浄化槽で生活排水処理を行う区域となる。

合併処理浄化槽の転換促進が重要なポイント

- 単独処理浄化槽やくみ取り便槽（以下、「単独処理浄化槽等」という。）では、生活排水のすべてを処理できないため、その使用者は生活排水処理人口には含まない。
- このため、県では、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換が大きな課題となっている。

【用語解説】浄化槽

浄化槽法が改正され、平成13年4月から浄化槽は合併処理浄化槽のことをいい、単独処理浄化槽の設置は禁止された。しかし、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として、引き続き使用が認められている。このマニュアル中「浄化槽」と表記されているものは、「合併処理浄化槽」のことをいう。

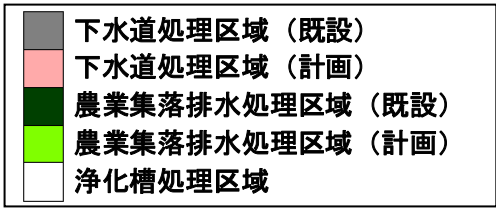
【用語解説】生活排水

トイレからの排水及び生活雑排水（台所や洗濯、風呂など家庭からの排水）。

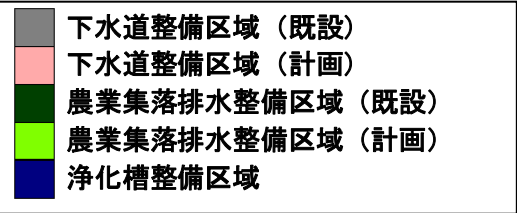
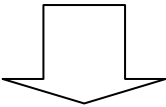
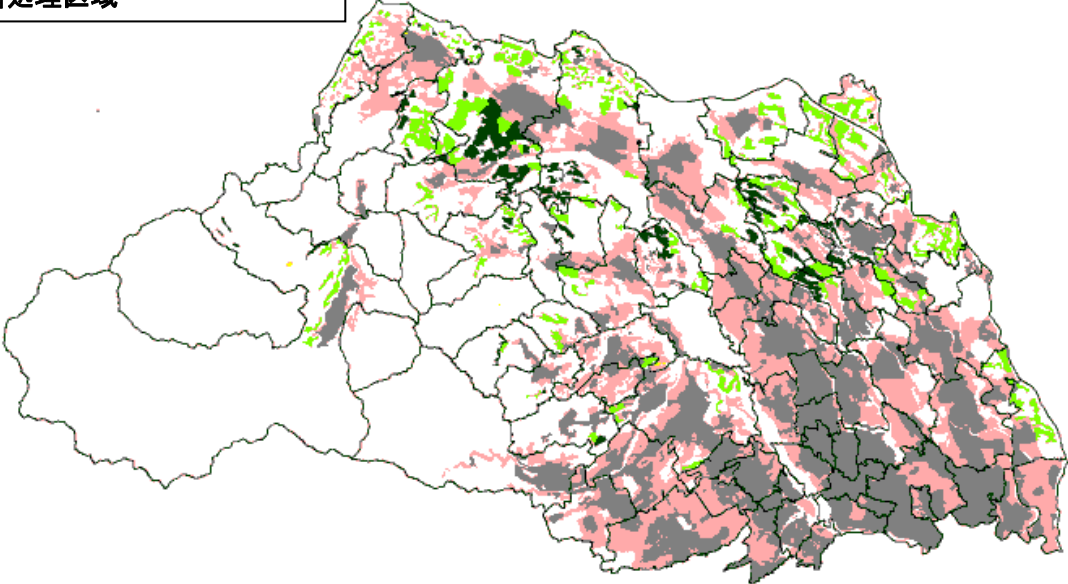
【用語解説】生活排水処理人口普及率

下水道、農業集落排水、浄化槽などで生活排水を処理している人口の総人口に対する割合のこと。「生活排水処理率」ともいう。

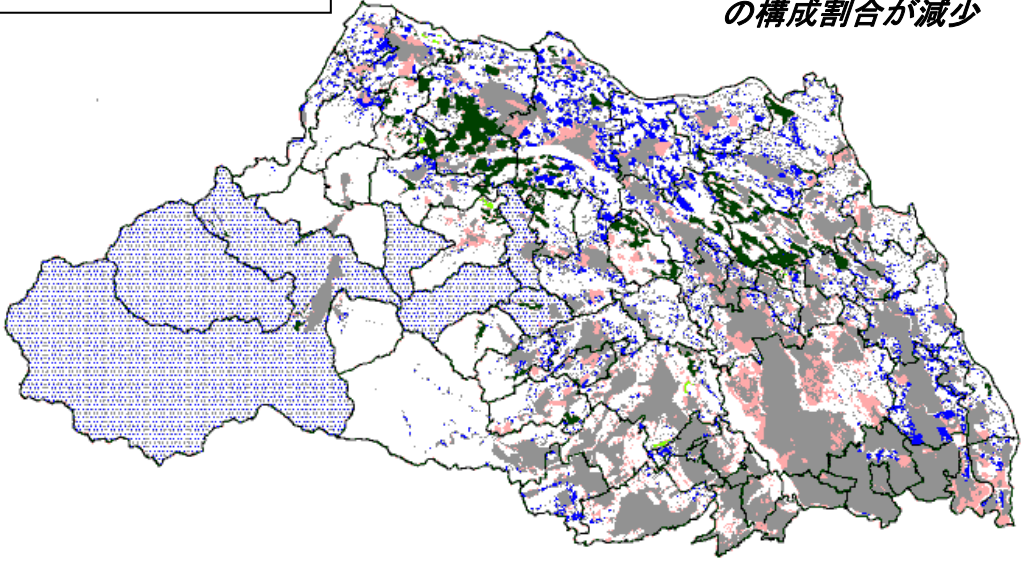
(2) 16年構想と23年構想における構想図の比較



【16年構想】



【23年構想】



- 浄化槽整備区域を新たに設定し、浄化槽の構成割合が増加
- 集合処理(下水道や農業集落排水)の構成割合が減少



市町村整備型実施市町村
* 県内の市町村整備型実施5市町村では、行政区域全域を浄化槽整備区域としている(下水道整備区域(既設・計画)、農業集落排水整備区域(既設・計画)を除く。)

2 浄化槽の特徴と有効性

(1) 浄化槽の基本的な特徴

- 公共用水域では、自然の浄化作用に基づき汚濁原因の物質が浄化される。
- しかし、自然の浄化能力の範囲を超えるような多量の汚水が放流された場合には、放流先周辺の水質汚濁が進行する。
- よって、公共用水域へ放流される汚濁物質を削減するためには、生活排水処理施設の整備が必要となる。

<生活排水処理施設の区分>

集合処理施設

家庭等からの生活排水を、公道等に管きよを埋設して集水し、流末に処理施設を設けて処理するもので、下水道や農業集落排水などが該当する。

個別処理施設

家庭等からの生活排水を敷地内で個別処理するもので、浄化槽が該当する。

浄化槽の基本的な特徴

項目	主な特徴
①管きよが不要	集合処理で必要となる管きよが不要。起伏の激しい地域においても汚水の移送用の大きなポンプ施設は不要。
②短期間で設置可能	取り付け工事が簡単で、工期が約 1 週間から 10 日程度と短く、事業効果の発現が早い。
③整備費用が安価	集合処理のような管きよ工事が不要なことや工期が短いため、人口密度が低い地域では、集合処理施設と比較して整備費用が安価。
④どこでも設置可能	駐車場 1 台分の面積で設置が可能、地形や地質の影響を受けにくい。
⑤社会構造の変化に柔軟に対応	建物ごとに整備するため、整備を進めていく上で人口減少など地域における社会構造の変化に柔軟な対応が可能。
⑥身近な水資源の確保	設置場所周辺河川の水量の確保に寄与。
⑦高度処理への対応が可能	放流水の水質について技術上の基準が定められている。 (規定：BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD20mg/L 以下) BOD とともに、栄養塩類とよばれる窒素 (N) と燐 (P) 等も併せて除去できる高度処理機能を持つ浄化槽の設置も可能。(P.4 参照)
⑧災害に強い	東日本大震災では、集合処理である下水道などは広範囲に渡り甚大な被害を受け、本格復旧までに数年かかるとされている。一方、浄化槽は、全損と判断されたものが全体の 4.9%に留まり、多くの浄化槽はそのままもしくは応急修理により使用可能であるなど、改めて災害に強いことが証明された。また、仮設住宅でも、整備に要する日数が短期間で済む浄化槽の設置により迅速な入居が可能となり、大きな役割を果たした。さらに、市町村整備型の浄化槽については、国庫補助率 80~90%の災害復興予算も組まれるなど国の支援策も充実しており、財政措置の面でも災害時の早期復旧が可能である。

【用語解説】BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水が汚れている。

(2) 合併処理浄化槽の有効性

- 人の生活に伴い排出される BOD 汚濁負荷量は、一人1日当たり約40g だが、その内訳は以下のとおりで、生活雑排水（台所、洗濯、風呂）が全体の約2/3を占めている。

【BOD 汚濁負荷量 (g/人・日)】

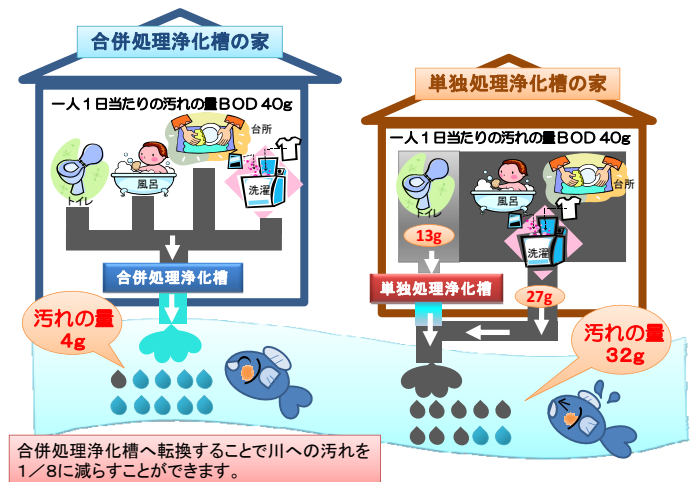
○し尿等 ……約13g

○生活雑排水 ……約27g

合計 ……約40g

出典：環境省浄化槽パンフレット

- 単独処理浄化槽は、し尿等の排水だけを処理し、生活雑排水を処理していないため、合併処理浄化槽に比べて、汚泥負荷量は8倍となる。



単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い

(3) 浄化槽の処理機能

- 浄化槽は、流入する BOD の 90%以上を除去し、放流水の BOD を日間平均値 20mg/L 以下まで低下させる処理機能を有しており、これにより放流先の河川等の浄化に寄与する。
- 一方、水道水源や湖沼等の閉鎖性水域の流域では BOD の除去だけでは不十分な場合があり、栄養塩類とよばれる窒素 (N) や磷 (P) を併せて処理できる浄化槽の整備が望まれる。
- これらは高度処理型と呼ばれ、窒素や磷、BOD といった処理対象に応じた処理機能が設定されており、浄化槽を整備する自治体の実情に応じて、設置する浄化槽のタイプを決定する。

浄化槽のタイプと必要とする要件

浄化槽のタイプ	必要とする要件
①通常の浄化槽	BOD 除去率 90%以上 放流水の BOD が 20mg/L (日間平均値) 以下
②窒素又は磷除去能力を有する高度処理型	放流水の総窒素濃度 (T-N) が 20mg/L 以下又は 総磷濃度 (T-P) が 1mg/L 以下
③窒素及び磷除去能力を有する高度処理型	放流水の総窒素濃度 (T-N) が 20mg/L 以下及び 総磷濃度 (T-P) が 1mg/L 以下
④BOD 除去能力に関する高度処理型	BOD 除去率 97%以上 放流水の BOD が 5mg/L (日間平均値) 以下

【用語解説】生活雑排水

家庭からの排水のうち、トイレからの排水を除く、台所や洗濯、風呂などからの排水。

【用語解説】栄養塩類

無機塩類として存在する生物の生命を維持する栄養分（窒素、磷等の主要元素とマンガン等の微量元素）。

3 浄化槽市町村整備推進事業（市町村整備型）の概要

(1) 制度の概要（詳細は本編参照）

- 浄化槽による汚水処理を下水道と同様に公共サービスで行う制度である。
- 通常は個人が設置する浄化槽を、市町村が個人の土地に設置する。
- 市町村が、保守点検や清掃及び法定検査などの維持管理を行う。
- 住民は、下水道を利用するのと同じように、市町村に使用料を納める。
- 平成6年度から国庫補助事業が開始され、県内では、旧大滝村が平成11年度に導入、現在、秩父市、小鹿野町、ときがわ町、東秩父村、鳩山町が市町村整備型を導入している。
- 嵐山町が、平成24年度から導入する。

(2) 国庫補助事業の枠組み

※高度処理型浄化槽（窒素又は磷除去型）（5人槽）の例
※条例で5人槽の分担金を10.2万円に定めた場合

本体・本体工事費 102万円（国庫補助基準額）

個人(1/10)
10.2万円

市町村負担【起債】(17/30) 58万円

交付税措置(約1/2)

使用料徴収(約1/2)

国補助(1/3)
34万円

【事業の主な要件】

- 地域＝下水道認可区域以外の地域で将来的に浄化槽の整備が妥当と判断される地域
- 会計＝特別会計により経理
- 戸数＝原則年度内20戸（※）整備
 - ※①事業が3年以上継続→10戸以上に緩和
 - ②累積50戸以上整備→10戸以上に緩和
 - ③事業が7年以上継続し事業区域内浄化槽処理人口普及率が70%以上→戸数要件なし
 - ④累積100戸以上整備し事業区域内浄化槽処理人口普及率が70%以上→戸数要件なし

交付税措置について…浄化槽市町村整備推進事業では、起債額の元利償還金に対し49%が交付税措置される。交付税不交付団体には原則措置されない。

【浄化槽市町村整備推進事業に関する交付金制度】

●循環型社会形成推進交付金（環境省）

- ・浄化槽整備のみで利用可能
- ・交付期間は概ね5年（更新可能）

●汚水処理施設整備交付金（内閣府）

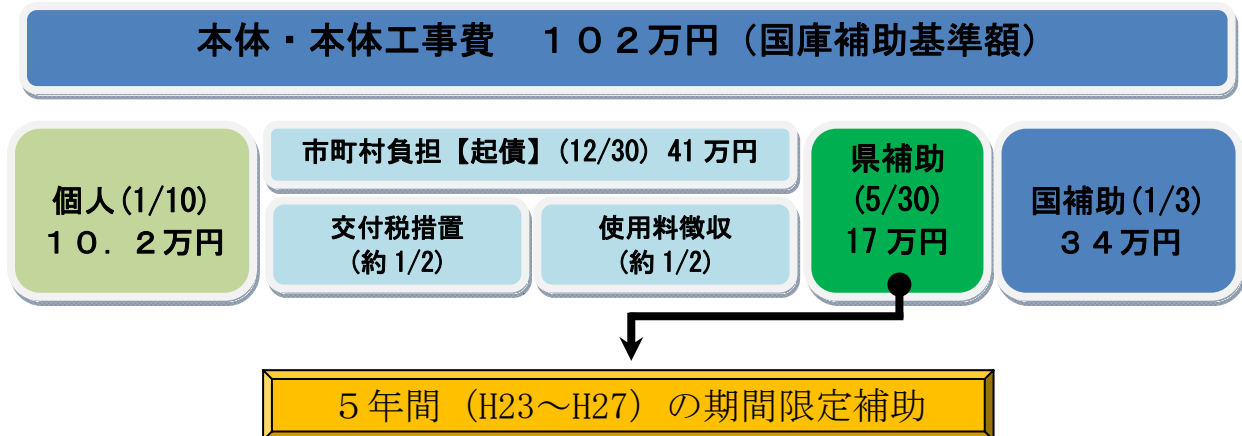
- ・下水道又は農業集落排水事業と組み合わせた複数種類の施設整備で利用可能

【共通事項】

- ・事業期間中に「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」から「浄化槽市町村整備推進事業」（このマニュアル中は「市町村整備型」という。）へ切替えが可能
- ・各年度の事業量の「年度間調整」及び整備施設の「事業間・費目間の調整」が可能
- ・PFI事業の実施が可能

(3) 県の補助事業の枠組み

※高度処理型浄化槽（窒素又は磷除去型）（5人槽）の例
 ※条例で5人槽の分担金を10.2万円に定めた場合



【期間限定補助の内容：導入初年度のみ補助】

● H23～H25年度導入の場合	→ 1基当たり 5/30（17.0万円）補助
● H26年度導入の場合	→ 1基当たり 4/30（13.6万円）補助
● H27年度導入の場合	→ 1基当たり 3/30（10.2万円）補助
● H28年度以降に導入する場合	→ 本体・本体工事費への県からの補助なし

*上記に加え、配管費20万円・処分費10万円、あわせて30万円（いずれも上限）の補助も実施。

*補助対象は「転換」のみ。

*10/1からの事業開始の場合、1年半補助を受けられる。（詳細はP.68「県の補助制度」参照）

【転換の定義】

「埼玉県浄化槽整備事業費奨励交付金交付要綱」第2条(14)抜粋

「専用住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を10人槽以下の浄化槽等に入れ替えることをいう。ただし、建築基準法第6条第1項に基づく確認申請（以下「確認申請」という。）を要する建築物の新築、増築及び改築に伴う場合は含めない。

前段ただし書きの場合において、専用住宅部分の増築に伴い、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を浄化槽等に入れ替えるとき（別棟を建築し、その別棟に設置する浄化槽等を除く。）は、この限りでない。

また、確認申請を要しない都市計画区域以外においても建築基準法第6条第1項の規定が適用されるものとして取り扱う。」

*下線部については、次ページ参照

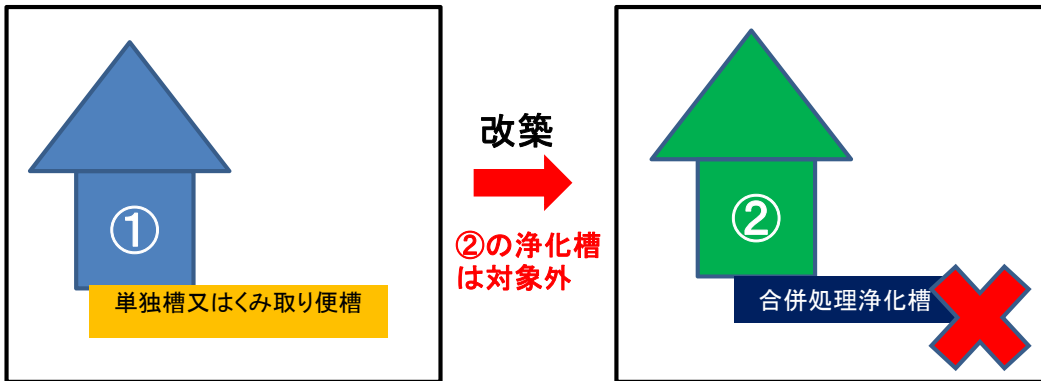
➤ **転換の定義**

* 「埼玉県浄化槽整備事業費奨励交付金交付要綱」による。

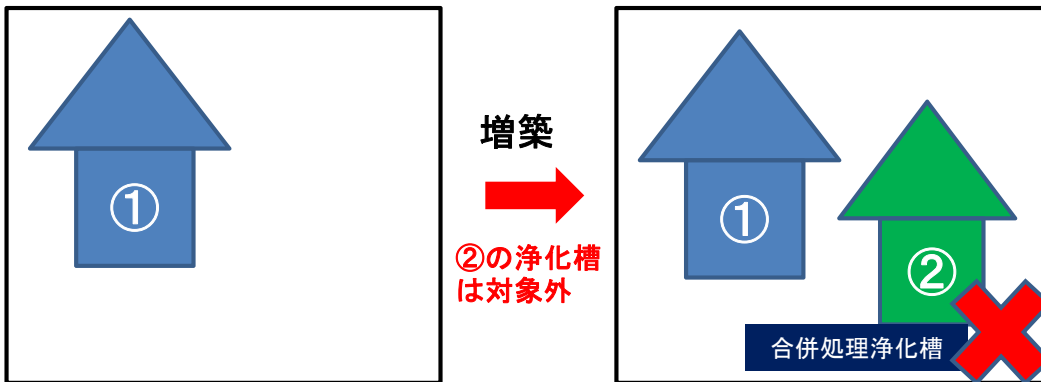
既存の単独処理浄化槽等を合併処理浄化槽に入れ替えること。
 ただし、建築確認を要する新築・増築・改築は対象外。
 * 増築に関して、下表の(3)のケースのみ「転換」として扱う。

建築確認申請を行う場合で「転換」と認められるケース

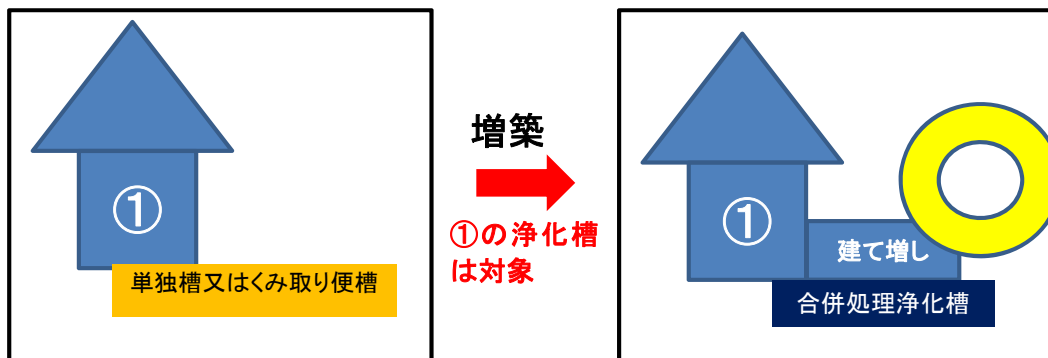
(1) 同一敷地内にあった建築物①を解体して、同規模の建築物(専用住宅)を新築し、その専用住宅に合併処理浄化槽を設置した場合→改築→対象外



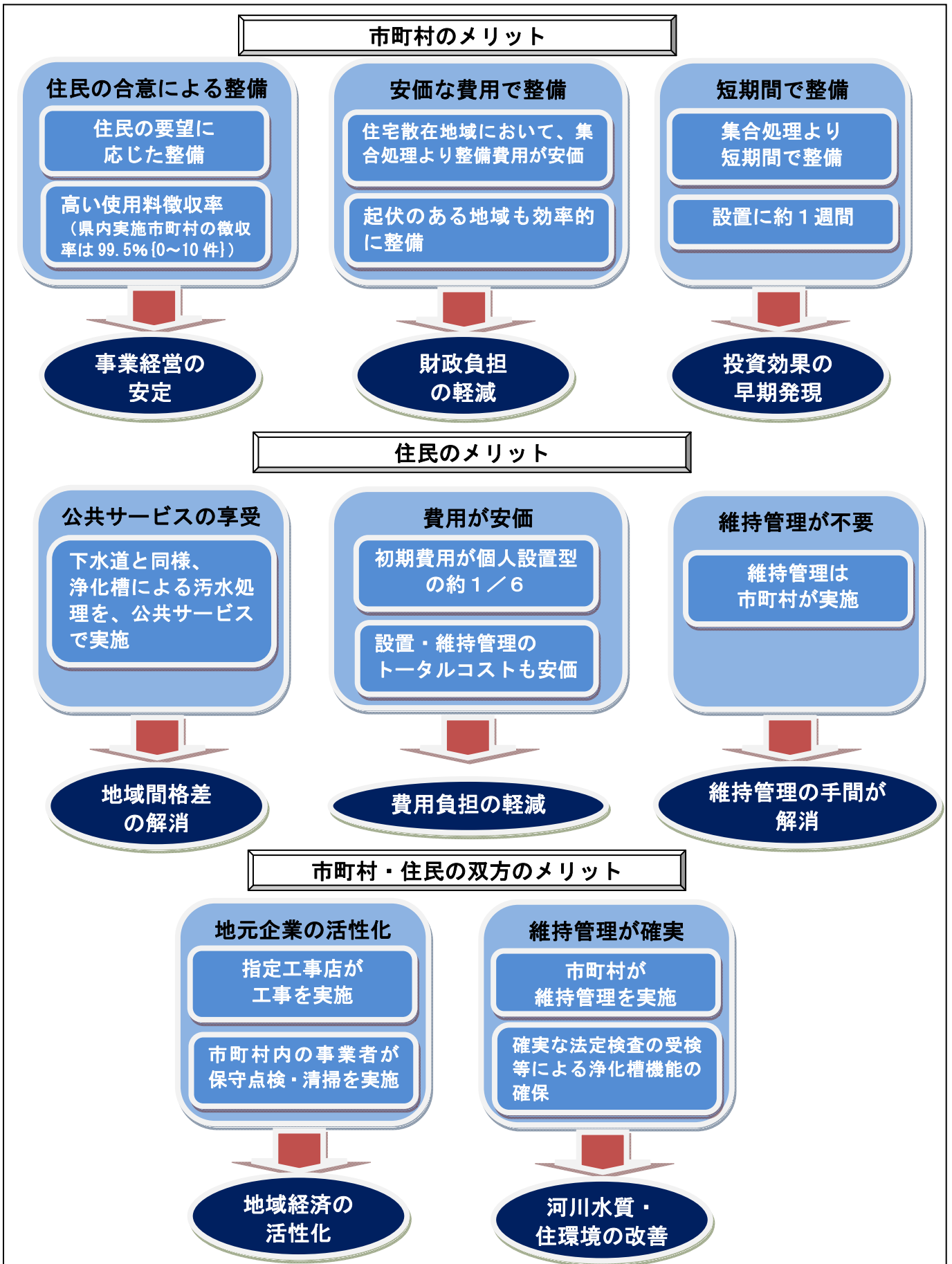
(2) 同一敷地内に、既存の専用住宅①があり、離れ等の付属棟②を新築し、その付属棟に合併処理浄化槽を設置した場合→増築→対象外



(3) ①へ部屋を追加するなど専用住宅に建て増しをし、単独処理浄化槽あるいはくみ取り便槽を合併処理浄化槽へ取り替えた場合→増築→対象



(4)市町村整備型のメリット



(5)維持管理費の比較

個人設置型

5人槽概算:1年目 51,000円/年
2年目以降 43,000円/年

維持管理は個人が行う。

	費用(一例)
保守点検	18,000円/年 (4回/年)
法定検査	13,000円(1年目)、5,000円(2年目以降)
清掃	20,000円/年

市町村整備型 (例:ときがわ町)

5人槽:50,000円/年

維持管理は市町村が行う。

○ 使用料:30,000円/年(定額)

(保守点検4回/年、法定検査1回/年)

○ 清掃料:約20,000円/年(個人の使い方によって異なる。)

(100円/10L)

清掃を行ったときに使用料とあわせて町に納付する。

(6)個人負担額の比較(30年間)

期間限定の現行の補助制度において比較(5人槽で試算)
(修理代や消耗品代は除く。)

個人設置型の浄化槽で個人支出額

設置費用	保守点検費用 (概算)	清掃料金 (概算)	法定検査 (11条)	法定検査 (7条)	合計
650,000	540,000	600,000	145,000	13,000	1,948,000

市町村整備型の浄化槽で個人支出額

例:ときがわ町

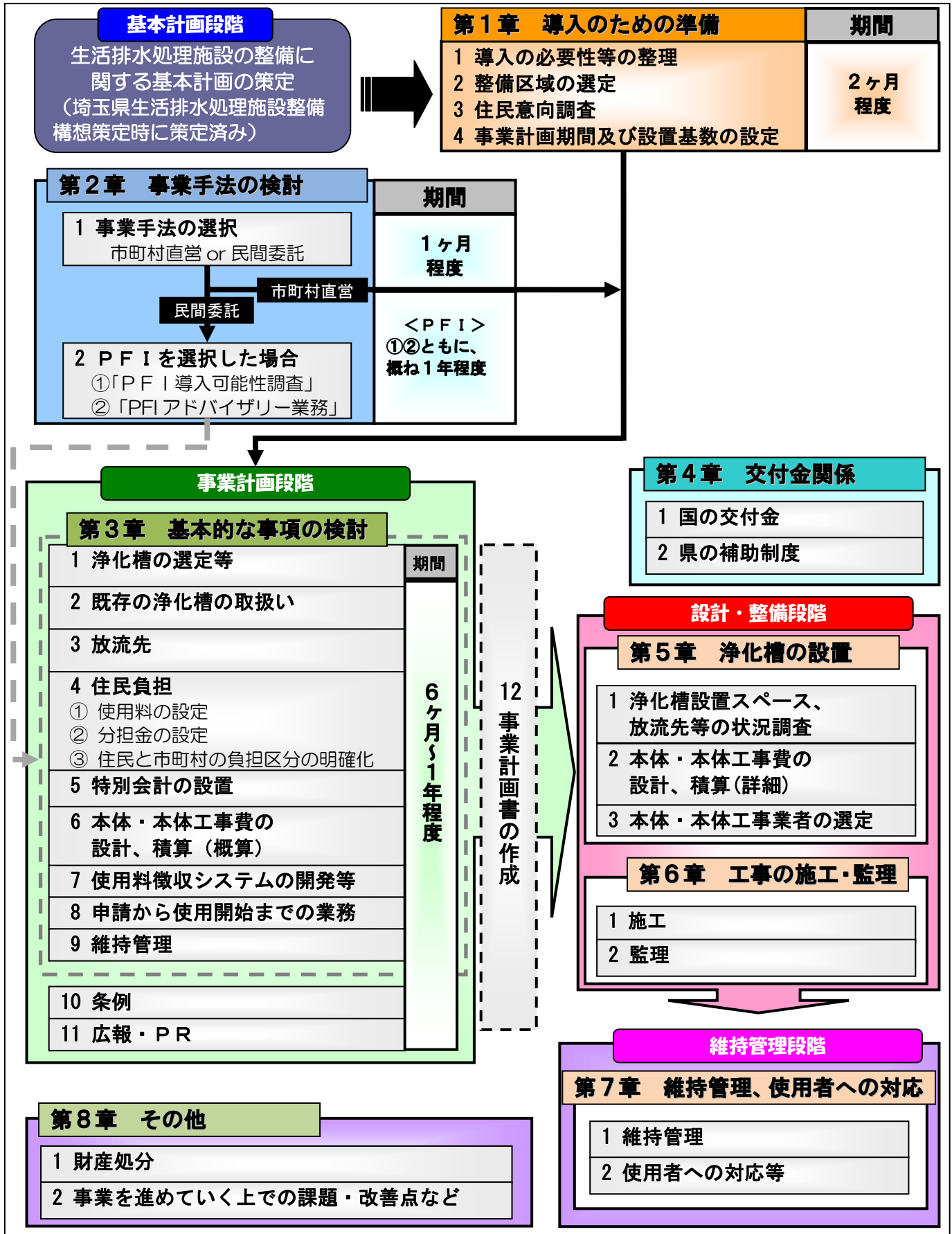
設置費用 (分担金)	使用料 (保守点検費用を含む)	清掃料金 (概算・実費を市町村に納付)	法定検査 (11条)	法定検査 (7条)	合計
102,000	900,000	600,000	0 (使用料を含む)	0 (使用料を含む)	1,602,000

使用料を払うが、市町村整備型の方が個人の支出が抑えられる。

本編

第1章 導入のための準備

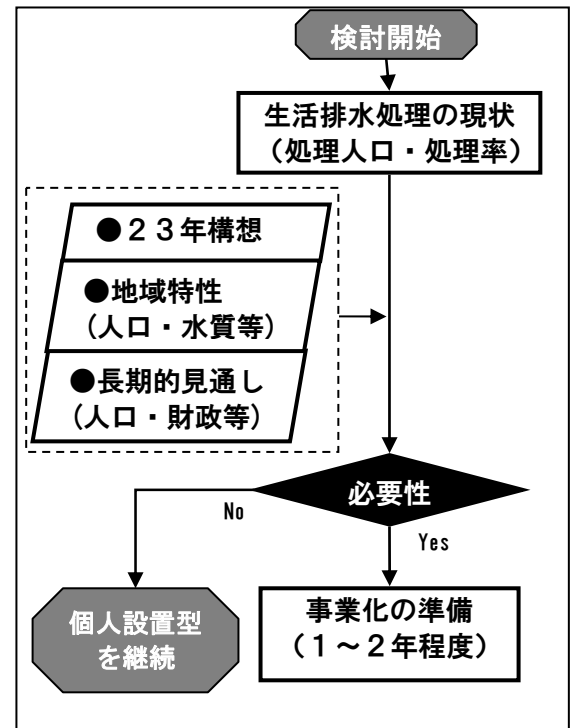
各章の項目と関連イメージ図



1 導入の必要性等の整理

(1) 導入の必要性

- 県は、23年構想において、平成37年度までに生活排水処理人口普及率を100%にすることとした。
- 本構想の改定に先立ち、県内の全市町村が、生活排水処理に関する基本計画を策定済みである。
- 今後、生活排水処理施設の整備対象となる地域の多くは家屋の密集度が低い。
- このため、下水道などの集合処理施設を整備する場合は、既に整備されている地域に比べて投資効果が低い。
- また、集合処理施設の処理区域の拡張に伴って維持管理費が増加しており、市町村財政への負担が大きくなってきている。
- 23年構想では、新たに浄化槽整備区域を設定し、浄化槽の整備促進を図ることとしている。
- 目標達成のためには、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換が重要である。
- このため、県では平成23年度から浄化槽補助制度を抜本的に見直し、個人の費用負担の軽減を図り、特に転換に効果の高い市町村整備型に対し手厚い補助を実施している。



(2) 留意事項

➤ 地形的要因をもとに導入する場合

集合処理に適さない山間部や集落散在地域を対象に事業を導入する場合、高齢者世帯が大半であることが多く、経済的理由等により設置基数が思うように伸びないことが多い。

⇒ 住民アンケートなどにより事前に十分需要を把握しておく必要がある。

➤ 水質改善を目的に導入する場合

浄化槽は、住民同意に基づき設置していくことから短期に集中的な整備を行うことが難しく、直ちに公共用水域の水質改善が図られるわけではないので、住民説明等に留意する。

⇒ 下水道等を含めた生活排水処理対策全体を考えて計画を立て、説明責任を果たせるようにしておく必要がある。

➤ 事業化までの準備期間

市町村整備型の導入を政策決定してから導入まで1～2年を要するケースが多いので、事業開始年度から逆算して、余裕を持って準備計画を立てることが必要。

(3)全国アンケート調査結果

【H23.8 全国市町村整備型実施市町村を対象に実施、189市町村が回答】
 *以下、「全国アンケート調査結果」についても同様である。

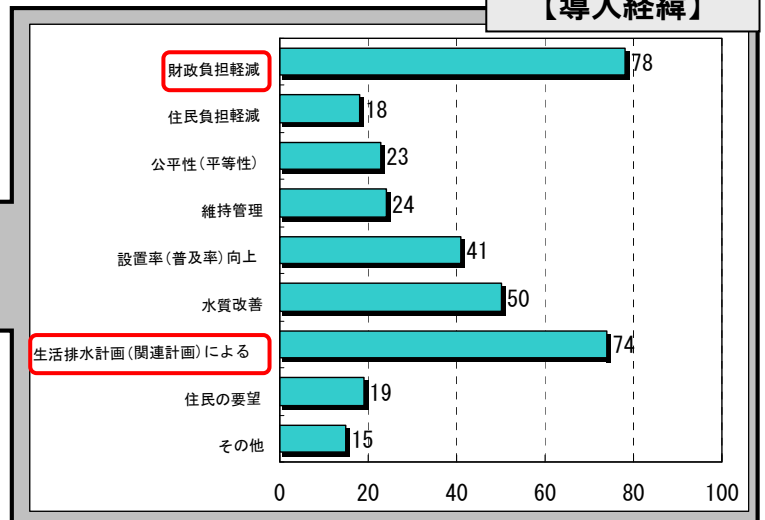
(ア) 事業の導入経緯

【回答】 下水道などの集合処理施設の整備と比べた場合の市町村財政負担の軽減や、生活排水処理計画等の遂行などが、導入の経緯となっている事例が多い。

【回答例】

- 地形的要因（起伏の激しい地域、集落が散在している地域等）で、下水道や農業集落排水のような面的整備では費用が莫大となるため
- 住民の費用負担が小さく、設置率向上が見込めるため
- 適正に維持管理されていない状況を改善するため

【導入経緯】



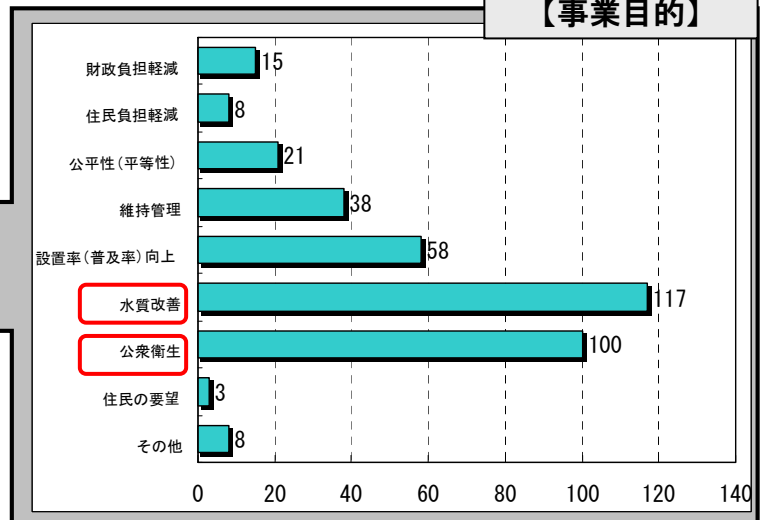
(イ) 事業の目的

【回答】 水質改善、公衆衛生の向上などを目的としているケースが多い。

【回答例】

- 水質改善などを始めとした生活環境保全及び公衆衛生の向上
- 下水道整備区域と同等な公共サービス提供の必要性
- 適正な維持管理体制の構築

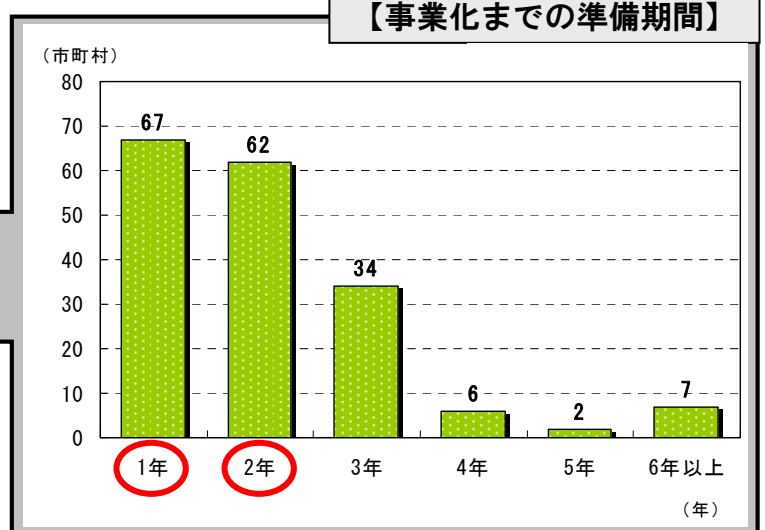
【事業目的】



(ウ) 事業化までの準備期間

【回答】 事業化までの準備期間は、1年～2年程度が多い。事業化に向けた準備を開始した年度は、平成13年度の浄化槽法の改正（合併処理浄化槽の義務付け）以降からが全体の8割程度を占めている。

【事業化までの準備期間】



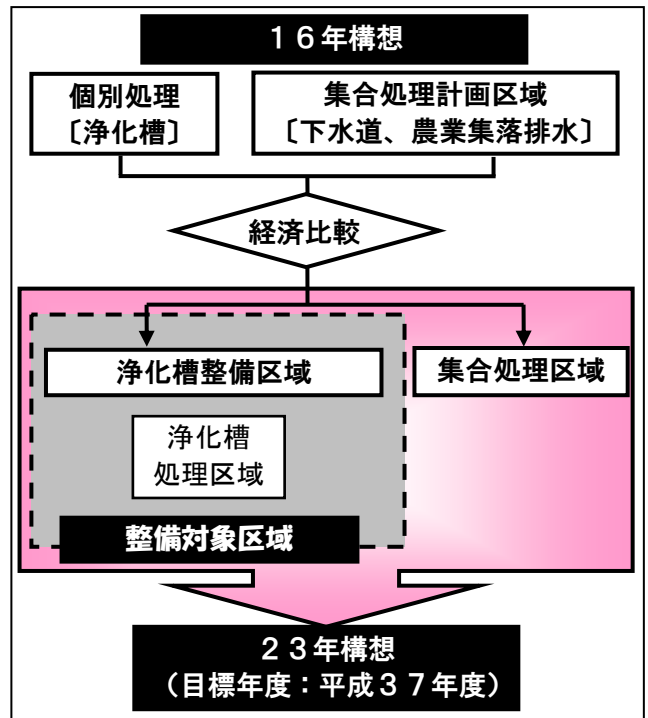
2 整備区域の選定

(1) 整備区域の選定手順

- 23年構想で、「浄化槽整備区域」及び「浄化槽処理区域」に位置付けている地域が候補となる。
- 整備対象区域は、その特性、範囲等により4つに区分して考えることができる。

- ① 浄化槽整備区域の全域
- ② 浄化槽整備区域の一部
- ③ 16年構想では集合処理計画区域だったが、23年構想で浄化槽整備区域になった地域
- ④ 浄化槽整備区域＋浄化槽処理区域

*市町村整備型で整備する地域と、個人設置型で整備する地域を重複することはできない。
(分けて実施することは可能)



(2) 整備対象区域の利点と留意点

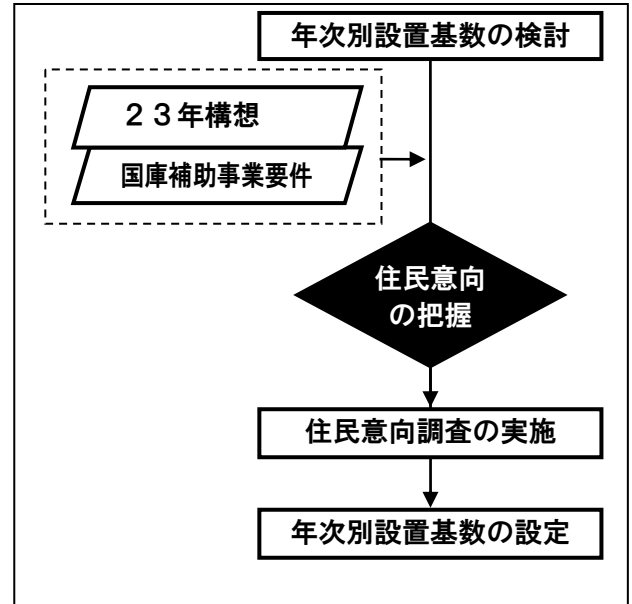
- 市町村整備型で整備する対象地域の選定上の利点と留意点を整理した結果は下表に示すとおりで、対象区域の範囲が広いほど生活排水処理人口普及率の向上に大きく寄与することになる。

項目	整備対象となる地域のパターン			
	①整備区域の全域	②整備区域の一部	③元集合処理区域	④処理区域含む
利点	<ul style="list-style-type: none"> ●対象世帯が多くなるため、需要計画が容易となる。 ●対象者が多くなるため、生活排水処理率の向上に対する寄与度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業対象者の要望の確認作業が容易である。 ●特定の地域を集中的に整備することで、集落の設置率が高くなる。 ●整備地域周辺の公共用水域の保全につながりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道や農業集落排水に代わり、市町村整備型で浄化槽を設置。 ●短期間で集合処理施設と同様のサービスが享受できることを説明することにより、住民理解が深まる。 	—
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者が多いことで、事業対象者の要望の確認作業が煩雑となる可能性もある。 ●分散的に整備を進めると、公共用水域の保全等の寄与度が小さいので、計画的な整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽整備への要望が弱い場合には、国庫補助事業の要件を満たさない可能性がある。 ●対象地域が小さい場合には、市町村全体の生活排水処理率の向上に対する寄与度が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の見直し内容について、十分な住民説明が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽処理区域は新設のみとなることから、生活排水処理率の向上に対する寄与度が低い。

3 住民意向調査

(1) 必要性

- 市町村整備型の事業では、国庫補助事業の要件を満たすだけの浄化槽の設置が必要不可欠である。このため、地域住民の浄化槽設置に関する要望を的確に把握することが重要となる。
- なお、住民意向調査は、必ずしも実施しなければならないわけではないが、計画的かつ効率的な事業運営を進めていく上では必要な調査であるといえる。



(2) 主な実施方法

- 住民意向を把握する方法としては、下表に示すようにアンケート調査や現地説明会がある。
- 事業対象区域が広範囲又は対象者が多い場合には、現地説明会での十分な説明が困難であり、アンケート調査が有効となる。
- 比較的小さな区域を事業対象とする場合は、現地説明会に十分な回数や時間を確保することができ、意向の把握が容易である。

	アンケート調査	現地説明会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵送により調査票を配布し、事業への参加意思などについて記入した調査票を郵送により返送してもらう方法。 ● 事業概要等の説明は、資料を同封することで実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一度に十数人から数十人程度を対象とし、事業概要についての説明を行うとともに、事業への参加意思などを把握する方法。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査対象が非常に多い場合でも対応が可能。 ● 択一式の設問でないと回答が得られにくいので注意が必要。 ● 資料を読んでもらうだけになるため、事業の趣旨等が伝わりにくい面がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業対象区域が広範囲になると、開催回数が増え、時間もかかることになる。 ● 口頭での説明であり、質疑応答も可能なため、事業の趣旨等が伝わりやすい。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 高い回収率を得られない場合も多く、回収率を高めるための工夫(分かりやすい調査票の設計など)が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の人の意見により、全体の方向性に影響が出るおそれがあるので、注意が必要。 ● 住民の生活スタイルが様々なため、多くの人の意見を収集するには多くの場所や様々な時間帯での実施などが必要。

※その他、電話調査やヒアリング調査といった方法もある。

(3) 住民意向調査の事例（アンケート調査）

項目	埼玉県嵐山町	三重県紀宝町
調査方法	郵送アンケート	【配布】 嘱託員を通じた全戸配布 【回収】 郵送アンケート
調査対象区域	浄化槽整備区域	紀宝町全域
調査対象者	単独処理浄化槽及びくみ取り便槽世帯	全世帯
回答数/配布数	548件/963件 (回収率56.9%)	2,012件/5,647件 (回収率35.6%)
調査項目	①調査対象者の住んでいる地域	①住居の形態
	②世帯人員	②回答者世帯の年齢構成
	③住居形態	③合併処理浄化槽整備の必要性の認識
	④延べ床面積	④浄化槽の保守点検等の責任義務の認識
	⑤生活排水の放流方法	⑤生活排水処理形態
	⑥合併処理浄化槽整備の必要性の認識	⑥合併処理浄化槽の維持管理事業の希望
	⑦町設置浄化槽整備での設置希望	⑦合併処理浄化槽の新設・維持管理事業の希望
	⑧町設置浄化槽整備での設置時期	⑧自由意見
	⑨設置の可否を判断できない場合の理由	
	⑩町設置浄化槽整備に対する意見	

【詳細な情報】

- ・埼玉県嵐山町HPより
<http://www.town.ranzan.saitama.jp/town/1000kurashi/1030seikatsu/1038gesuidou/info/PDF/jyuminnikoutyousa.pdf>
- ・三重県紀宝町HPより
<http://www.town.kiho.mie.jp/life/kankyo/anke-to.pdf>

(4) 住民説明会における説明内容の例

- 市町村設整備型の事業計画の住民説明会は、ある程度事業内容を詰めた上で実施する必要がある。説明内容を以下に例示する。

【説明会での説明内容（例）】

- 浄化槽整備の必要性（市町村の生活排水処理の実情など）
- 設置時の分担金及び住民が負担する工事費用（概略）
- 設置済みの合併処理浄化槽の取扱いについて（帰属制度に関する考え方）
- 使用料（内訳）及び浄化槽の使用に関して住民が負担する費用（概略）
- 浄化槽設置に係る排水設備工事（配管工事など）及び使用開始期限 など

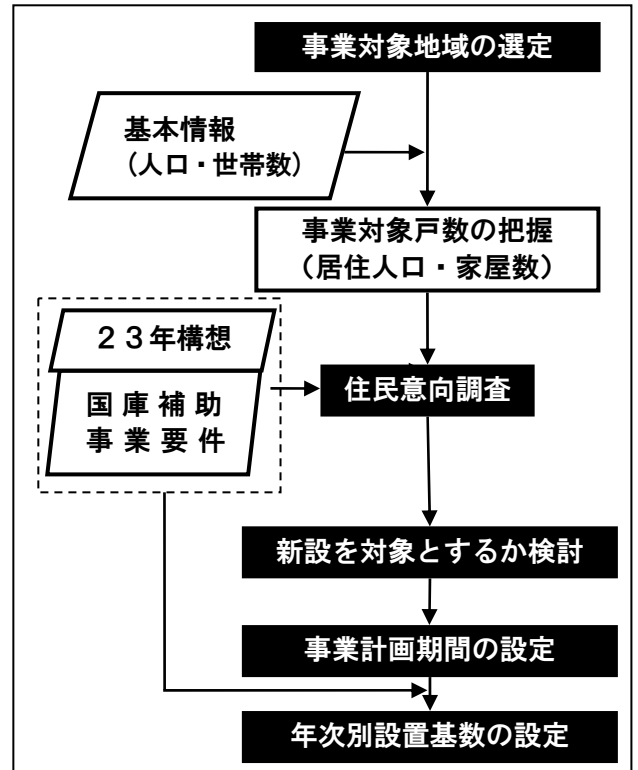
- 開催終了後に簡易なアンケートを実施し、事業への参加意思の確認、現状の浄化槽の設置状況を把握することが望ましい。

4 事業計画期間及び設置基数の設定

(1) 国庫補助事業の要件（設置基数）

➤ 国庫補助事業における設置基数の要件

- 当該事業年度内に **20 戸以上** の住宅等について浄化槽等を整備する事業であること。
- ただし、事業が **3 年以上継続** した場合又は **累積 50 戸以上** 整備した場合には、事業年度内に整備する戸数を **10 戸以上** とする。
- 事業が **7 年以上継続** した場合であって事業整備区域内における浄化槽処理人口普及率が **70%以上** の場合には、事業年度内の **設置基数の要件はない**。
- **累積 100 戸以上** 整備した場合であって、事業整備区域内における浄化槽の処理人口普及率が **70%以上** である場合は、事業年度内の **設置基数の要件はない**。



(2) 事業対象の検討（新設を含めるか否か）

- 事業対象範囲について、「新設」を含めるか、「転換」のみを対象とするかによって、事業計画の設定内容が変わってくるので、十分に検証する必要がある。
- それぞれの利点、留意点は下表のとおり。
*なお、県の補助制度に係る「転換」の定義はP.7参照。

	対象区分	
	新設も含める場合	転換のみを対象とする場合
利点	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業要件となる設置基数のクリアが容易になる。 ● 公平な汚水処理サービスを提供することができ、住民格差の解消に寄与する。 ● 新設についても維持管理を市町村が行うため、公共用水域の水質改善への寄与度が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 財政投資や事務負担を転換のみに集中でき、市町村全体の生活排水処理率向上の寄与度が高い。 ● 整備総数が圧縮でき、財政的負担及び職員の事務負担が軽い。 ● 整備対象の把握が容易で財政計画が立てやすい。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置が新設ばかりだと、既存の単独処理浄化槽等の転換がなかなか進まず、市町村全体の生活排水処理率向上の寄与度が低くなり、費用対効果の面で課題が残るおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業要件となる設置基数をクリアするためには、事前の需要調査を十分に行っておく必要がある。 ● 導入後も、普及啓発に努め、設置基数を確保していく必要がある。 ● 同じ地区の中で、転換と新設で住民負担の差が生じる。

(3)事業計画期間の設定に当たっての留意点

- 事業計画期間の設定に当たっての留意点は下記のとおり。

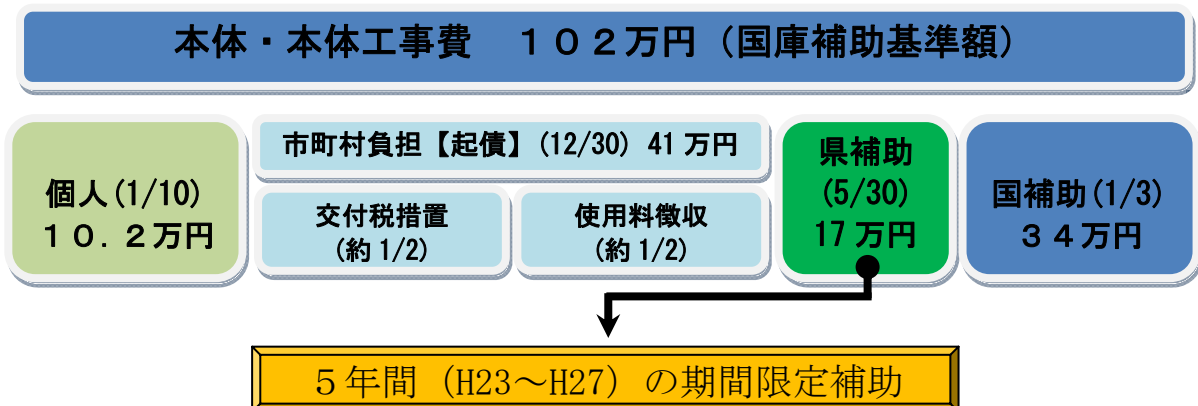
【留意点】

- 23年構想（目標年度：平成37年度）との整合性
- 国庫補助事業の要件を満たすように年度ごとの整備基数を検討し、計画期間を設定。

(4)年次別設置基数の設定に当たっての留意点

- 生活排水未処理人口や住民アンケート等を踏まえて設置基数を設定していくことが多いが、社会情勢の変動等にも影響され、住民の考え方が流動的になることがある。
⇒ **計画と実際の設置基数との間に差が生じることがあるので注意が必要。**
- 対象者の経済的負担や世帯の高齢化等の事由による設置基数の減も見込み、事業要件を満たすためには、事業開始当初にできるだけ設置基数を多くする計画を立てることも必要。
- 県では現在、配管費に20万円、処分費に10万円（いずれも上限）の補助を出している。（平成27年度まで）こうした県の配管費等の補助がある期間内に、転換基数を多くした方が住民にとってメリットがある。
*詳細はP.68（「県の補助制度」）参照。
- 整備基数を平準化するのではなく、導入初年度に転換基数を多くする計画を立てる方が、市町村財政にとって有利である。（下図・表参照）

※高度処理型浄化槽（窒素又は磷除去型）（5人槽）の例
※条例で5人槽の分担金を10.2万円に定めた場合



【期間限定補助の内容：導入初年度のみ補助】

● H23～H25年度導入の場合	→ 1基当たり 5/30（17.0万円）補助
● H26年度導入の場合	→ 1基当たり 4/30（13.6万円）補助
● H27年度導入の場合	→ 1基当たり 3/30（10.2万円）補助
● H28年度以降に導入する場合	→ 本体・本体工事費への県からの補助なし

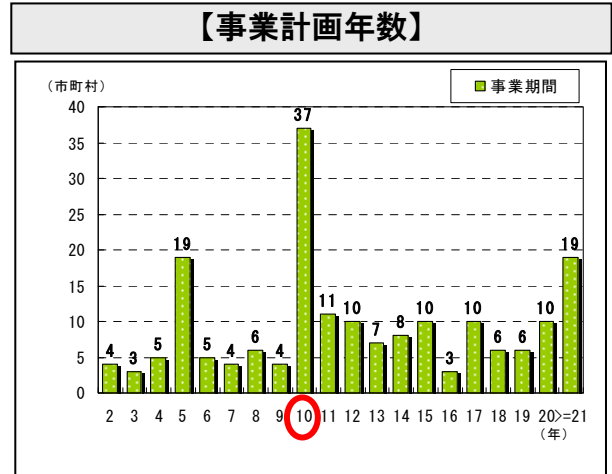
※10/1からの事業開始の場合、1年半補助を受けられる。（詳細はP.68「県の補助制度」参照）

(5)全国アンケート調査結果

(ア) 事業計画年数

回答

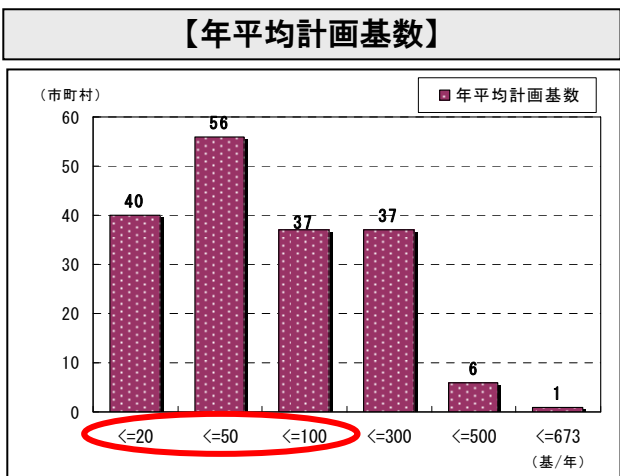
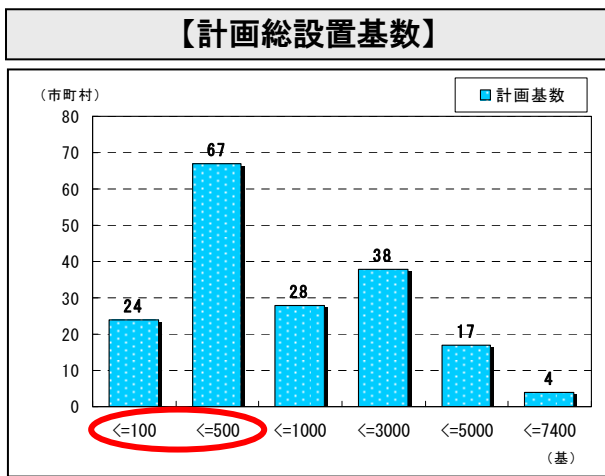
事業計画の期間は、10年が最も多く、
全体的にも10年以上の計画が多い。



(イ) 計画設置基数

回答

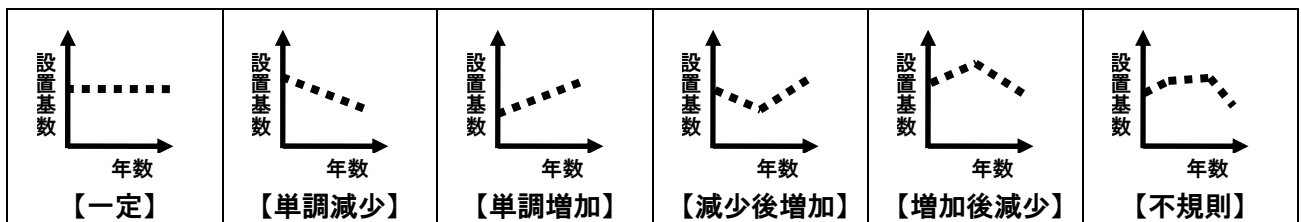
総設置基数は100~500基程度が最も多く、
年平均では100基以内の市町村が75%を占める。



(ウ) 設置数の年度別推移

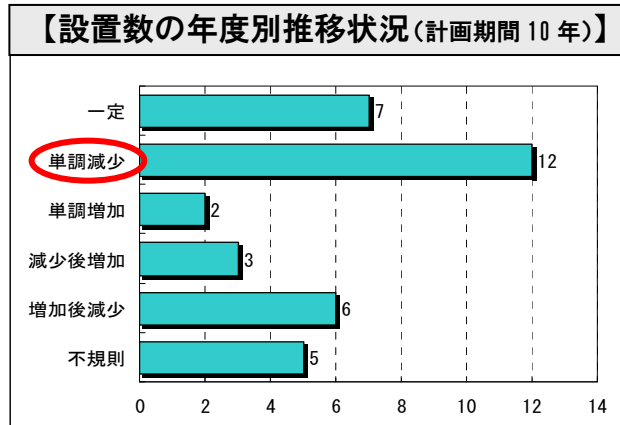
回答

回答結果を6パターンに分類



【回答結果】

- 年度ごとに単純に減っていく「単調減少」型が最も多い。
 - ついで、各年度同じ基数を整備していく「一定」型。
 - その次は、増加したあと減少していく「増加後減少」型の順になっている。
- *事業開始時にできるだけ多く設置する自治体が多い。

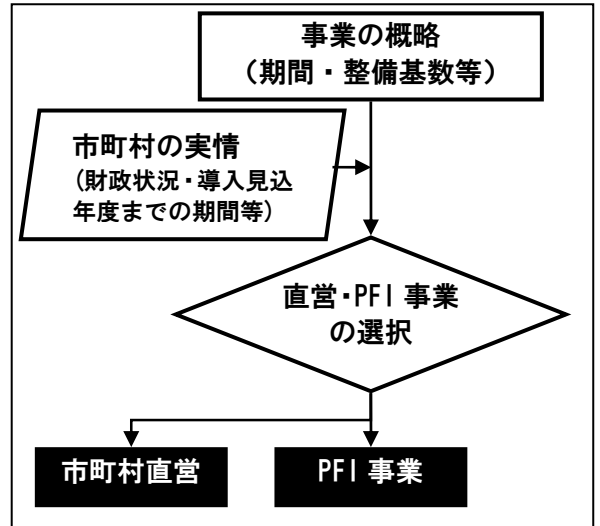


第2章 事業手法の検討

1 事業手法の選択

(1) 市町村直営と PFI 事業の概要

- 事業手法は、市町村の直営、施設の維持管理・運営を民間事業者へ委託する長期包括的民間委託、又は、民間のノウハウや資金を活用する PFI 事業の3つの事業形態を選択することが可能。
- それぞれの事業形態の区分は下表のとおり。
- 事業形態の選択に当たっては、事業の概略（整備期間や整備基数）や市町村の実情（財政状況）を踏まえて、浄化槽整備の方向性に合致した事業手法を選択することが必要。なお、全国のほとんどの市町村が直営方式で事業を実施している。（P.22参照）
- PFI 事業については、市町村直営より準備期間が長くなるため、これを踏まえて事業形態を検討する。
- 県内では、平成24年度から、嵐山町が PFI 事業（BTO方式）により市町村整備型を実施する。



事業形態の区分

方式	事業形態	事業工程における主体				
		施設 所有	資金 調達	設計 建設	施設 運営	公共関与 度合
PFI 事業	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（B）した後、施設の所有権を公共に移転（T）し、施設の維持管理・運営（O）を民間事業者が事業終了の時点まで行っていく方式 ※市町村整備型では、同方式のみ国庫補助対象事業となる。	公共	民間	民間	民間	公共関与 (低)
長期包括的 民間委託	自治体が自ら資金調達を行い、施設を建設した後、施設の所有権を有し、長期にわたる施設の維持管理・運営を民間事業者が事業終了まで行っていく方式	公共	公共	公共	民間	↑ ↓
直営方式	自治体が自ら資金調達を行い、施設を建設した後、施設の所有権を有し、長期にわたる施設の維持管理・運営（民間委託を含む）を事業終了まで行っていく方式 ※通常のケース	公共	公共	公共	公共	

- 国庫補助事業として、PFI 事業が適用できるのは **BTO 方式のみ**。
※BTO（Build Transfer Operate）

【用語解説】 PFI 事業 (Private Finance Initiative)

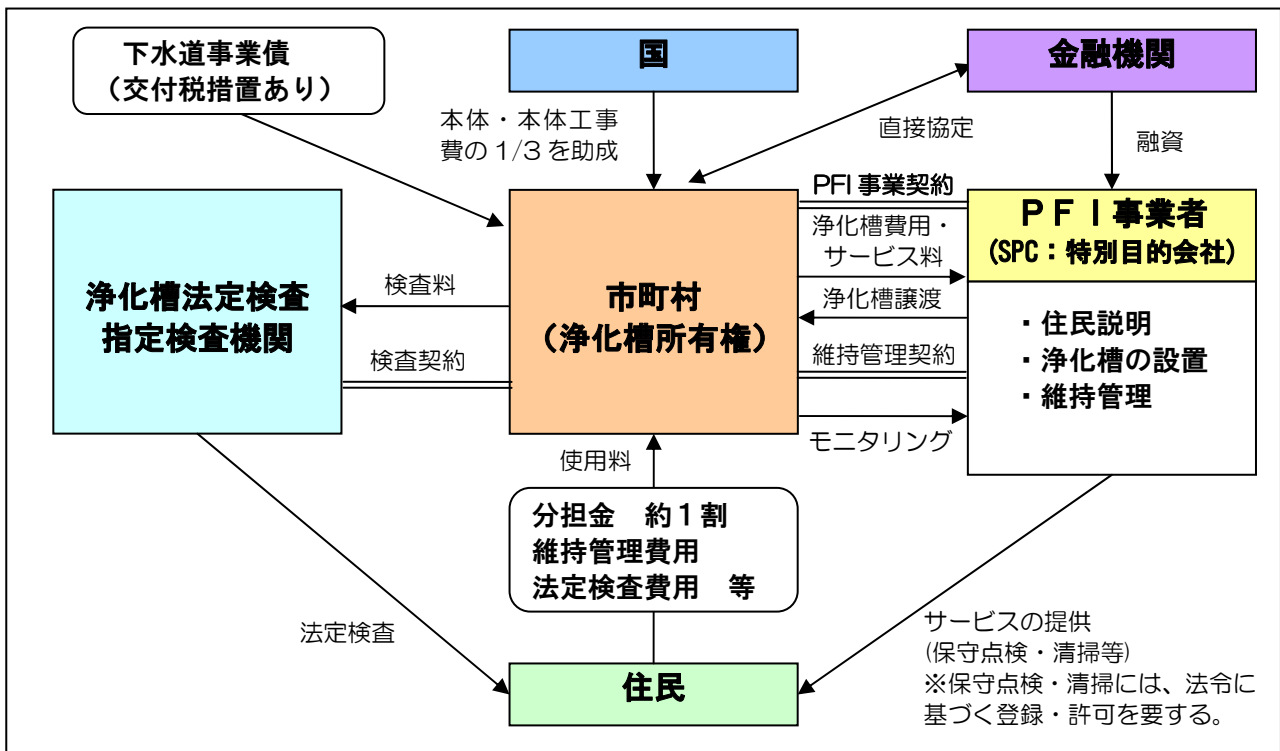
公共施設等の設計、建設、維持管理に民間の資金とノウハウを活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図る民間促進事業のこと。平成14年度から、浄化槽市町村整備推進事業に PFI 事業が認められた。

(2)PFI 事業を選択する際のポイント

➤ PFI 事業のメリット・デメリットについて下表のとおり整理。

項目	メリット	デメリット
整備面	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村直営よりも、一般的には浄化槽整備速度の迅速化が図られる。 ●民間のノウハウにより、維持管理・運営面での適正化が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業規模が小さい場合、PFI 事業が成立しない可能性がある。
財政面	<ul style="list-style-type: none"> ●民間資金の活用により、市町村財政負担の軽減を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●当初計画よりも大量の整備が実現した場合の対応など、様々なケースが想定され、お互いの分担等について不明確になる可能性がある。
地域経済面	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽の設置整備に伴い家屋の改修工事等の需要が期待でき、地元企業の活性化につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地元企業を含まない SPC（特別目的会社）の場合には、必ずしも地域経済の活性化につながらないおそれもある。

➤ 事業形態スキーム図



【用語解説】 SPC（特別目的会社：Special Purpose Company）

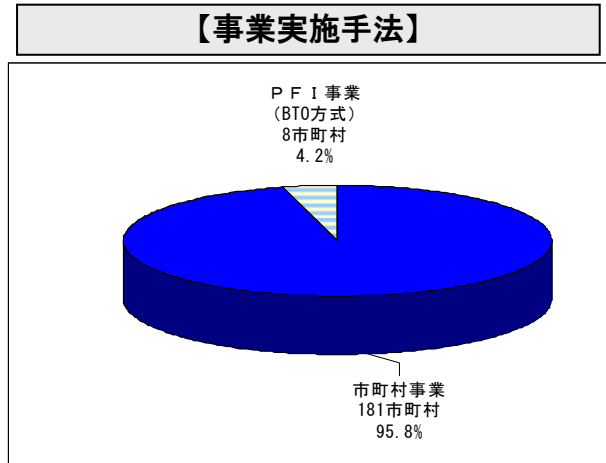
PFI事業を実施する際につくられる法人で、通常は株式会社。SPCはPFI事業だけを行う会社組織であり、公募提案する共同企業体が出資して作られることが多い。

SPCは公共団体とのPFI契約の相手方であり、建設・運営・管理に当たる当事者である。PFI法ではSPCを必置としているわけではないが、ファイナンスや実際の事業実施のやりやすさから、ほとんどの事業で設置されている。

(3)全国アンケート調査結果

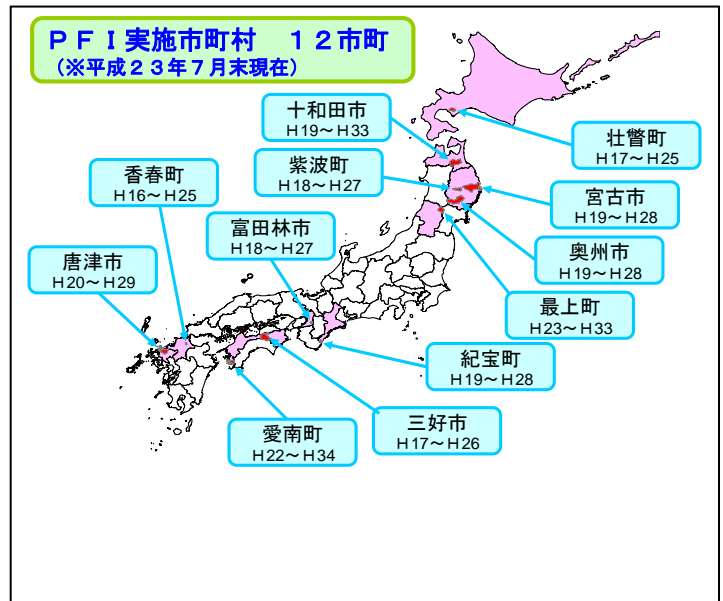
事業実施手法

- ▶ 全国では12市町（岩手県3市町及び今年度導入の最上町は未回答）でPFI事業を導入。
- ▶ ほとんどの市町村は市町村の直営事業。（回答のあったうち95.8%）



全国におけるPFI導入市町村の概要

市町村名	設置目標基数	事業期間年数
香春町	最大5,000基	10年間
壮瞥町	150基	10年間
三好市	750基	10年間
紫波町	1,000基	10年間
富田林市	450基	10年間
十和田市	2,380基	15年間
奥州市	1,200基	10年間
宮古市	1,500基	10年間
紀宝町	1,500基	11年間
唐津市	2,500基	10年間
愛南町	2,200基	13年間
最上町	420基	10年間



【PFI実施市町村の声】

- （北海道壮瞥町）行政事務の簡素化が図れ、事業費（特に人件費）が低減した。
- （三重県紀宝町）導入にあたっては、一時的に事務量が増加するが、導入後は自治体としての事務量は減少し、財政面でも軽減が図れている。

(4)PFI事業の導入に当たっての留意点

- ▶ PFI事業の導入に当たっては、ある程度の準備期間（約2年程度）が必要なので、市町村整備型導入予定年度を見据えて検討する必要がある。
- ▶ 「PFI導入可能性調査」や「PFIアドバイザー業務」を実施するため、財政負担を伴う。
- ▶ 上記業務の委託費用は一概に言えないので、複数事業者から見積りを取り比較してみる必要がある。
- ▶ それぞれの詳細な内容は次ページ以降参照。

2 PFI を選択した場合

- PFI 事業によって実施すると決めた場合には、VFM (Value For Money) の算出や市場調査等専門的な調査をする必要がある。
- VFMが出なかった(効果がない)場合、PFI 事業は実施できない。

【参考】

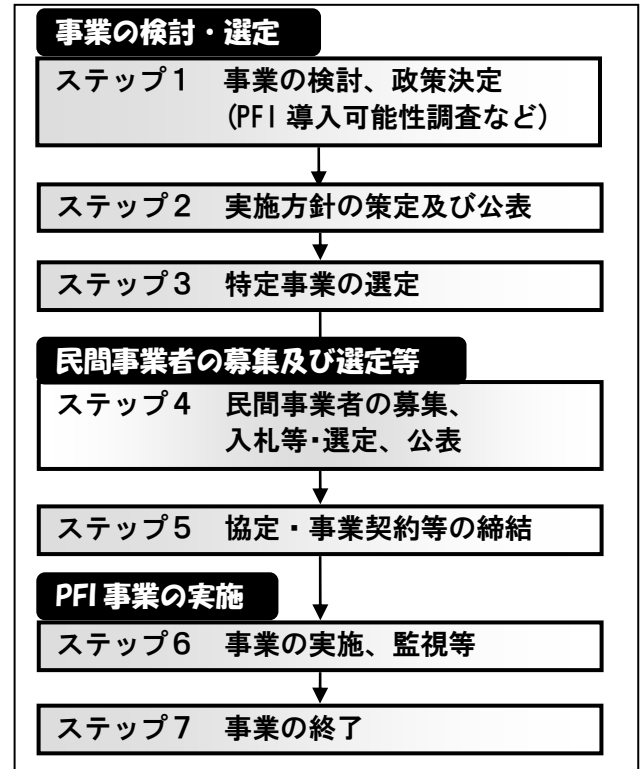
埼玉県PFI関連のホームページ(県改革推進課)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kaikaku-pfi/>

(1) PFI 導入可能性調査

- 「PFI 導入可能性調査」は、対象とする事業をPFI 事業として実施した場合、サービス水準の向上が見込めるか、民間の参入意欲がどの程度かについて、VFM シミュレーションの検証等から総合的に評価し、導入の可能性を判断する。
- 調査期間は、事業規模に応じて概ね1年程度は見込んでおく必要がある。

<PFI 事業全体のプロセス>



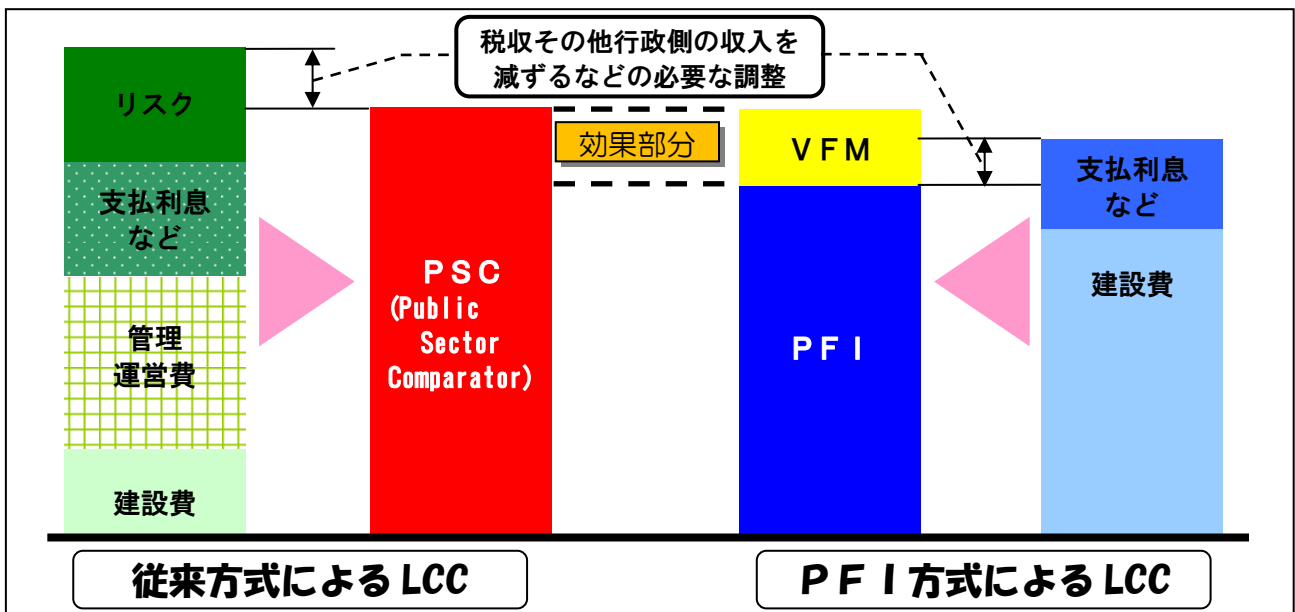
PFI 導入可能性調査の検討手順と内容



(2)VFM

- PFIでは、コスト削減に関して、VFM (Value for Money) という概念を用いる。従来方式 (PSC) とPFI方式でのライフサイクルコスト (LCC) の差をVFMという。
- VFMは、事業により想定される事業期間中のすべての事業コストを積算し、そこにリスクを金銭的価値に換算したものを加え、適切な調整を行った上で比較することにより算定する。
- このVFMを最大化することが、PFIの大きな目的となる。
- VFMを算定した結果、VFMが出る (すなわち従来方式のLCCからPFI方式でのLCCを引いたものがプラスになる) ことが「選定」の条件となる。
- PFIを実施する場合は、従来方式による整備よりPFIによる整備の方が必ずコストが小さくななければならない。

*【根拠】PFI法第8条「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」



VFM算定条件の考え方 (例)

	直営方式事業 (LCC算定条件)	PFI方式事業 (LCC算定条件)
事業期間	10年	10年
建設期間	7年 (整備速度は、例えば50基/年程度と仮定)	インセンティブ契約の導入効果により短縮を見込む (整備速度は、例えば、200基/年程度と仮定)
建設単価	国庫補助基準による	長期一括契約の効率化による減額を見込む (例えば10%減額)
維持管理単価	実勢単価による	長期一括契約の効率化による減額を見込む (例えば10%減額)
資金調達	下水道事業債による	民間資金の借り入れ

【用語解説】PSC (Public Sector Comparator)

従来方式 (市町村直営) による場合の全事業期間での行政の負担額。

【用語解説】LCC (Life cycle cost)

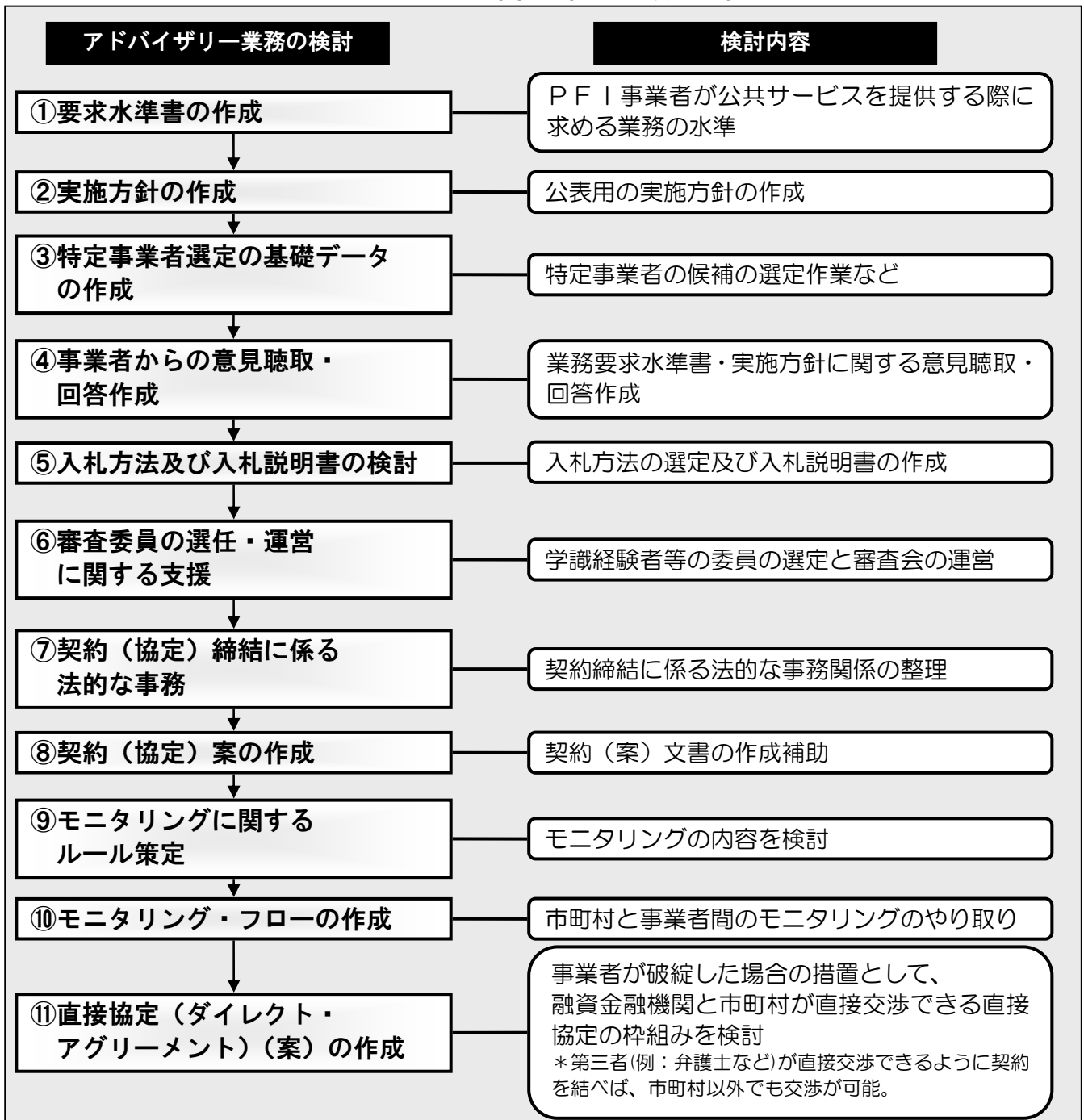
建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまで、事業の始まりから終わりまでにかかるトータルコスト。

(3) PFIアドバイザー業務

- PFI事業において求められる財務、法務等の専門知識等についてアドバイスする専門家へ業務委託し、PFIアドバイザー契約に基づき選定されたアドバイザーとともに、PFI法に基づく手続き作業を実施する。
- 業務期間は1年程度が必要で、アドバイザーの選定のポイントは下記のとおり。

選定のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● 受託者は、PFI事業の事業者にはなれない ● アドバイザーとの間での秘密の保持の徹底 ● 関連業者への情報が漏出しない体制づくり
---------	--

アドバイザー業務の検討手順と内容

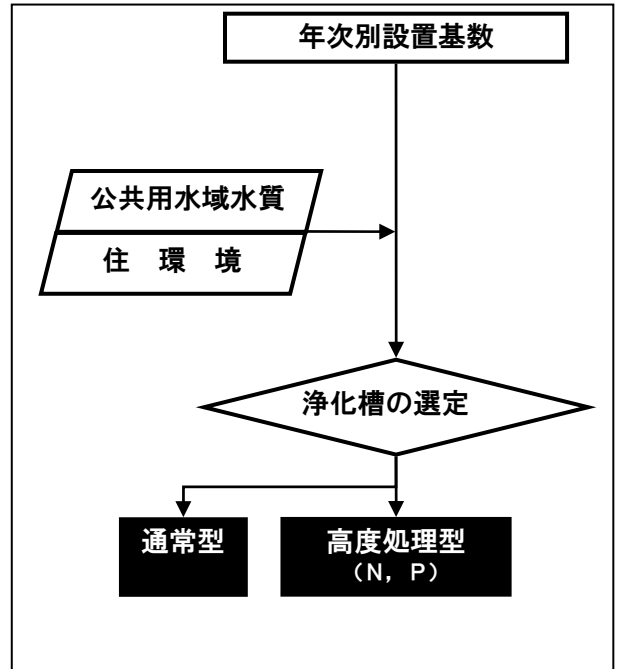


第3章 基本的な事項の検討

1 浄化槽の選定等

(1) 浄化槽の選定基準

- ▶ 浄化槽の選定に当たり、通常型を選ぶか、それとも高度処理型を選ぶかにより補助基準額が変わるため、住民から徴収する分担金の設定にも影響してくる。(P.43「分担金の設定」参照)
- ▶ 国庫補助事業で適用可能な浄化槽は、浄化槽法第4条の規定による構造基準に適合し、BOD除去率90%以上及び放流水のBOD 20mg/L以下の性能を有することが条件となる。
- ▶ 東京湾などの閉鎖性水域に生活排水が排出される地域は、窒素や燐の除去能力を持つ高度処理型(下表①、②)が国庫補助対象として選定可能となっている。
- ▶ 埼玉県内の荒川流域と利根川流域※は、最終的に東京湾に流入するため、県内全域で下表①と②が選定可能となる。 ※利根川の支流である江戸川が東京湾へ流れる。
- ▶ また、埼玉県では多くの地域が水質汚濁防止法による排水に関する総量規制の指定地域※になっている。東京湾などの閉鎖性水域における、窒素・燐の過剰に伴う富栄養化の弊害(プランクトンの大量発生等)が環境問題として認識されている中、公共サービスで浄化槽による污水处理を行う市町村整備型の事業実施に当たっては、こうした側面も留意する必要がある。
※指定地域(埼玉県水環境課HP) <http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/3931.pdf>
- ▶ 総量規制の指定地域でも、通常型の浄化槽は使用できるが、このような状況を勘案し、窒素や燐を除去できる高度処理型の浄化槽の選定を検討することも必要である。
- ▶ さらに、埼玉県では、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例」でBODについて水質汚濁防止法第3条第1項よりも厳しい基準を定めており、BOD除去型高度処理浄化槽(下表③)も、埼玉県全域で国庫補助対象として選定可能となっている。
- ▶ 県内実施5市町村では、下表①の高度処理型(窒素除去型)を採用している。



高度処理型合併処理浄化槽の要件

高度処理型のタイプ	必要とする要件
①窒素又は燐除去能力を有する高度処理型	放流水の総窒素濃度が 20mg/L 以下又は総燐濃度が 1mg/L 以下
②窒素及び燐除去能力を有する高度処理型	放流水の総窒素濃度が 20mg/L 以下及び総燐濃度が 1mg/L 以下
③BOD 除去能力に関する高度処理型	BOD 除去率 97%以上及び放流水の BOD が 5mg/L 以下
※参考 通常型の浄化槽	BOD 除去率 90%以上及び放流水の BOD が 20mg/L 以下

(2)対象建築物の選定

- 基本的に、対象建築物は、住宅が考えられる。
- 県内実施5市町村では、秩父市と鳩山町が「住宅」のみを対象としているが、ときがわ町、小鹿野町、東秩父村は、住宅以外に公共施設・事業所なども対象としている。
- 国庫補助事業では、100人槽以下の浄化槽が対象となっている。(50人槽までは補助基準額の定めがあるが、51人槽以上の場合は、国へ協議の上、補助基準額を決定することになる。なお、県の補助制度は10人槽以下の住宅が対象。)
- なお、住宅以外の建築物件数及び浄化槽設置状況や長期的な動向を踏まえて、条例で住宅以外の店舗や事務所等を整備対象と位置付けることは可能。
- **対象とするものを明確に条例で位置付けることが重要。**
*市町村整備型では、浄化槽で受入可能な排水を排出する建築物(住宅のほか、集会所、事業所、学校、病院など)すべてを選定することが可能。
- 人槽区分は建築用途ごとにJIS規格(JIS A 3302-2000:建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準)で定められている。
- 住宅と共同住宅の人槽は下記のとおり算出する。延べ床面積に関わらず、世帯人員が多いなど恒常的に利用者数が多い場合は、実態を勘案する。ただし、下記規定よりも少ない人槽の浄化槽を設置しないこと。

【住 宅】	延べ床面積：130m ² 未満	=	5人槽(1,000L/日)
	延べ床面積：130m ² 以上	=	7人槽(1,400L/日)
【共同住宅】	台所及び浴室が2箇所以上ある住宅	=	10人槽(2,000L/日)
	延べ床面積(m ²)×0.05	=	処理人槽
※1日当たり水道使用量=JIS基準：200L/日、23年構想策定時の基準：300L/日			

<除害施設の設置について>

- 飲食店などの事業所も対象とする場合は、使用者などに対し下水道法で定める除害施設※の設置等について、条例で規定することができるので検討する必要がある。

※【下水道法】(除害施設の設置等)

第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、**条例で**、下水による障害を除去するために必要な施設(以下「除害施設」という。)を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

【小笠原村浄化槽条例】(除害施設の設置等)

第9条 個別生活排水処理施設を使用する者は、油脂類その他個別生活排水処理施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのあるものを個別生活排水処理施設に排除してはならない。
2 下水道条例第12条に掲げる基準に適合しない汚水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除して個別生活排水処理施設を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(参考：URL)

小笠原村浄化槽条例

http://www.it-ogasawara.com/reiki_int/reiki_honbun/ag16402721.html

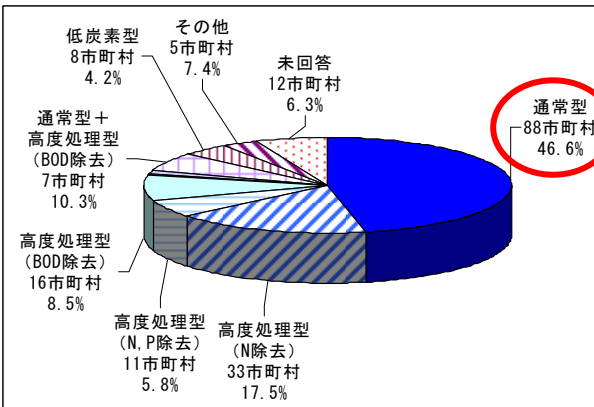
糸島市合併処理浄化槽施設の設置及び管理に関する条例

http://www1.g-reiki.net/itoshima/reiki_honbun/ar38506521.html

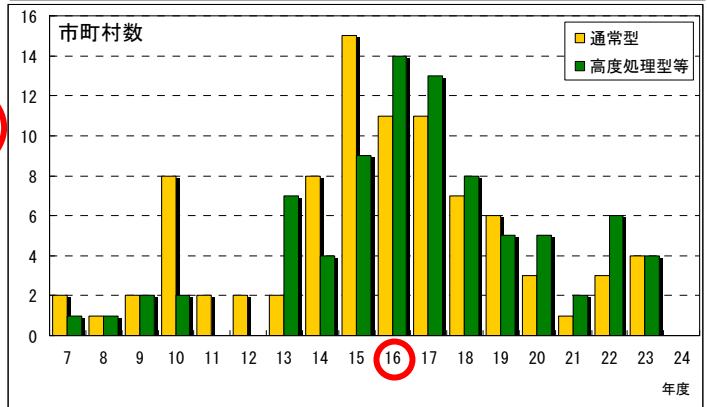
(3)全国アンケート調査結果

- ▶ 全国の市町村整備型実施市町村で採用されている浄化槽の型式は、通常型が最も多いものの、平成16年度以降は高度処理型等を採用する市町村が増えている。
- ▶ 下水道に代わる生活排水処理施策として市町村整備型を実施する場合などでは、下水道と同等の水質改善効果等について説明ができる高度処理型の採用は有効であるといえる。
- ▶ なお、高度処理型が国庫補助事業の対象にならない地域もあり、そうした地域では通常型を採用しているケースもある。

【採用している浄化槽の種類】



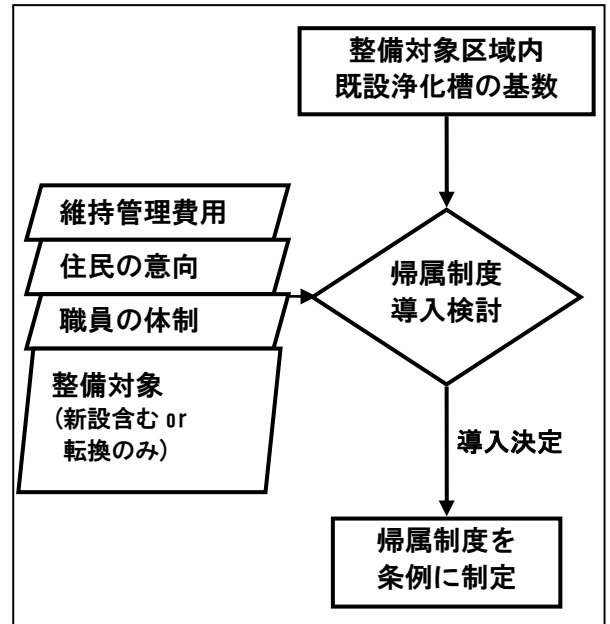
【通常型と高度処理型等の年度別導入実績】



2 既存の浄化槽の取扱い

(1) 既存の浄化槽の取扱い（帰属）

- 全国で6割以上の市町村が、既に設置済みの合併処理浄化槽を無償で市町村に譲渡してもらう「帰属制度」を設けている。
- 県内実施5市町村では、秩父市と鳩山町で制度を有しているが、いずれも実際に帰属した例はない。
- 佐賀県佐賀市では、開始年度に450基程度の帰属実績があったが、申請があったものすべてを受け入れているのではなく、申請数の1割程度は基準を満たさず認められなかったものがある。しかし、浄化槽の所期機能が発揮できるよう修理・保守点検を行い、法定検査をきちんと受け帰属の条件を満たし、再度申請があれば認めるとのことである。
- なお、帰属制度を設けている多くの市町村で、帰属をした場合には住民からの分担金を免除する規定を条例に設けている。



- 初期投資をかけずに無償で本事業の対象となる浄化槽の整備が可能。
- 一方、維持管理対象となる浄化槽が増加することで業務負担が増える。
- 住民間の公平性を確保するため、帰属の条件を明確にする必要がある。

帰属条件の事例

内容		広島市	佐賀市	秩父市
帰属条件	①処理対象人員に適合する既設浄化槽であること。	○	○	—
	②所定の処理性能を有する既設浄化槽であること。	○	○	—
	③浄化槽設置届を提出していること。	—	○	—
	④帰属同意書を提出すること。	○	○	○
	⑤浄化槽用地を市が無償で使用するについて、土地所有者と帰属申請者が同意書を提出すること。	—	○	—
	⑥浄化槽法に規定する保守点検を実施し、その結果が適正であると認められた浄化槽。	○	○	○
	⑦浄化槽法に規定する清掃を実施している浄化槽。	○	○	○
	⑧浄化槽法に規定する法定検査の結果が適性である浄化槽。	○	○	○
	⑨プロワー等の消耗部品の交換が行われていること、もしくは市が浄化槽の管理を開始する前に行うこと。	—	○	—
	⑩補修工事等の必要がないこと。	—	○	○
	⑪周囲に浄化槽の維持管理に支障を及ぼす構造物がない、かつ浄化槽の使用状況に問題がないこと。	—	○	○
	⑫帰属後、当面、これを廃止する事由又はその処理対象人員を超える事由が生ずるおそれがないこと。	○	—	—

〔用語解説〕 帰属

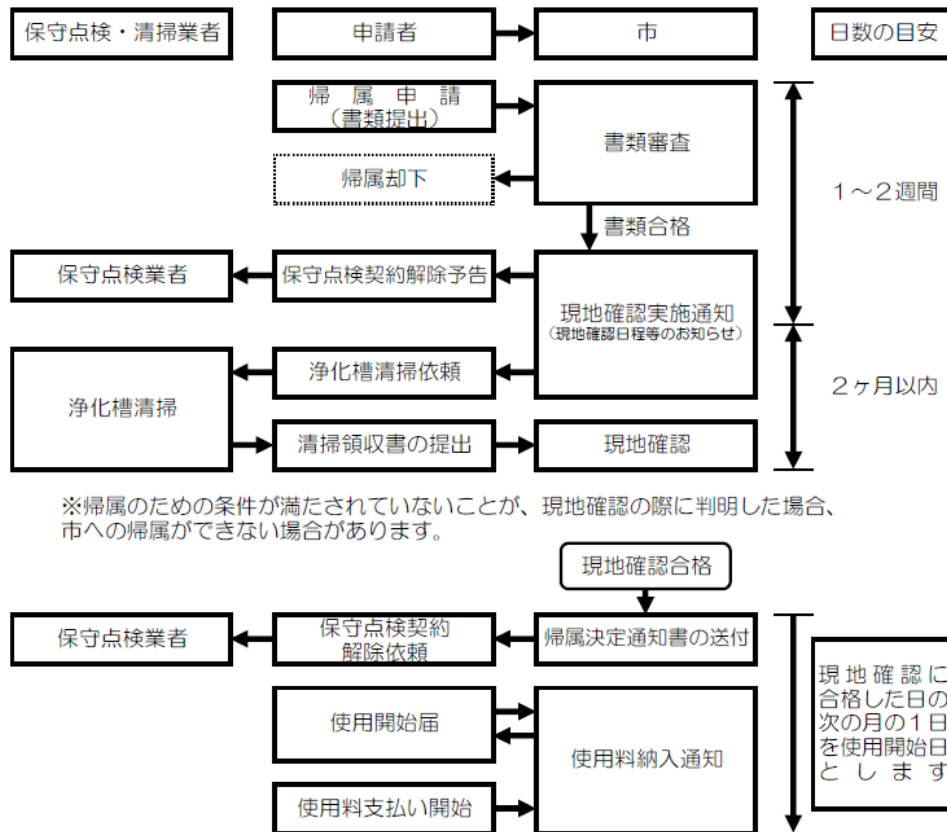
市町村整備型における帰属とは、既に設置済みの浄化槽を一定の条件をクリアした場合に市町村が無償で受け入れ、市町村整備型の実施に関する条例の適用を受ける浄化槽となる制度のこと。

(2) 帰属制度に関する留意点

- 帰属の条件の明確化
適切に維持管理されていない浄化槽を帰属すると、修理等で維持管理費が増加する例が多いので、帰属制度を定める場合は、条件の明確化など注意が必要。
- 審査体制の確保
帰属申請のあった既設浄化槽が、所期機能を発揮しているか否かを審査する必要があるため、職員の審査体制の確保が必要。

(3) 申請から帰属までのフロー（例）

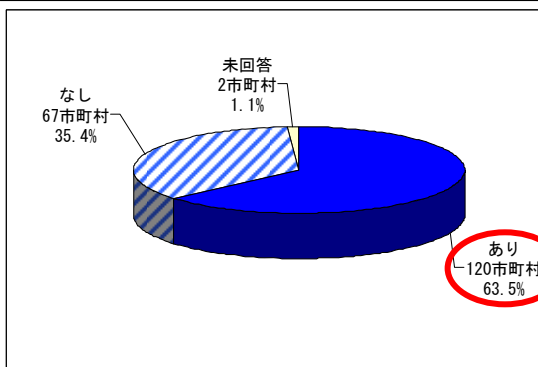
- 市町村への申請から帰属までのフローの例を以下に示す。＜佐賀市の事例＞



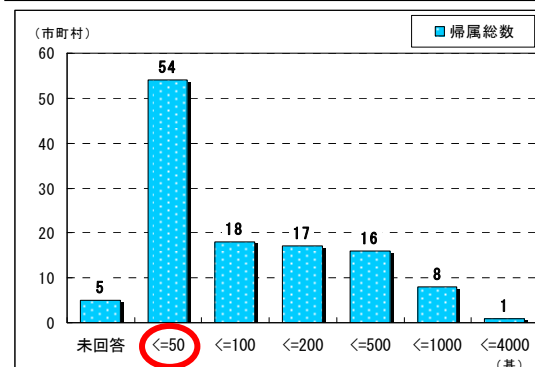
(4) 全国アンケート調査結果

- 6割を超える市町村で帰属制度を持っており、帰属基数の平均は162基だが、50基以下が最も多い。ちなみに、帰属総数が最も多いのは広島県安芸高田市の3,972基（H16～H27）。

【条例で帰属を位置付けている市町村】



【帰属の実績総数】



3 放流先

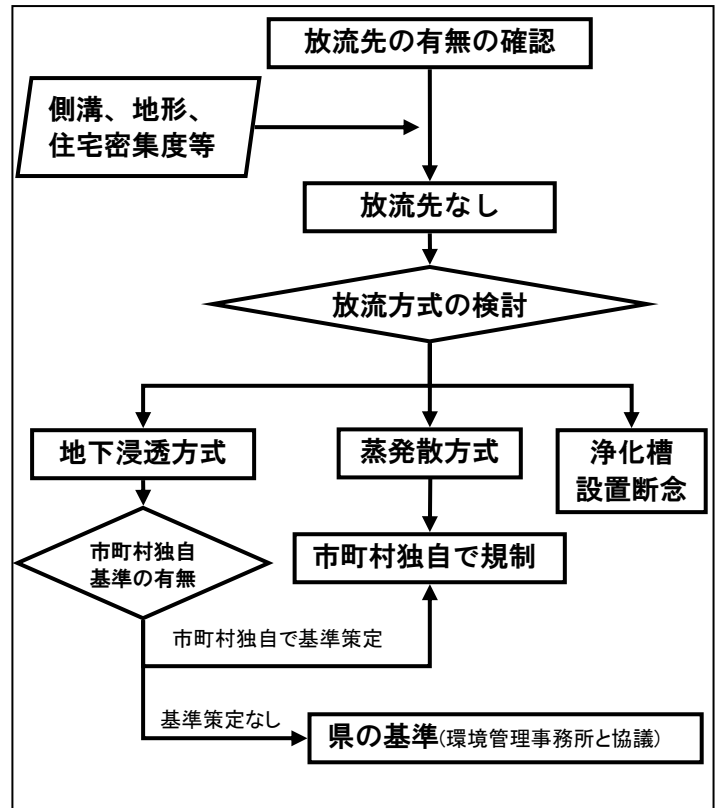
(1)放流先の有無の確認

- 浄化槽の設置に際しては、放流先の有無の確認が必要不可欠。
- 浄化槽の処理水の放流先は、設置場所周辺の河川、道路側溝、農業用水路等が考えられる。

(2)放流先がない場合

- 設置場所周辺に適当な放流先がない、他の所有者の土地を横断する場合で土地所有者の承諾を得られない場合等については、別途放流方法について検討が必要。
- 方法としては、地下浸透方式と蒸発散方式が考えられる。
- 地下浸透方式については、地下水汚染のおそれ等課題が多いため、導入に当たっては特に慎重に検討する必要がある。

*それぞれの方式の概要は次ページ参照。



(3)放流先がある場合（水路等管理者との協議について）

- 放流先がある場合で、処理水の放流に際して、法令に基づき水路等の管理者から占用許可や法令に基づく協議を求められる場合がある。
- その際は、下表のとおり手続が必要となる。

放流先	根拠条文
公共用水域(河川)	河川法第 26 条(工作物の新築等の許可)等
道路側溝	道路法第 32 条(道路の占用の許可)
農業用排水路	土地改良法第 56 条(土地改良区の協議請求)

【用語解説】 占用

本来の目的以外に道路や水路等に一定の工作物や施設等を設け、継続して使用すること。

(4)地下浸透方式、蒸発散方式の概要

- 水路等に放流できない場合、規制の条件をクリアすれば、地下浸透方式等により、対応する方法もある。以下、地下浸透方式と蒸発散方式の概要を示す。
- 地下浸透の規制条件については次ページ（5）参照。

地下浸透方式	
構造	<p>砂利または 土壌 パーライト・網 散水管 砕石 洗い砂 水位点検口</p>
	資料) 埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌中に放流水をゆっくり浸透させて、土壌中の微生物等により汚水を分解・処理するシステム。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ●土壌汚染のおそれ ●井戸水への影響 ●近隣住民の理解（臭いなどの苦情） ●周辺住環境への影響など

蒸発散方式	
構造	<p>浄化槽 貯留槽 盛土 土壌改良剤入り土壌 芝生 砂層 サラネット ろ過筒 保護筒 砕石層 浸透防止シート 検視筒 GL (地盤面)</p> <p>パイプフィルター キャップフィルター</p> <p>設置断面図</p>
	資料) 株式会社東洋技研ホームページより http://www.toyo-giken.com/souchi.htm
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●地表面からの自然蒸発や植物（芝生）からの蒸散を利用して処理する方法。 ●貯留槽、浸透防止シート等の設置が必要。
課題点	<ul style="list-style-type: none"> ●放流水の蒸発量は気象条件（日射量、気温、降雨量、風速）に影響。

(5) 地下浸透方式の規制

(ア) 埼玉県での規制条件

- 埼玉県では、「浄化槽の放流水を水路等に連結して流すことが著しく困難な場合であって、埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準等に定める処理方法等が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない地域」に限り、規制の範囲内で放流水の地下浸透等を認めているため、県への協議が必要となる。
- 県の規制の根拠としては、『埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準』に従っており、同技術基準では地下浸透方式に関する規定を定めている。ただし、市町村独自で地下浸透基準を定めている場合は、その基準によることとしている。地下浸透方式の規定の概要は以下のとおり。

埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準の概要（1）

項目		内容
ア 地下浸透可能な浄化槽	①規模	処理対象人員 50 人以下の浄化槽を対象とする。
	②性能評価	指定性能評価機関で第2の1に定める処理性能を有するもの(処理水 BOD10 mg/L 以下、全窒素 10 mg/L 以下)として評価を受けたものであり、かつ全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会(以下「全浄協」という。)で登録済のものとする。
	③処理形態等	BOD が 10 mg/L 以下、全窒素が 10 mg/L 以下、大腸菌群数が 10 個/cm ³ 以下の処理性能を有するものであり、次のいずれかに掲げるものとする。 (1) 浄化槽に土壤浸透装置を設けたもの。 (2) 浄化槽に付加型消毒装置及び浸透設備を設けたもの。 (3) 膜分離型浄化槽に浸透設備を設けたもの。 (4) 前記(1)から(3)と同等以上の処理形態等を有するもの。
イ 地下浸透可能な土地		1 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。
		2 土地の傾斜は 16° 以下で、斜地崩壊等の災害の生ずる危険がないこと。
		3 土壤浸透装置または浸透設備の端から水平距離 30m 以内に飲用井戸等の水源がないこと。
		4 地下水位は、年間平均で地表面下約 2m 以深にあること。
		5 地表面下約 2m の厚さが黒土、ローム質土壤等適度な透水性を持った土質であり、放流水が礫層等地下の水脈に短絡する土質でないこと。
		6 土壤の浸透速度は上限が毎分 2.4 cm (0.04 cm/秒) 未満で、下限は毎分 0.042 cm (0.0007 cm/秒) 以上であること。なお、浸透速度の測定方法については、別記 1 に定める。
		7 土壤浸透装置を用いた方法による場合は、前記 1 から 6 によるほか、次に定める条件を備えた土地とする。 (1) 日照、通風が良好であり、雨水等が流入するおそれがない場所であること。 (2) 人、車等の通行等により、踏み固められることのない場所であること。 (3) 隣地境界及び建築物までの距離は、散水管及び散水管の両端からそれぞれ 2.5 m 以上を確保すること。

【用語解説】指定性能評価機関

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 68 条の 26 第 3 項の規定

(財)日本建築センター：浄化槽の認定に係る性能評価を行う者として指定されている。)

埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準の概要（2）

項目	内容																												
ウ 土壌浸透装置	<p>①土壌浸透装置に必要な面積</p> <p>1 処理対象人員1人当たりの必要面積は、当該土壌の浸透速度を測定し、別表で求められる面積の値以上とする。総必要面積は、設置する浄化槽の処理対象人員（人槽）に処理対象人員1人当たりの必要面積を乗じた値以上とする。</p> <p>2 総必要面積は、散水管及び散水管の両端からそれぞれ1m隔てた線で囲まれた区域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>浸透速度 (cm/分)</td> <td>0.042 以上 0.048 未満</td> <td>0.048 以上 0.054 未満</td> <td>0.054 以上 0.06 未満</td> <td>0.06 以上 0.12 未満</td> <td>0.12 以上 0.18 未満</td> <td>0.18 以上 0.24 未満</td> </tr> <tr> <td>必要面積(m²)</td> <td>30</td> <td>28</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>20</td> <td>13</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>浸透速度 (cm/分)</td> <td>0.24 以上 0.30 未満</td> <td>0.30 以上 0.36 未満</td> <td>0.36 以上 0.42 未満</td> <td>0.42 以上 0.54 未満</td> <td>0.54 以上 0.60 未満</td> <td>0.60 以上 2.40 未満</td> </tr> <tr> <td>必要面積(m²)</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </table>	浸透速度 (cm/分)	0.042 以上 0.048 未満	0.048 以上 0.054 未満	0.054 以上 0.06 未満	0.06 以上 0.12 未満	0.12 以上 0.18 未満	0.18 以上 0.24 未満	必要面積(m ²)	30	28	27	26	20	13	浸透速度 (cm/分)	0.24 以上 0.30 未満	0.30 以上 0.36 未満	0.36 以上 0.42 未満	0.42 以上 0.54 未満	0.54 以上 0.60 未満	0.60 以上 2.40 未満	必要面積(m ²)	10	8	7	6	5	4
	浸透速度 (cm/分)	0.042 以上 0.048 未満	0.048 以上 0.054 未満	0.054 以上 0.06 未満	0.06 以上 0.12 未満	0.12 以上 0.18 未満	0.18 以上 0.24 未満																						
	必要面積(m ²)	30	28	27	26	20	13																						
浸透速度 (cm/分)	0.24 以上 0.30 未満	0.30 以上 0.36 未満	0.36 以上 0.42 未満	0.42 以上 0.54 未満	0.54 以上 0.60 未満	0.60 以上 2.40 未満																							
必要面積(m ²)	10	8	7	6	5	4																							
<p>②土壌浸透装置の構造</p> <p>(1)導水管：浄化槽の放流水を配水槽に導く導水管は、不浸透性の管であり、適切な勾配で施工されていること。また、必要に応じポンプを設置すること。</p> <p>(2)配水槽：それぞれの散水管に均等に配水できる構造を持ち、かつ必要に応じて配水量を容易に調整できる構造であること。</p> <p>(3)散水管：散水管は放流水を均等に散水できる構造を持ち、各散水管の間隔はそれぞれ左右2m以上とすること。また、各散水管の長さは20m以下とし、その総延長は次式から求めた長さ以上のものとする。 $L = A / 2 - 2N$ L：散水管の総延長、 A：必要な面積、 N：散水管の本数（N≥2）</p> <p>(4)トレンチ：トレンチは、幅50cmから70cm、深さ75cm程度に掘削した溝を作り、溝の底部は砂を15cm程度埋め戻し、その中心部に散水管を配置し、散水管の周囲は目詰まりを起こさせないように多孔質の礫または砕石で埋め戻し、その上部は砂で覆い、さらにその上部は通気性の良い土壌で被覆すること。</p> <p>(5)水位点検口：トレンチ内の放流水の浸透状況が点検できる点検口を、散水管の末端に設けること。</p> <p>(6)検水井：土壌浸透装置の水質浄化効果を見るために、装置の末端に設置する。検水井はトレンチの底面から約1mの深さの土壌浸透水を採水できる構造とすること。</p>																													
<p>工付加型消毒装置</p> <p>①性能基準</p> <p>(1)通常の使用状態における浄化槽の放流水について、大腸菌群数10個/cm³以下に低減させる性能を常時維持できるものであること。</p> <p>(2)流入水量及び流入水質の変化に対応できるものであること。</p> <p>(3)安全性に問題がないものであること。</p> <p>(4)定期的な保守点検が6か月以上不要で、かつ保守点検が容易に行えるものであること。また、薬剤等の消耗品を補充する必要があるものについては、その補充が3か月以上不要なものであること。</p>																													

* 地下浸透を行う場合、浄化槽の維持管理はより徹底する必要がある。

* 埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準の全文（下記URL参照）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/378949.pdf>

(イ) 地下浸透等に関する他県の事例

➤ 群馬県と沖縄県の事例を参考に掲載。

群馬県と沖縄県の地下浸透規制条件

	群馬県	沖縄県
規定	群馬県浄化槽指導要綱	沖縄県浄化槽取扱要綱
規制内容	<p>①原則として処理対象人員が100人以下の浄化槽。</p> <p>②地下浸透処理装置の構造は、国（国土交通省）構造に準ずる。</p> <p>③地下浸透処理装置は、隣地境界線からおおむね3m以上離れていること。</p> <p>④付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30m以上離れていること。</p> <p>⑤地下水位は、年間の一番高いときで、地表面から1.5m以上の深さにあること。</p>	<p>第5条 4 浄化槽からの放流水の放流先は、放流水が停滞することなく流れる構造とし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所とする。ただし、適当な放流先がない場合で、放流水を別に定める〈放流先のない場合の放流水の処理方法〉の「蒸発散方式」により処理し、かつ当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りではない。</p> <p>また、浄化槽放流水の地下浸透処理は、地下水の汚染につながり、生活環境の保全及び公衆衛生上支障を生じる恐れがあることから、原則として禁止とする。ただし、地下浸透処理以外の放流方法が全くない場合（道路占用の不許可を理由とする場合を除く）で、放流水を〈放流先のない場合の放流水の処理方法〉の「地下浸透方式」により処理し、かつ当該処理方法が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りではない。その場合は、第3条に規定する設置等の届出に当たって、保健所長と協議しなければならない。</p>

(ウ) 地下浸透方式の原則禁止の理由等に関する他県の事例

➤ 地下浸透方式を全面原則禁止としている自治体の理由としては、「建築基準法施行令第32条第2項」の区域を指定していないことを理由としていることが多い。

【参考：建築基本法施行令第32条第2項】

特定行政庁が地下浸透方式により汚物（便所から排出する汚物をいい、これと併せて雑排水を処理する場合にあっては雑排水を含む。次項及び第35条第1項において同じ。）を処理することとしても衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域内に設ける当該方式に係る汚物処理性能に関する技術的基準は、前項の規定にかかわらず、通常の使用状態において、次の表に定める性能及び同項第2号に掲げる性能を有するものであることとする。

性能		
1次処理装置による浮遊物質量の除去率（単位 %）	1次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量（単位 mg/L）	地下浸透能力
55以上	250以下	1次処理装置からの流出水が滞留しない程度のものであること。
この表において、1次処理装置による浮遊物質量の除去率とは、1次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値から1次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量の数値を減じた数値を1次処理装置への流入水に含まれる浮遊物質量の数値で除して得た割合をいうものとする。		

(エ) 市町村で定める場合の地下浸透に関する規制条件（例）

- 地下浸透に関する規制条件の標準的な例を以下に示す。
- 規制内容の項目としては、①浄化槽や土壌浸透施設の構造等に関する規定、②設置条件に関する規定、③事前協議・提出書類に関する規定に分類することができる。
- 市町村が独自に地下浸透の規制を設けない場合は県の規制が適用され、県の環境管理事務所との協議が必要となるが、市町村独自に条例、施行規則及び要綱等で地下浸透の規制条件を設ける場合は、県の規制は適用されない。
- 基本的に地下浸透方式は地下水汚染の原因となり得ることから、やむを得ない場合を除き、できる限り側溝や水路等の放流先の確保に努めていくことが望ましい。

【地下浸透に関する規制条件（例）】

① 浄化槽や土壌浸透施設の構造等に関する規定

- 浄化槽の人槽規模（例：10人槽以下まで）
- 放流水の水質基準（例：BOD 10mg/L 以下、全窒素 10mg/L 以下の処理能力）
- 浄化槽以外の付帯設備の設置について（例：消毒設備、土壌浸透装置、浸透柵）
- 土壌浸透施設の構造について（例：面積、浸透速度、導水管）

② 設置条件に関する規定

- 土地の制約条件
 - ・ 日照、通風、雨水等（例：日照、通風が良好、雨水流入なし）
 - ・ 傾斜（例：傾斜角16°、災害が生ずる危険がないこと）
 - ・ 盛土（例：盛土後、1年以上経過していること）、地下水位（例：年間平均地表面下2m）
 - ・ 隣地や飲用井戸までの距離（例：飲用井戸まで30m以上）

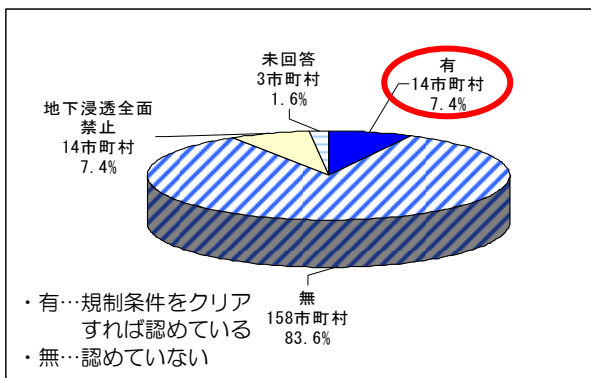
③ 事前協議・提出書類に関する規定

- 事前協議：市町村担当課
- 提出書類：設置場所周辺の地形図、平面図、飲用井戸の分布図
浄化槽の規模、構造、性能の証明書、浸透試験の結果
維持管理に関する誓約書 など

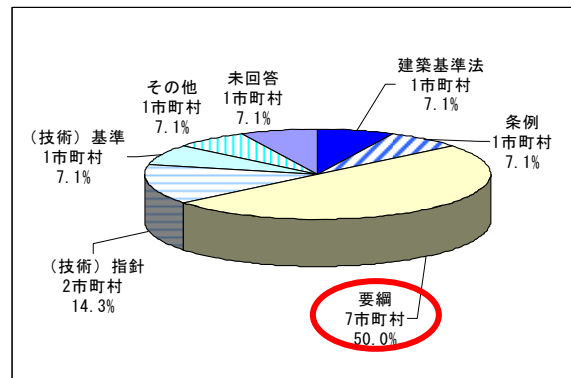
(6) 全国アンケート調査結果

- 規制を設け認めているケースはわずか7.4%。条件は要綱で定めている例が多い。
- これ以外は、規制自体がないものも含め、大半が地下浸透を認めていない。
- また、地下浸透の実績は、平均で9基、最大は栃木県大田原市の84基であった。

【規制の状況】

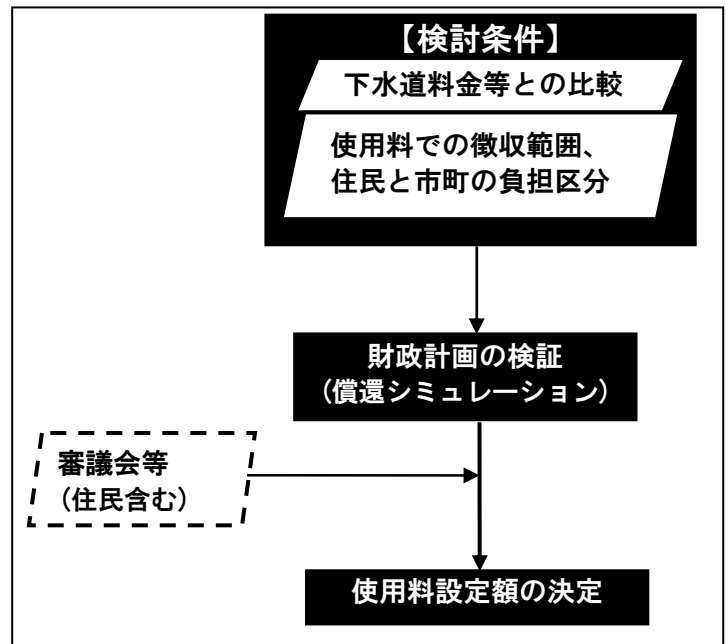


【規制の根拠】



4 住民負担

- 市町村整備型は、公営企業として実施する事業に当たるため（浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3（4）キ）、基本的に独立採算が原則となる。
- したがって、使用料は、起債償還費（交付税措置分を除く。利息分は含む。）と維持管理費を適正に回収できる額を設定する必要がある。
- 特に、使用料としての徴収範囲や住民・市町村の負担割合を十分に検討したうえで、財政計画の検証（シミュレーション）を行い、使用料の額を決定する。
- また、必要に応じて、住民を含めた審議会等を開催し、協議の結果を踏まえて額を決定することも大事な住民参加プロセスの一つ。



(1) 使用料の設定

(ア) 使用料徴収範囲の組み合わせ

- 使用料徴収範囲の組み合わせは、主に以下のパターンが考えられる。

※清掃費は従量制で徴収。実費分を月額にならして一律 1,884 円/月で算出。

※人件費は全国アンケート結果によるもので、実際にかかっている人件費分相当か否かは不明。

*金額（償還費以外）は全国アンケート調査結果によるもの。パターン2が最も多い。

	パターン1	パターン2	パターン3
	4,249円	5,056円	5,487円
	清掃費 1,884円	修繕・消耗品費 807円	人件費 431円
	(償還費) (721円)	清掃費 1,884円	修繕・消耗品費 807円
	維持管理費 (保守・法定) 1,644円	(償還費) (721円)	清掃費 1,884円
		維持管理費 (保守・法定) 1,644円	(償還費) (721円)
			維持管理費 (保守・法定) 1,644円
月額使用料 (定額部分)	2,365円	3,172円	3,603円

*上記使用料からは、随時徴収の使用料である清掃費（実費相当分）は除いている。参考までに、棒グラフ上部の数字が清掃費を入れたもの。

(イ) 財政計画の検討

- 使用料の設定に当たっては、事業に係る起債償還と維持管理費の財政バランスを念頭に設定することが重要。
- 以下に、起債償還額（うち51%）と維持管理費を、全額住民負担で賄った場合、月額いくら徴収すれば回収できるか試算した結果を示す。

【パターン1で起債償還シミュレーション】

検討条件

項目	検討条件	
事業主体	A町	
事業期間	平成23～平成37年度（23年構想 最終目標年度と整合）	
浄化槽設置基数	490基	
	H23	20基（年度途中に導入したケースを想定、例：10月導入）
	H24	50基（導入初年度補助適用のため基数増）
	H25	40基（H27までの配管費・処分費補助による基数増）
	H26	40基（ // ）
	H27	40基（ // ）
	H28	30基（H28以降H37までは30基とする）
	*H38以降は維持管理のみ（設置に対する補助を終了）	
浄化槽建設単価	102万円/基（高度処理(窒素又は磷除去)型浄化槽・5人槽の補助基準額適用）	
浄化槽維持管理費	2.1万円/基・年（保守点検4千円×4回、法定検査5千円）※1	
起債償還	償還方法	元利均等償還
	償還期限	30年
	元金据置	5年
	年利率	2.0%（県内実施5市町村平均値）
建設財源	下水道事業債（市町村整備型の一般的な財政措置）※2	

※1 県内5市町村で最も多い例を使用したため、全国アンケート結果の費用とは異なる。

※2 下水道事業債で起債することができ、元利償還金の49%が交付税措置される。よって、残り51%を住民負担で賄うことを条件とする。

(その他の条件) 人口・世帯数と下水道料金

- ・3,213円/月・世帯（使用量56m³/2月・世帯と設定）
- ・1人1日当たり平均給水量（汚水量）：300L/日・人（県マニュアルによる※）
- ・世帯構成人員：3.0人/世帯（2.9人/世帯）

※埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに伴う市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル

A町 世帯構成人員：3.0人/世帯（≒2.9人/世帯）

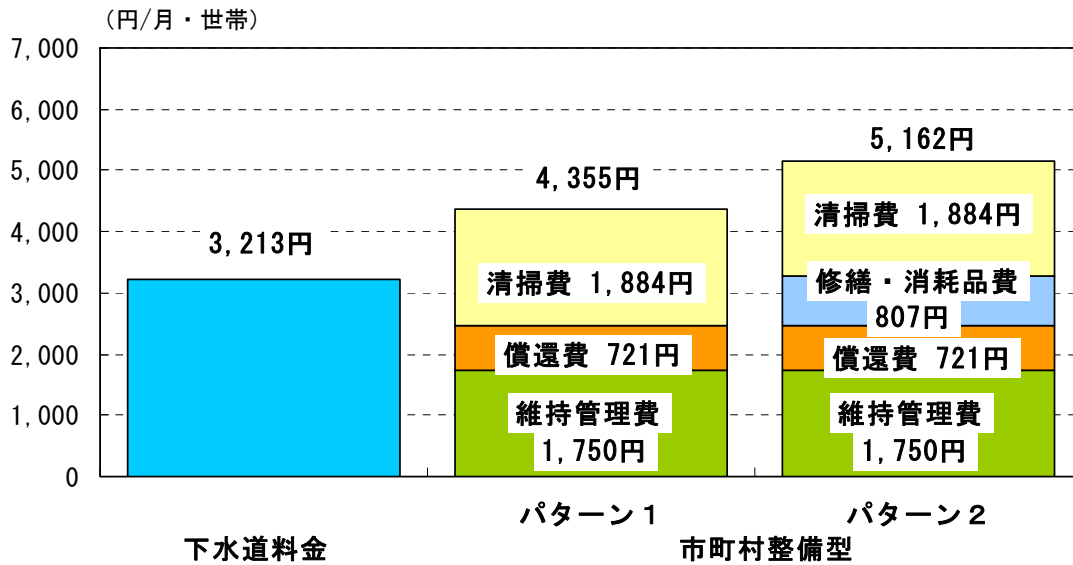
	平成22年度国勢調査		
	人口	世帯数	世帯人員
A町の状況	18,801	6,481	2.9

検討結果

- 市町村整備型の起債総償還額の約半分（51%）と維持管理費（計45年分※）を利用者（住民）からの使用料で全額賄った場合、**月額2,471円**徴収すれば回収できる。（随時使用料である従量制の清掃費は除く）

利用者1世帯 当たりの 負担額	財源（＝償還費＋維持管理費） （円/世帯）（45年分）						1世帯あたりの使用料 （円/世帯）	
	償還費（年間）		維持管理費（年間）		修繕・消耗品費（年間）		年間	月額
	月額		月額		*全国アンケート結果 の数値を使用 月額			
パターン1	8,658	721	21,000	1,750			29,658	2,471
パターン2	8,658	721	21,000	1,750	9,679	807	39,337	3,278

※ ローン期間が30年。H23に設置開始後、H37に設置した浄化槽に係る返済が終わるのがH67。よって、H23からH67までが45年間となる。



(※)人件費等は考慮していない。

(※)定額の月額使用料(パターン1・パターン2)に、従量制の清掃費1,884円を加えて比較したもの。

▶ 平成23～37年度までの総起債額と総事業費

◇A町の総起債額＝283.2百万円

単位：百万円

事業手法	設置者	地方自治体	起債			国	計
			A町	交付税	計		
市町村整備型	50.0	—	144.4	138.8	283.2	166.6	499.8
個人設置型(参考)	299.9	133.3	—	—	—	66.6	499.8

※「地方自治体」の部分は、A町の町費と県費補助で構成される地方負担分のこと。

▶ A町の浄化槽整備に係る起債償還額

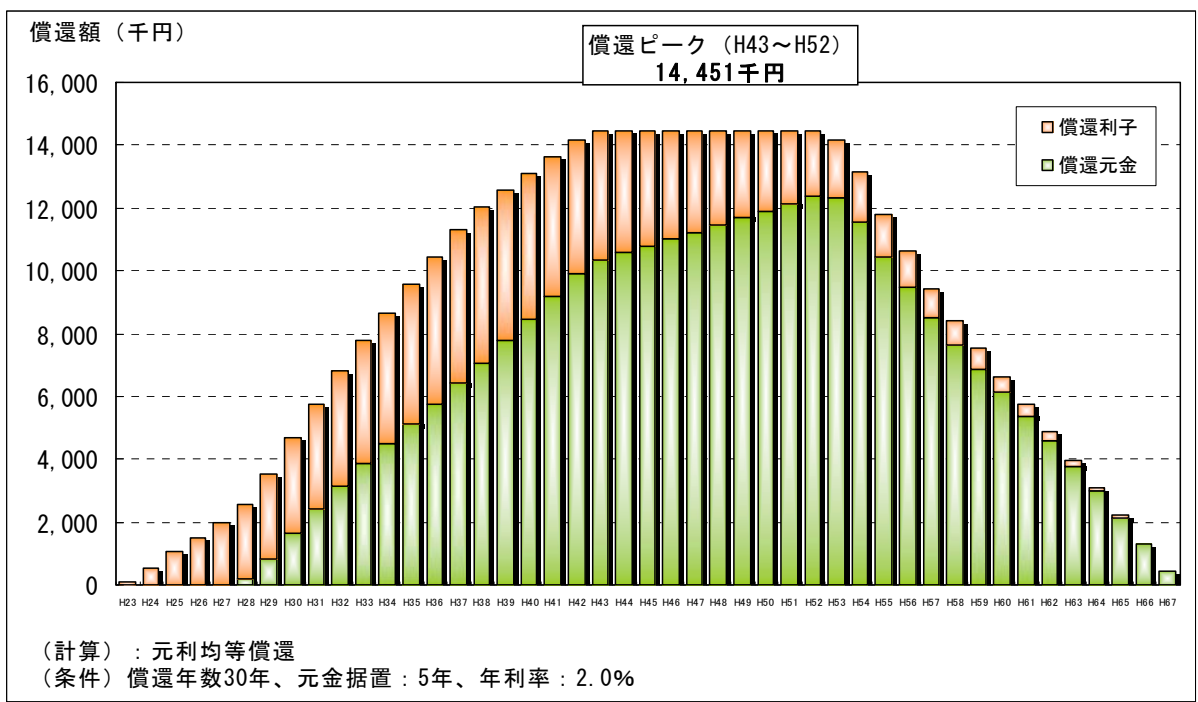
●総起債額（百万円）＝283.2百万円（うち49%は交付税措置される）

（事業期間：平成23年度～平成37年度＝計15年）

●起債償還額（百万円）＝389.6百万円

→償還ピーク（平成43～52年度：14.5百万円/年）

A町の市町村整備型における起債償還額の推移



※上記グラフはすべての浄化槽が5人槽の場合で算出したもの。7人槽以上については償還費が増えるので、下表を参考に、維持管理費等も考慮し月額使用料を定める必要がある。

【参考】人槽別月額使用料等一覧表

金額は月額	5人槽				6～7人槽				8～10人槽			
	償還費	維持管理費	修繕・消耗品費	使用料	償還費	維持管理費	修繕・消耗品費	使用料	償還費	維持管理費	修繕・消耗品費	使用料
パターン1	721	1,750	/	2,471	802	1,750	/	2,552	976	1,750	/	2,726
パターン2	721	1,750	807	3,278	802	1,750	807	3,359	976	1,750	807	3,533
金額は月額	11～15人槽				16～20人槽				21～25人槽			
	償還費	維持管理費	修繕・消耗品費	使用料	償還費	維持管理費	修繕・消耗品費	使用料	償還費	維持管理費	修繕・消耗品費	使用料
パターン1	1,513	2,928	/	4,441	2,326	3,138	/	5,464	2,928	3,808	/	6,736
パターン2	1,513	2,928	807	5,248	2,326	3,138	807	6,271	2,928	3,808	807	7,543
金額は月額	26～30人槽				31～40人槽				41～50人槽			
	償還費	維持管理費	修繕・消耗品費	使用料	償還費	維持管理費	修繕・消耗品費	使用料	償還費	維持管理費	修繕・消耗品費	使用料
パターン1	3,404	4,228	/	7,632	3,955	4,823	/	8,778	4,556	10,213	/	14,769
パターン2	3,404	4,228	807	8,439	3,955	4,823	807	9,585	4,556	10,213	807	15,576

(ウ) 全国アンケート調査結果

① 使用料の徴収範囲

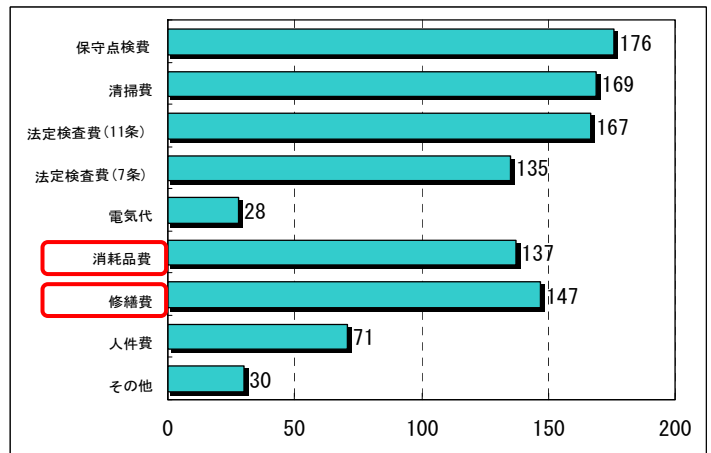
回答

「保守点検、法定検査、清掃費、消耗品、修繕費」の組み合わせで、徴収しているケースが多い。

※清掃費は通常従量制なので、別途定額使用料に上乗せで徴収している例が多い。

なお、20市町村程度は、清掃費を毎月定額徴収し、使用人数や人槽区分毎に変動する料金体系を採用している。

【使用料徴収の範囲】

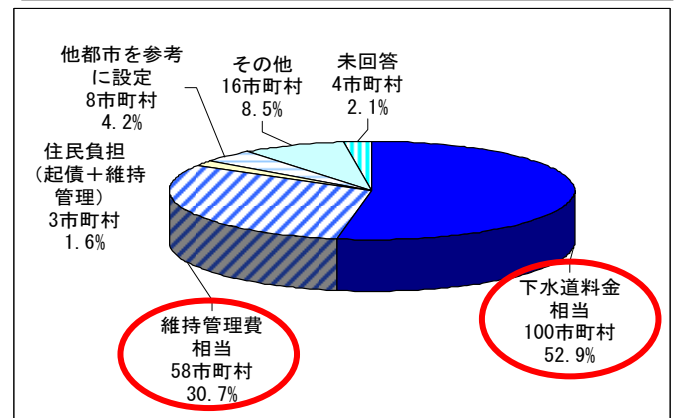


② 使用料徴収額の設定根拠

回答

下水道料金相当が100市町(52.9%)と最も多く、維持管理費相当が58市町村(30.7%)。

【使用料徴収額の設定根拠】

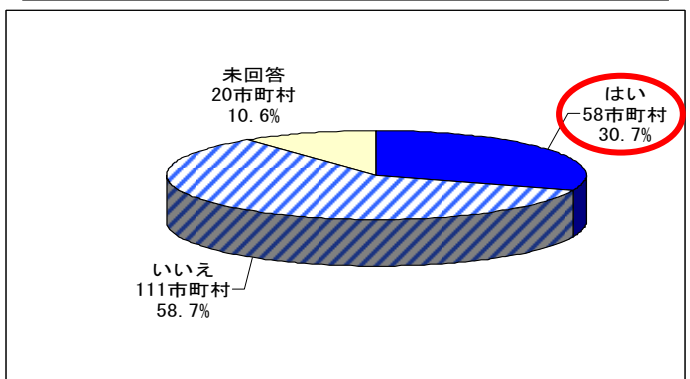


③ 使用料設定に関する審議会等の設置有無

回答

3割程度が、住民を含めた審議会(説明会等)を開催し、住民意見を踏まえて使用料を設定している。

【使用料設定に関する審議会等の設置有無】



使用料の設定に当たっては、本体・本体工事費を回収していない例が多くあることや、下水道料金や維持管理費相当額を設定根拠としている例が多いことから、独立採算が難しいことが全国アンケート調査で分かった。こうした場合には、一般会計からの繰り入れ事例もある。

④使用料の年額及び月額

- ▶ 全国平均の使用料の設定額（平均）（清掃料金含める）。
年額 46,023円、月額 3,835円
- ▶ 最も多い組み合わせである「保守点検、清掃費、法定検査、消耗品、修繕費」を採用している市町村の全国平均。
月額 3,403円
- ▶ 上記に「人件費」を加えた組み合わせを採用している市町村の全国平均。
月額 3,846円

県内実施5市町村の使用料（清掃費を含めない）

市町村名	秩父市 ^⑪	小鹿野町 ^⑬	ときがわ町 ^⑮	東秩父村 ^⑮	鳩山町 ^⑲
使用料(年額)	13,860円	17,000円	30,000円	30,000円	30,000円
(月額平均)	1,155円	1,417円	2,500円	2,500円	2,500円
備考	保守点検3回/年 法定1回含む	保守点検3回/年 法定1回含む	保守点検4回/年 法定1回含む	保守点検4回/年 法定1回含む	保守点検4回/年 法定1回含む

*清掃料金は、従量制で別途徴収

*丸数字は市町村整備型の導入年度

使用料の項目別徴収額（全国）

使用料金の内訳項目	年額の平均	月額の平均
保守点検費	14,966円	1,247円
法定検査費	4,765円	397円
清掃費	22,608円	1,884円
電気代	8,623円	719円
消耗品費	3,214円	268円
修繕費	6,465円	539円
人件費	5,173円	431円

- 修繕費、消耗品費も含めて使用料を算定している例が多く、使用料の設定に当たって注意が必要。
- また、人件費分を徴収している市町村では、料金が他に比べて高くなっている。
- 安定した事業経営が可能となる使用料を設定できるように十分なシミュレーションを実施し、必要に応じて住民の声を踏まえて決定していく。

(2) 分担金の設定

(ア) 分担金の設定根拠（国の通知）

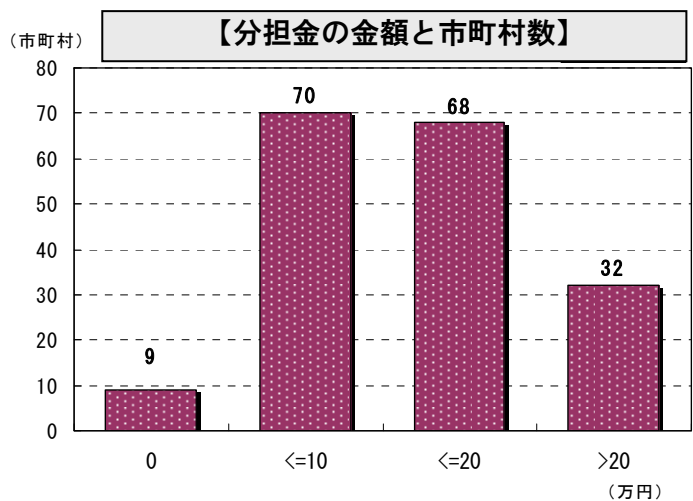
- 国は、市町村整備型の住民負担の考え方として、「受益者負担金の徴収額は、全事業費の10%程度を徴収し、事業費へ充当すること」との通知を出している。

（平成21年7月8日付け総務省課長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」）

(イ) 全国アンケート調査結果

- 分担金は10～20万円程度、分担割合（分担金／本体・本体工事費）は10～20%としている市町村が多い。
- 分担金を設定していない市町村も9市町村ある。

負担割合	市町村数(割合%)
0% (※)	9市町村 (5.0%)
～10%以下 (平均：8.5万)	70市町村 (39.1%)
～20%以下 (平均：14.5万)	68市町村 (38.0%)
20%超～ (平均：30.3万)	32市町村 (17.9%)



※分担金を徴収していない市町村の理由(例)

市町村整備型について、町の重要課題として取り組んでいることから、整備促進を図るため住民負担を軽減するもの。

(ウ) 県内実施5市町村の分担金（条例記載額）

県内5市町村では、いずれも約1割程度を分担金として徴収している。

市町村名	秩父市	小鹿野町	ときがわ町	東秩父村	鳩山町
分担金の額	100,000円	標準設置費の1割 約80,000円	102,000円	102,000円	102,000円

【参考】 分担金の設定に当たっての留意点

●国庫補助基準額をもとにする場合

→額が一定なので、後年度の財政計画が立てやすい。

●標準設置費（毎年の契約額など）をもとにする場合

→額が変動する可能性があり後年度の財政計画が立てにくいほか、住民間の公平感に影響が出るおそれもある。（前年設置の方が安かった等）

【用語解説】 分担金

市町村が合併処理浄化槽を設置することで利益を受ける者を受益者とし、受益者が合併処理浄化槽設置費用の一部を負担すること。受益者分担金ともいう。

(3)住民と市町村の負担区分の明確化

(ア) 住民・市町村の負担区分の明確化の必要性

- 本体・本体工事費 ⇒ 市町村負担
- 配管費 ⇒ すべて住民負担とするのか、例えば流入流出1 mまでは市町村で負担するか等
- 修繕費・消耗品費等 ⇒ 負担区分の明確化をしないとトラブルのもとに

- 上記のような費用負担（責任の所在）を条例等で明確にしておくことが重要。
- 住民と市町村の間で、費用面や責任の所在（使用者・所有者）などがトラブル発生要因となる。
*ブローワーを市が負担している例（佐賀県佐賀市）

http://www.city.saga.lg.jp/up_download_file/s23075_20110907094106.pdf

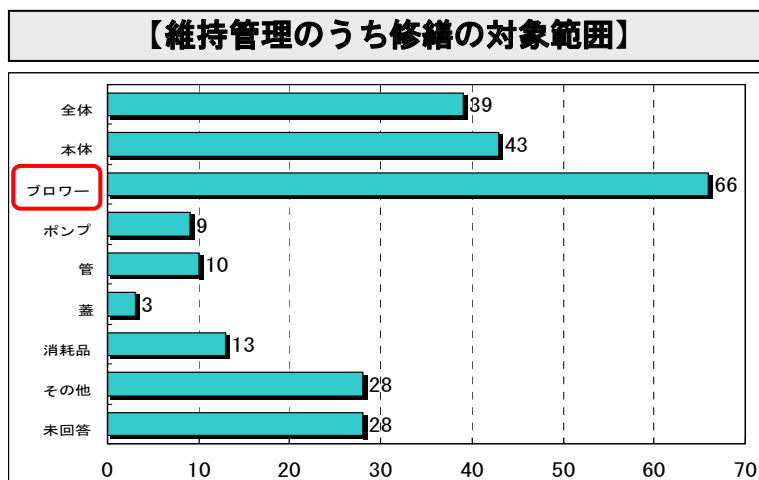
(イ) 全国アンケート調査結果

① 公共用水域までの配管費負担区分

- 半分程度の自治体が、配管費への補助を行っている。

② 維持管理項目の対象範囲

- 修繕の具体的な対象範囲はブローワーが多く、浄化槽全体を対象としている市町村も比較的多い。



(ウ) 県内実施5市町村の状況

- 県内実施5市町村の修繕費・消耗品費の負担区分については下記のとおりで、条例では住民の負担としているものの、運用でときがわ町、東秩父村、鳩山町ではブローワーの交換（ブローワー本体よりもダイヤフラムの交換が多い）については設置者（市町村）の負担で対応している。

修繕費・消耗品費の負担区分

	条例等の規定	ブローワー交換	その他市町村負担
秩父市	住 民	住 民	なし
小鹿野町	//	//	//
ときがわ町	//	設置者	//
東秩父村	//	//	//
鳩山町	//	//	//

【用語解説】ダイヤフラム

圧力や流量、液面などの自動制御用に使われている空気圧で作動する調整弁のこと。

(エ) 他市町村の事例

- ▶ 佐賀県佐賀市では広報用のパンフレットにおいて、維持管理や修繕に係る費用負担区分を一覧表として整理している。

市と住民の費用負担区分の事例（佐賀市）

	管理に係る費用負担項目	市	使用者
①	浄化槽使用料		○
②	浄化槽保守点検費	○	
③	浄化槽清掃費	○	
④	法定検査料	○	
⑤	消毒薬品代	○	
⑥	ブロワーの部品交換・修理にかかる費用	○	
⑦	ブロワーの電気代		○
⑧	浄化槽清掃等に使用する水道代		○
⑨	浄化槽に設置している放流ポンプの維持管理費		○
⑩	使用者の都合による浄化槽の移動・撤去に関する費用		○
⑪	使用者の責により必要となった浄化槽の修繕に係る費用		○
⑫	耐用年数を経て交換が必要になったブロワー本体の費用	○	
⑬	耐用年数を経て交換が必要になった浄化槽本体の撤去費用	○	
⑭	耐用年数を経て交換が必要になった浄化槽本体の設置にかかる費用	○	

(オ) 配管費、修繕費・消耗品費の負担区分のあり方**配管費（次頁の図も参照）**

- ▶ 配管費は、基本的には個人負担である。
- ▶ しかし、転換を促進するため、住民負担の軽減に努めることも対応策の一つであり、そのため配管費について、ある一定額までを市町村が補助したり、配管に関する融資制度を導入するなどの例がある。
- ▶ 地形的要素や放流先関係者との協議（占用許可の関係等）等により、住民間の不公平感が生じないように留意する必要がある。

（例）浄化槽からの距離制限（10～20mまで）を設けそこまでは下記割合で市町村が補助。
* 1m当たり 6,000～10,000 円支給、あるいは工事費用の1/3など。

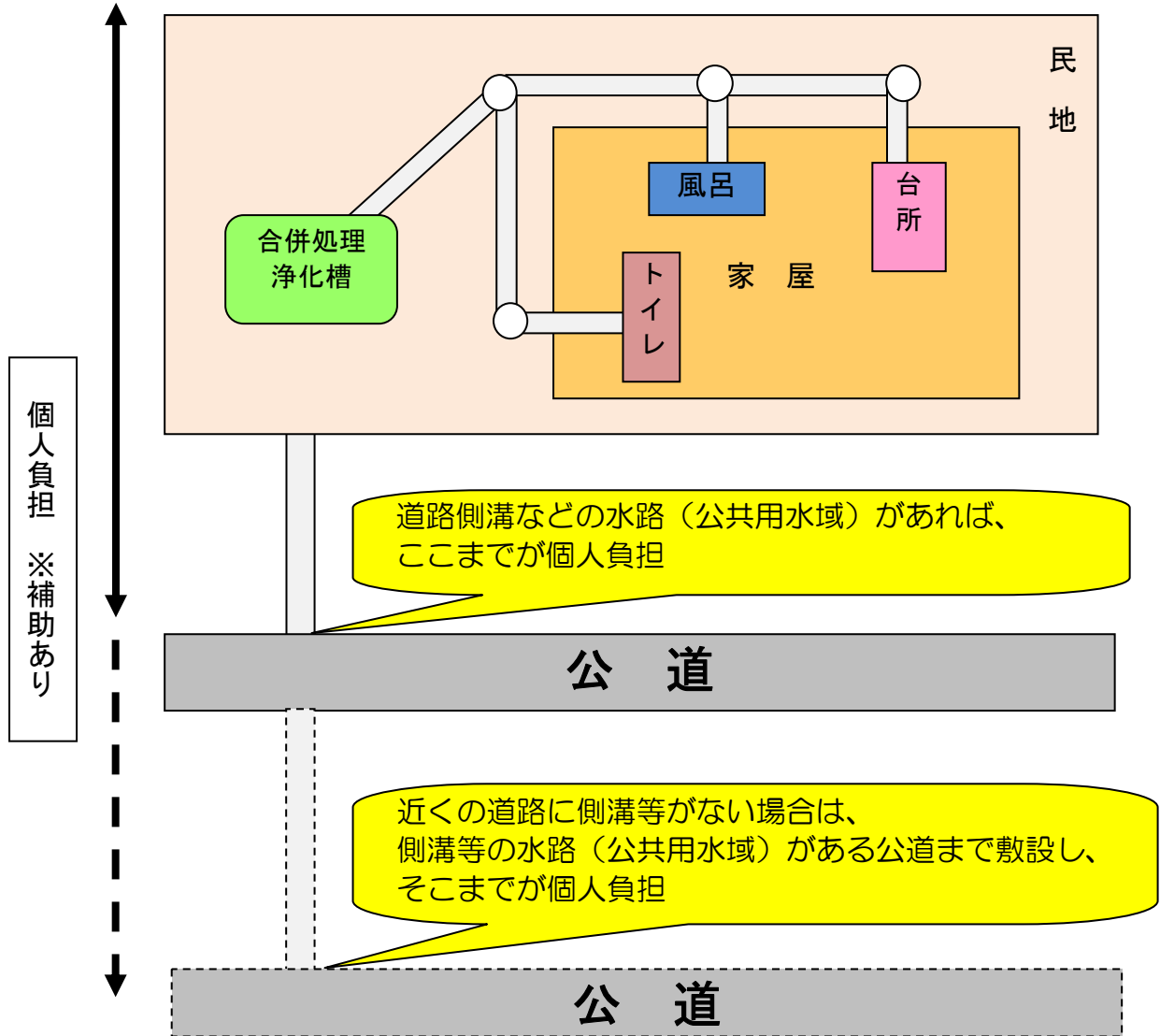
修繕費・消耗品費

- ▶ 機器ごとの耐用年数や保証内容※を勘案し、更新時期に応じた修繕費の積み立てが必要となる。
 - ▶ 一年に大量の浄化槽を設置した場合には、消耗品や部品の更新時期が重なるおそれがあり、注意が必要。
 - ▶ ブロワーなど交換頻度の高い機器を市町村負担とすると、機器に対する苦情（音など）、維持管理業者との手続きや立会い等、事務量の増加につながるおそれがある。
- ※メーカー保証内容については、P.81 参照。

【参考】配管費の負担

●宅内から浄化槽まで、及び、浄化槽から公共用水域までの配管敷設費用は基本的に個人負担。
 ＊国庫補助は対象外、県では配管費補助（期間限定）あり。市町村によっては独自に補助制度を設けている。

（イメージ図）



【県内実施5市町村の配管費への補助状況】

（小鹿野町）

町設置の浄化槽から公共用水域までの距離が20mを超える部分について補助対象※。配管費の1/2（上限30万円）を補助。放流ポンプ槽設置補助（5万円）も実施。

（ときがわ町）

町設置の浄化槽から公共用水域までの距離が20mを超える部分について補助対象※。配管費の1/2（上限100万円）を補助。放流ポンプ槽設置補助（6万円）も実施。

※20mまでは県の配管費補助（上限20万円）を活用。

＊秩父市、鳩山町、東秩父村は、市町村独自の補助なし。

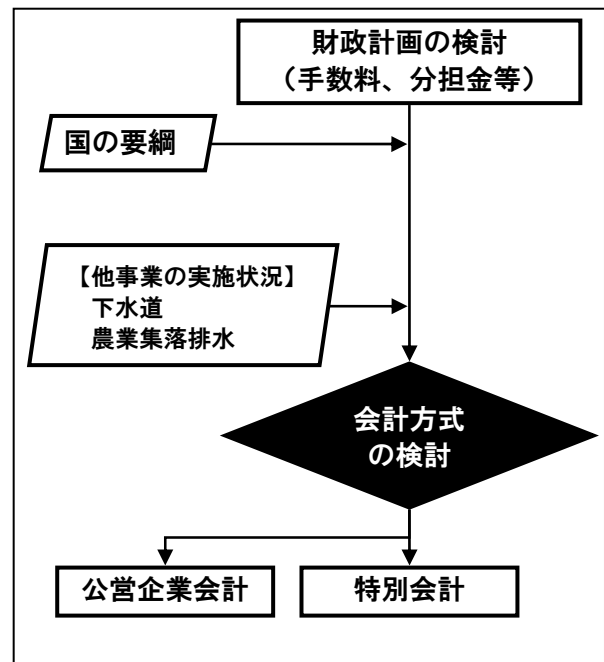
【用語解説】公共用水域（水質汚濁防止法第2条より）

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。（道路側溝など含む、下水道を除く。）

5 特別会計の設置

(1) 国の要綱での位置付け

- 国の要綱では、
『市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであること』となっている。
- 本事業では、財政運営の基本原則として“特別会計の設置”と“独立採算の原則”が義務付けられているが、地方公営企業法の適用を受けなければならない事業ではない。
- 既存の下水道事業や農業集落排水事業の特別会計と一緒に経理することも可能。
*浄化槽事業は地方公営企業法の適用を受けないが、市町村が条例で定めることにより適用させることができる。



(2) 特別会計の事務処理

- 主な歳入及び歳出は概ね以下のとおり。

【歳入】

分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金及び県補助金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、起債

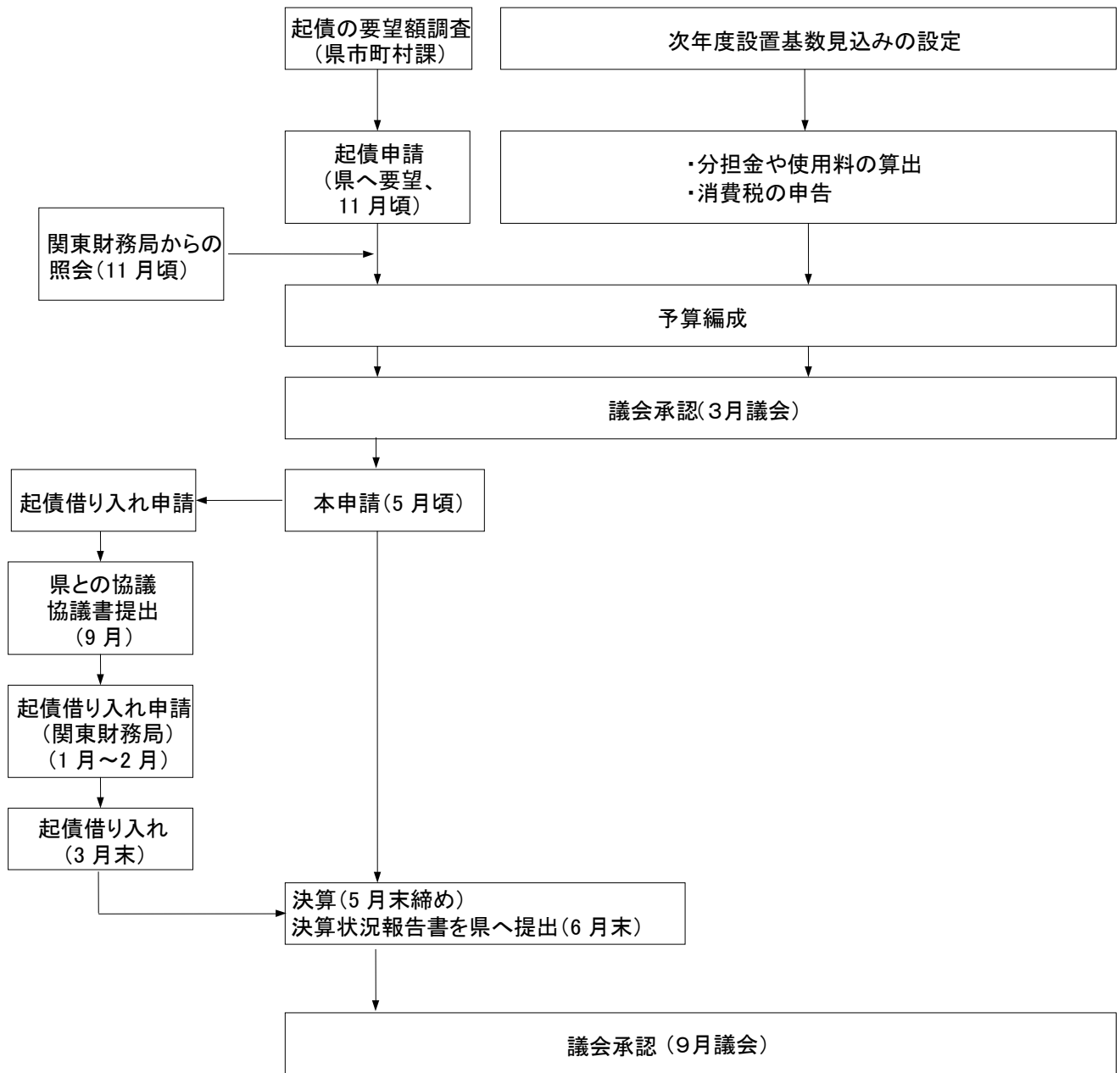
【歳出】

総務費、事業費、公債費、諸支出金、予備費

- 特別会計における主な事務は以下のとおりである。
- 歳入に関しては、次年度の設置基数の見込みを踏まえ、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金及び県補助金、起債等の予算化を行うとともに、国庫支出金、県補助金及び起債については、予算編成と合わせ、申請手続きを進めることが必要になる。これらの予算については、3月議会（年度最後の定例議会のこと。市町村によっては2月のところもある。）で承認を得る。
- 決算は、事業年度終了後、翌年度の5月末締めで行い、この際に決算状況報告書を作成し、県へ提出する。そして、9月議会にて決算状況の承認を得る。

*参考に、起債に関する事務処理を中心としたフローを次ページに示した。

<起債に関する事務処理を中心としたフロー>



【用語集】 公営企業

公営企業とは、地方公共団体が経営する企業のこと、一定の事業（地方財政法施行令第37条に列挙される13事業）の経理は特別会計を設けて行われなければならないとされている。

地方財政法に定める公営企業のうち、①水道事業（簡易水道事業を除く。）、②工業用水道事業、③軌道事業、④自動車運送事業、⑤鉄道事業、⑥電気事業、⑦ガス事業については地方公営企業法のすべてが適用され、⑧病院事業については、地方公営企業法のうち財務規定等が適用される。なお、その他の事業についても、地方公共団体の判断により法律の全部又は一部を適用することができる。

(3) 公営企業会計の特徴と留意点

(ア) 公営企業会計の特徴

➤ 公営企業会計の導入による主な特徴（メリット・デメリット）は、以下のとおり。

【メリット】

- ① 事業ごとに行われていた経理業務の一本化による効率化。
- ② 財産の状況や損益の把握が容易。
- ③ 企業経営の弾力化（業務量の増加に伴い支出が予算を超過し、かつ収入がその支出の超過額に見合いして増加した場合、予算の補正を行うことなく業務に必要な支出が可能）。
- ④ 住民に対して料金の将来見通し等の明示が可能。
- ⑤ 職員の経営意識の向上。
- ⑥ 資産の有効活用。

【デメリット】

- ① 日常経理に複式簿記等の専門知識が必要で、慣れていないとその習得に時間を要する。
- ② 仕訳、伝票処理、帳簿記帳等、単体の特別会計より日常経理事務に手間と時間がかかる。
- ③ 基準外繰入金金の査定が厳しくなり、財政運営には注意が必要である。

(イ) 公営企業会計を導入している市町村の事例

【福島県三春町の事例】

➤ 事業の統合経営

平成10年度から水道、簡易水道、下水道、農業集落排水、個別排水処理（合併処理浄化槽）の5事業を同一部門で実施することとし、平成12年度から組織名を「企業局」に変更。

➤ 事業統合によるメリット

- ① 各事業ごとに行われていた管理業務の集中処理による人員・経費の削減
- ② 土木・管工事等の技術職員を集中配置、OJT及び職場内研修による能力開発
- ③ 上下水道についての住民、関係事業者に対する窓口の一本化によるサービス向上
- ④ 水道、下水道、浄化槽の指定工事業者の一元的な指導監督
- ⑤ 下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の組み合わせによる生活排水処理施設の総合的な整備（二重投資や過大投資の防止）

➤ 会計方式

事業統合段階では3つの会計方式で、現状では2つの会計方式（企業会計方式）に変更（下図）。

平成10年	水道事業	簡易水道	下水道	農業集落排水	合併処理浄化槽
	企業会計	特別会計（官庁会計）			一般会計（官庁会計）
↓	↓	↓			
現在	水道事業会計（企業会計方式）		下水道事業等会計（企業会計方式）		

資料) 内閣府：第38回地方分権改革推進会議小委員会提出資料 (<http://www8.cao.go.jp/bunken/h15/038iinkai/1-2.pdf>)

(ウ) 公営企業会計導入の際の留意点

- 公営企業会計を導入できる自治体は、水道事業を実施している市町村で、下水道や農業集落排水事業に浄化槽も含めて一体的に建設（設置）から維持管理まで対応できる組織体制を整備できることが基本的な条件になると考えられる。

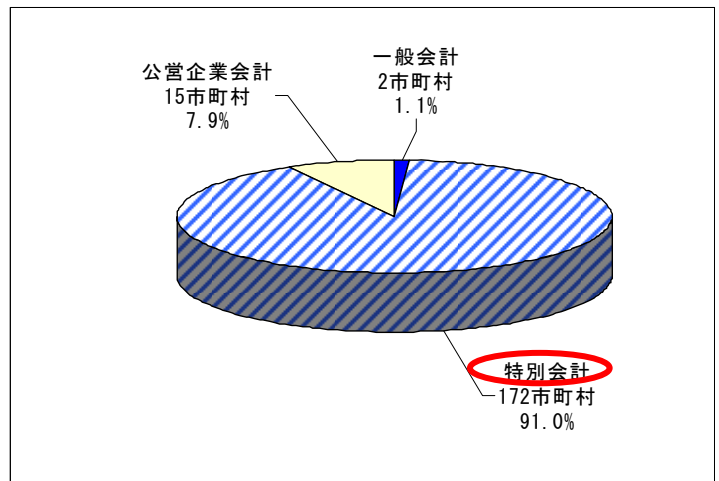
(4) 全国アンケート調査結果

- ほとんどの市町村は特別会計で処理しているが、15市町村は公営企業会計を採用。

【公営企業会計を採用した理由】

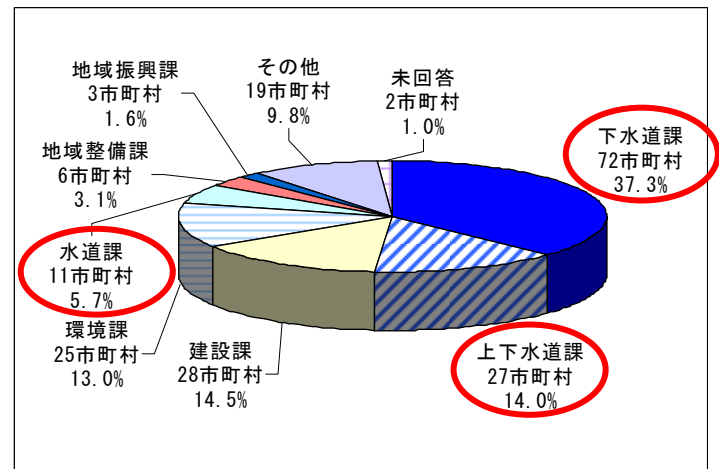
- 広島県広島市
効率的な事業運営のため、各整備方法（下水道、農業集落排水、浄化槽）で異なる会計方式を企業会計に統合するとともに組織も一元化するため。
- 佐賀県有田町
将来、汚水処理事業は公営企業に代わると想定し、当初から公営企業とすることとした。

【採用している会計方式】



- 市町村整備型を実施している所属部署は、水道関係部局が最も多く、あわせて全体の6割程度を占めている。続いて建設関係部局、環境関係部局の順となっている。

【所属部署の分布】



6 本体・本体工事費の設計、積算（概算）

（1）浄化槽本体・本体工事費の設定（概算）

- ▶ 本体・本体工事費の設計・積算に当たっては、国又は県で定められた「歩掛」※を使用して複数事業者への見積依頼を行うなどし、標準設計額を定める。

※国の通知（H18.2.20 付け環廃対発第 060220001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）により、「国土交通省土木工事積算基準」など国で定めたものか、各都道府県で定めたもの（埼玉県：県土整備部「土木工事標準積算基準書」）を使用することとされている。

- ▶ 国や県で定めたもの以外の歩掛を使用した場合、その理由と根拠について国と協議が必要になる。

*詳細は、P.71 第5章「本体・本体工事費の設計、積算（詳細）」参照。

（参考）国庫補助事業における浄化槽設置費用

人槽区分	通常型 浄化槽	高度処理型 浄化槽
5人槽	83.7万円/基	102.0万円/基
7人槽	104.3万円/基	113.4万円/基
10人槽	137.5万円/基	138.0万円/基

*高度処理型・・・窒素又は燐除去型

（2）全国アンケート調査結果

（ア）浄化槽型式別の本体・本体工事費用

*高度処理型・・・窒素又は燐除去型

- ▶ 本体・本体工事費用は以下のとおり。メーカー見積りと入札が全体の6割程度。

浄化槽型式別の本体・本体工事費用

設置費用(平均)	浄化槽の型式	5人槽	7人槽	10人槽
本体費用	通常型	32.6万円	42.7万円	63.6万円
	高度処理型	45.5万円	60.6万円	85.7万円
本体工事費用	通常型	63.6万円	76.7万円	93.0万円
	高度処理型	69.3万円	84.4万円	103.3万円
総費用	通常型	95.7万円	118.7万円	155.3万円
	高度処理型	110.5万円	139.0万円	180.9万円

（イ）事業実施手法別の浄化槽本体・本体工事

*高度処理型・・・窒素又は燐除去型

- ▶ 市町村の直営よりもPFI事業の方が本体・本体工事費用は相対的に安価。
- ▶ 大量発注方式や浄化槽メーカーがSPCの一員として参画しているため、浄化槽を安価で仕入れることが可能となるため。

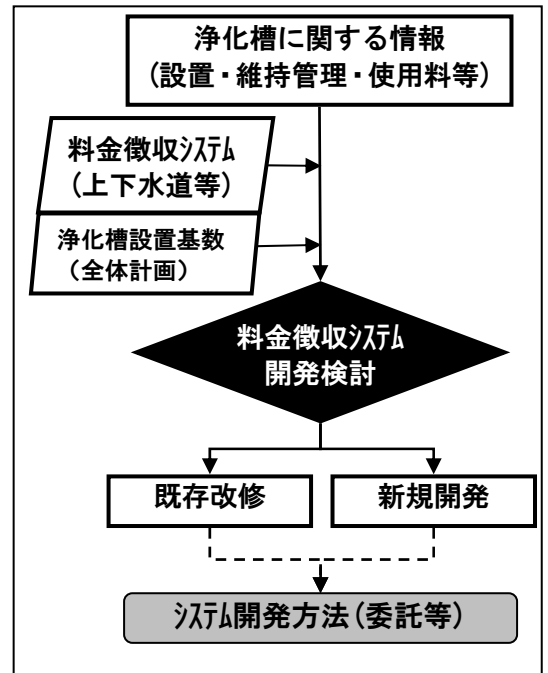
実施手法	浄化槽の型式	5人槽（平均）	7人槽（平均）	10人槽（平均）
直営	通常型	95.7万円	118.7万円	155.3万円
	高度処理型	110.5万円	139.0万円	180.9万円
PFI	通常型	80.7万円	97.5万円	124.8万円
	高度処理型	75.3万円	89.6万円	111.6万円

7 使用料徴収システムの開発等

(1) 使用料徴収システムの必要性

- 本事業では、“特別会計による経理”と“適正な料金徴収”が求められているため、使用料等の費用を管理できるシステムの導入について検討が必要。
- 使用料徴収システムの導入により、以下の効果が期待できる。

- 使用料の収納状況を確実に把握。
- 浄化槽の維持管理状況と情報共有が容易に。
- 上下水道システムがあれば、一元管理が可能となり、事業の効率化が可能に。
- 管理者や入力者を変更しても、浄化槽情報等を継続的に管理することが可能に。
- データのバックアップや個人情報保護などのセキュリティ面を担保。



(2) 全国アンケート調査結果

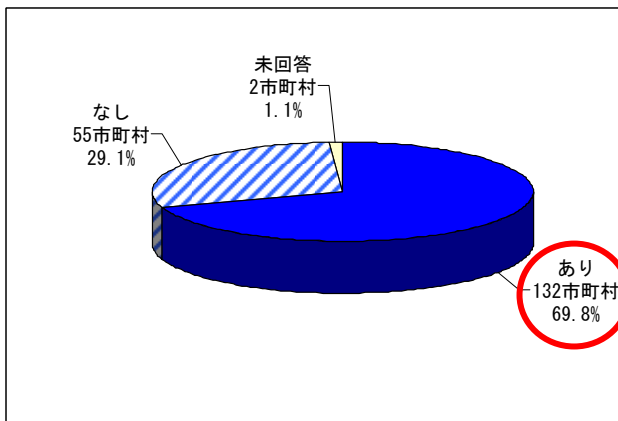
(ア) 徴収管理システムの有無

- 全体の7割近くの市町村が徴収管理システムを整備。

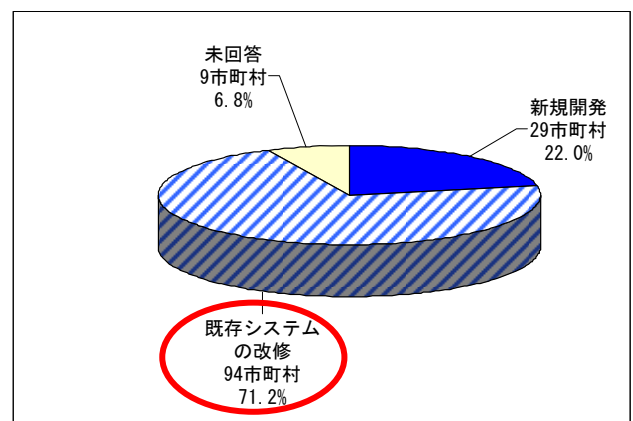
(イ) 徴収管理システムの開発状況

- 新規開発が2割強、既存システムの改修が7割強。

【徴収管理システムの有無】



【徴収管理システムの開発状況】



(ウ) 徴収管理システムの開発(改修)の期間及び費用

➤ 改修の方が新規開発より、開発期間及び費用ともに5割程度短く安価で済んでいる。

項目		最小	平均	最大	該当数
開発期間 (ヶ月)	新規開発	1.0	8.6	24.0	15 市町村
	システム改修	1.0	5.3	12.0	39 市町村
開発費用 (千円)	新規開発	450	12,683	88,809	12 市町村
	システム改修	40	6,195	53,296	31 市町村

【徴収管理システム導入事例】

【導入事例 愛媛県八幡浜市】

● 導入のきっかけ

- ・市町村整備型の対象区域の拡大
- ・組織の新設（生活排水係）
- ・市内航空写真の配布（GIS 導入）

● システム使用・構成

- ・五星社 PentAngle で構築
- ・通常の浄化槽設置台帳のような浄化槽維持管理に係る項目に加えて、市町村整備型に係る入札関係の情報や料金徴収関係の情報も管理

● コスト

・ インシャルコスト

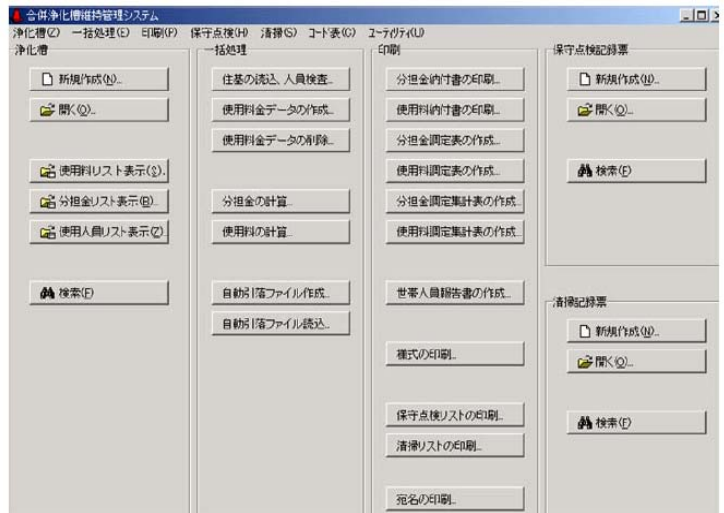
管理システム（データベース）構築：190万円（ハードウェア、保守管理、入力は含まない）

・ ランニングコスト

経常的なランニングコストはないが、GIS を利用している場合、境界線情報を修正（数万円から十数万円程度）

【全国アンケート調査結果】

浄化槽整備台帳を整備している市町村のうち、GIS 利用は 8.2%（12 市町村 / 146 市町村）



＜画面イメージ＞

出典：環境省資料（環境省浄化槽サイト）「浄化槽整備台帳 GIS 活用事例集」

【システム導入時の留意点】

- 既存の上下水道の料金徴収システムとの連携、同システム統合及び拡張性についての検証が必要である。
- 新規システムを構築する場合は、浄化槽の設置基数の全体計画をもとにシステム開発の必要性を検討する。管理基数が少ない場合、通常業務で使用する PC での簡易版のシステムの利用も考えられる。
- なお、システム開発には半年から1年程度を要するため、事業開始時期を考慮することが必要であり、またシステム開発に係る費用を確保しておくことが重要である。

【用語解説】GIS（地理情報システム）

地理情報システム（Geographic Information System）は、位置に関する情報を持った空間データを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

8 申請から使用開始までの業務

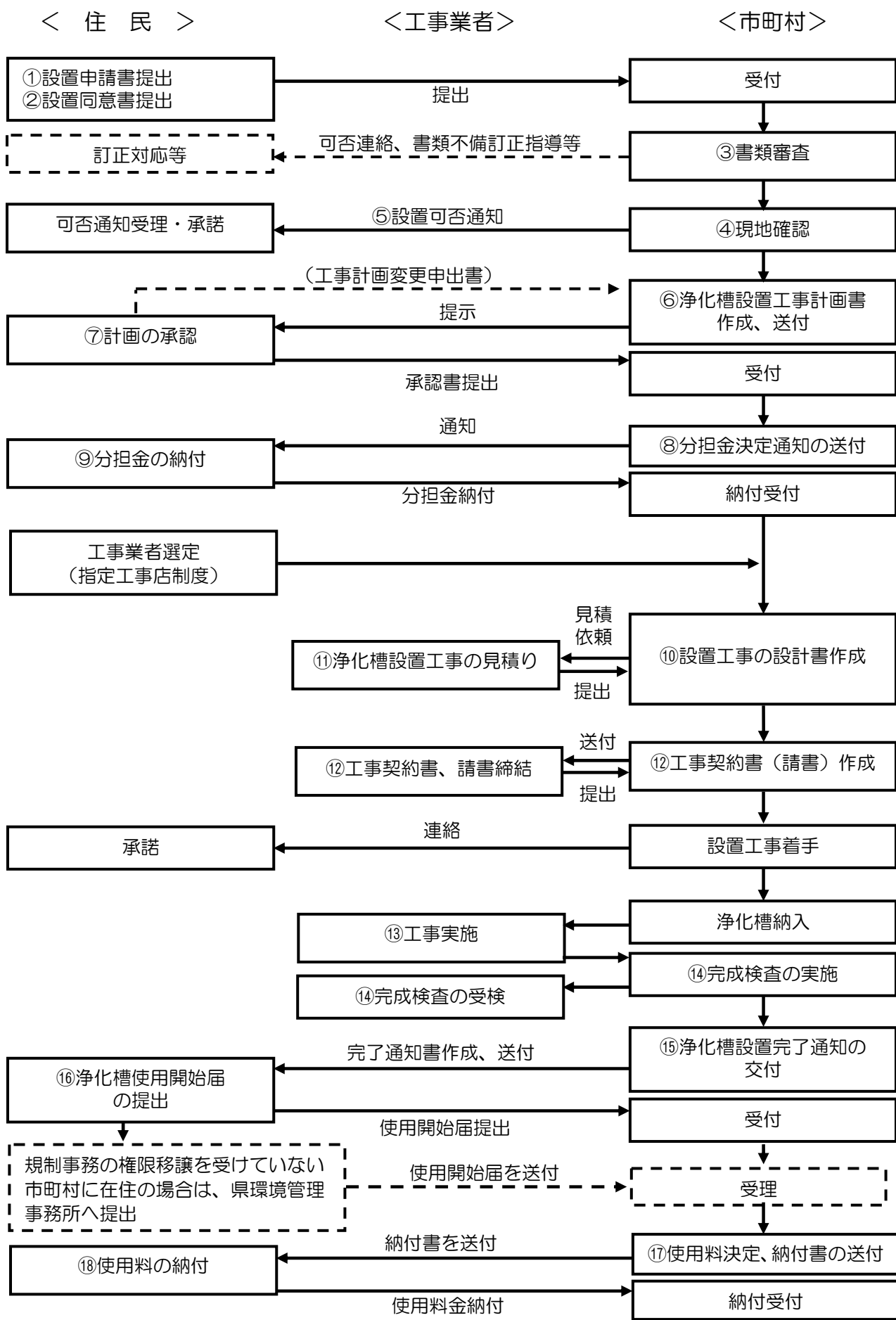
(1)申請から使用開始までのフローと解説

- 申請から使用開始までのフローと住民・工事業者・市町村の役割については以下のとおり。
- 全体的なフローは、次ページ参照（丸数字がそのまま対応）。

項目	内容	住民	工事業者	市町村
①設置申請書提出	浄化槽を設置する前に、設置の申請書に記入の上、市町村に提出	●		
②設置同意書	浄化槽の設置に係る土地について、設置及び管理等に必要な限度において立ち入ることや維持管理責任等について同意を得るもの	●		
③書類審査	市町村：提出書類に不備がないかどうか確認 ※県土整備事務所では建築確認を実施（新築等の場合）			●
④現地確認	申請者の住居等に訪問し、現地確認→設置可能性を判断 （浄化槽設置スペース、放流先等の状況調査）			●
⑤設置の可否決定通知	内容審査後、設置の可否を決定し、申請者に通知			●
⑥設置工事計画書の作成、送付	工事の内容、期間等の計画を作成し、申請者に送付			●
⑦計画の承認、提出	工事計画書の内容を確認し、承認書を市町村に提出	●		
⑧分担金決定通知送付	分担金の決定通知、納付書を申請者に送付			●
⑨分担金の納付	分担金を市町村に納付	●		
⑩工事設計書作成	設置工事の設計書を作成し、工事業者に見積依頼（第5章参照）			●
⑪設置工事の見積り	工事業者は、市町村へ見積りを提出		●	
⑫工事契約書の締結	市町村は工事契約書（請書）を作成し、工事業者に送付		●	●
⑬工事の実施	設置工事等の申請者（住民）や市町村と協議しながら実施		●	
⑭完成検査の実施	工事完了後、浄化槽設置工事及び排水設備工事を検査		●	●
⑮浄化槽設置完了通知の交付	完了通知を申請者に交付			●
⑯浄化槽使用開始届	浄化槽使用開始届を作成し、市町村に送付	●		
⑰使用料金決定、納付書の送付	使用料の決定、納付書を申請者に送付			●
⑱使用料の納付	使用料金を市町村に納付	●		

*各種様式は資料編参照

【指定工事店制度を利用した場合】



*丸数字は、前ページの各「項目」欄に記載されている内容と一致

9 維持管理

(1) 維持管理の必要性

- 浄化槽法において、浄化槽管理者は、「浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有するもの（浄化槽の使用者など）」と規定されている。
- 浄化槽管理者（浄化槽の所有者や使用者）は、浄化槽法第10条1項及び環境省関係浄化槽法施行規則第6条及び第7条により、定期的な維持管理が義務付けられている。

【維持管理の役割】

- 浄化槽の機能を適正に保つため
- 放流水の水質基準を満たすため

⇒ 浄化槽法により、保守点検及び清掃ともに技術基準（浄化槽法第8条、第9条、施行規則第2条、第3条）に従う必要がある。

浄化槽法(抜粋)

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

環境省関係浄化槽法施行規則(抜粋)

- 第6条 みなし浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、表に掲げる期間ごとに一回以上とする。
- 2 浄化槽に関する法第10条第1項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、表に掲げる期間ごとに一回以上とする（P.58参照）。
- 3 環境大臣が定める浄化槽については、前2項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。
- 4 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前3項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。
- 第7条 法第10条第1項の規定による清掃の回数は、全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね六月ごとに一回以上とする。

浄化槽法(抜粋)

第8条 浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。

第9条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。

環境省関係浄化槽法施行規則(抜粋)

第2条 法第4条第7項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
 - イ 第1条の準則の遵守の状況
 - ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
 - ハ 槽の水平の保持の状況
 - ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
 - ホ 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
 - ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況
- 2 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流堰、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。

第3条 法第4条第8項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純曝気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。
- 2 汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱窒槽又は曝気タンク若しくは曝気槽に移送した後の全量とすること。

(2) 法定検査の必要性

➤ 法定検査の受検は、保守点検・清掃とともに浄化槽管理者の責務とされている。

(浄化槽法第7条第1項、10条第1項、11条第1項)

● 法定検査は、都道府県知事が指定する指定検査機関が実施

- ・ 浄化槽法第7条第1項に基づく設置後の水質検査 使用開始後3～8ヶ月以内に1回のみ
- ・ 浄化槽法第11条第1項に基づく定期検査 毎年1回

※浄化槽法改正(平成18年2月施行)

● 未受検者に対して、法定検査受検の指導、助言、勧告及び命令

● 命令違反者には「30万円以下の過料に処する」ことが規定(浄化槽法第66条の2)

浄化槽法(抜粋)

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(3) 保守点検・清掃業者の要件

● 保守点検業者 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例第2条に基づき、埼玉県に保守点検業として登録(※営業区域として登録していない市町村では営業不可)
(ただし、さいたま市と川越市は各市の条例に基づく)

● 清掃業者 浄化槽法第35条に基づき、営業区域を管轄する各市町村から「浄化槽清掃業」の許可を受けた業者(施行規則第10条)

浄化槽法(抜粋)

第35条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

環境省関係浄化槽法施行規則(抜粋)

第10条 法第35条第3項の規定による申請書は、次に掲げる事項を記載したものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 営業所の所在地
- 三 事業の用に供する施設の概要

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げるものとする。

- 一 清掃業許可申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 清掃業許可申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 三 清掃業許可申請者(清掃業許可申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人又はその役員を含む。)が法第36条第2号イからニまで及びハからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 四 清掃業許可申請者が次条第4号に該当する旨を記載した書類
- 五 前各号に掲げるもののほか市町村長が必要と認める書類

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例(抜粋)

第2条 県内(さいたま市及び川越市の区域を除く。)において、浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、五年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。(以下、省略)

(4)保守点検・清掃の回数

➤ 浄化槽の保守点検回数：浄化槽法第10条、施行規則第6条2項（通常※の例だと年3回以上）

処理方式	浄化槽の種類	期間(注)
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式	一 処理対象人員が20人以下の浄化槽	四月
	二 処理対象人員が21人以上50人以下の浄化槽	三月
活性汚泥方式		一週
回転板接触方式、接触ばつ気方式又は散水ろ床方式	一 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	一週
	二 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（一に掲げるものを除く。）	二週
	三 一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	三月

備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。

（注）表示期間ごとに1回以上実施（四月→年3回以上ということ）

➤ 清掃：浄化槽法第10条、施行規則第7条（通常※の例だと年1回以上）

処理方式	回数
全ばつ気方式（単独処理浄化槽）	6ヶ月に1回以上
その他方式（合併処理浄化槽）	1年に1回以上

※通常＝20人槽以下の家庭用合併処理浄化槽のこと。

嫌気ろ床接触ばつ気方式が最も多い（その他方式）。

10 条例

【条例に記載する基本的な項目】

- 市町村整備型を実施している市町村の条例を勘案し、下記のとおり標準的な項目を示す。
なお、県が例示する条例（参考例）と条文ごとの説明は巻末資料編参照。

【標準的な記載項目】

<総則>

①目的

事業の目的を明記

②定義

条例上で適用する用語の定義を明記

③整備区域

公設浄化槽を整備する区域を明記

④整備対象

公設浄化槽の整備対象を明記

<公設浄化槽の設置>

⑤設置申請

整備区域内の対象者が公設浄化槽の設置を申請することができることを明記

⑥工事計画

申請に基づく工事計画の作成・承認、申請者による工事計画の変更などを明記

⑦土地の立ち入り及び無償使用

公設浄化槽設置に当たり土地に立ち入ること、設置している間土地を無償使用することを明記

⑧工事業者の選定

設置工事は、受益者の選定した指定工事店が行う旨を明記（指定工事店制度）

⑨標準的な工事以外の工事に要する費用

設置工事において標準的な経費を超えるときに賦課できることを明記

⑩排水設備の設置及びその設置に要する費用

排水設備の設置に関すること、費用は受益者の負担であることを明記

⑪設置完了の通知

設置工事の完了に関する通知を明記

<分担金及び使用料>

⑫分担金の賦課及び徴収

設置費に関する分担金を定めること、分担金の額、納付期日の通知義務等を明記

⑬使用開始等の届出

使用者が公設浄化槽の使用を開始・休止等した場合の手続を明記

⑭使用料の徴収

料金体系の設定、徴収方法等の明記

⑮延滞金

使用料等の延滞時の負担額を明記

⑯徴収の猶予及び免除

必要と認める場合には分担金、使用料等の徴収を猶予し一部又は全部が免除できることを明記

<保管義務者の責務>

⑰保管義務者の責務

公設浄化槽の適正な利用、保守点検、清掃などの責務について明記

⑱電気料金・水道料金の負担

保守点検、清掃等に伴う電気料金・水道料金は使用者負担である旨を明記

⑲修繕費用等の負担

修繕、消耗品部品の交換費用は住宅所有者負担である旨を明記

⑳排水設備の管理費用等の負担

排水設備の修繕、管理等の費用は住宅所有者の負担であることを明記

㉑移設又は撤去

公設浄化槽の移設・撤去の場合の手續及び費用負担について明記

㉒住宅所有者の地位の継承

住宅所有者に変更があった場合の取り扱いを明記

<雑則>

㉓資料の提出

公設浄化槽の設置、管理等を行うために必要な資料の提出を求めることについて明記

㉔報告徴収及び立入検査

必要な場合は報告を求め、又は職員が立入検査することができる旨を明記

㉕損害賠償

公設浄化槽を損傷した場合などの損害賠償の規定を明記

㉖規則への委任

この条例のほか、必要な事項は規則で定める旨を明記

<罰則>

㉗過料

過料の規定を明記

11 広報・PR

(1) 広報・PRの必要性

- 本事業は、市町村が設置工事及び維持管理を行うが、浄化槽の設置場所は通常各個人の宅内（私有地）であること、宅内排水設備等の改造や配管が個人負担であることから、住民の理解と協力が必要不可欠。
- 事業を着実に実施していくためには、浄化槽の設置基数を確保することが大前提であり、事業の実施前のみならず実施中においても、継続的な広報・PR活動が重要となる。
- そのため、広報・PR体制の方法、費用についても事前に検討しておくことが必要である。

(2) 広報、PRの手段

- 広報・PRの手段についてさまざまな方法があるが、その内容とメリット・デメリットについて整理する。
- 広報活動の充実により、事業経営が安定するため、なるべく多くの手法を取り入れることが望ましい。

広報・PRの手段とメリット・デメリット

手段	内容
ホームページ (モバイル)	市町村ホームページに事業計画や進捗等を定期的に報告する。 ○手軽に情報発信が可能で費用もかからない。 ○タイムリーに情報提供ができ、情報更新も容易。 ●高齢者等インターネット未利用者への伝達が困難。
広報誌	市町村発行の広報誌に特集記事として事業計画を掲載する。 ○広報誌に関心のある人には有効な情報伝達手段。 ●特集記事の広報誌を見なければ、情報は伝わらない。
回覧板	自治会、町内会の回覧板に事業計画を掲載する。 ○地域ネットワークが強い地域では有効な方法。 ●地域ネットワークが弱い地域では情報が伝わりにくい。
区長会	対象地域の区長を集めて説明し、対象地域の住民に説明していただく。 ○地域ネットワークが強い地域では有効な方法。 ●区長の負担が大きい。
集会(自治会)	対象地域の住民を集めて、事業計画を説明する。 ○直接設置対象者に説明でき、広報誌に無関心な人にも広報が可能。 ●設置対象者が不参加であれば情報が伝わらない。 ●地域の事情により開催曜日・時間帯を多様に設定する必要がある。
チラシ配布	対象地域に事業計画を記載したチラシを配布し、広報する。 ○各戸に直接配布することで、直接住民が資料を見る機会が多い。 ●チラシ作成、配布に係る費用負担が発生。
事業者の活用	指定工事店や浄化槽の保守点検・清掃業者に協力を要請し、住民と接する機会に事業内容について説明してもらう。 ○市町村の事務量は少ない。 ●事業者への委託費が発生する可能性あり。 ●くみ取り便槽世帯への広報機会が不十分。

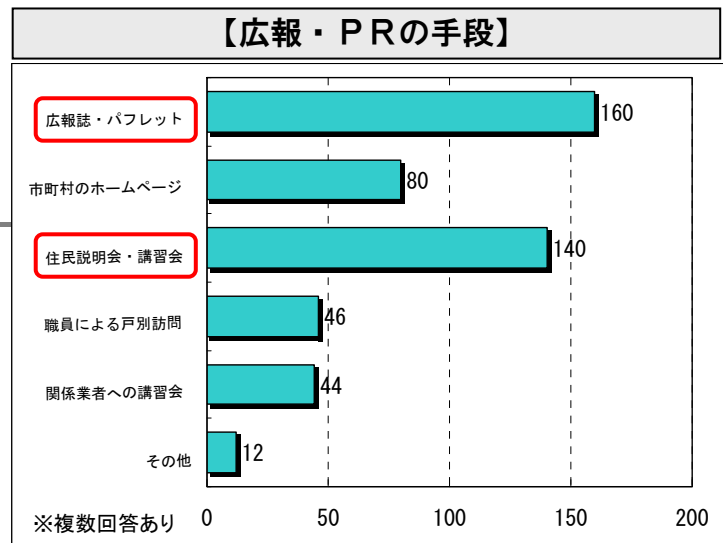
*○メリット ●デメリット

(3)全国アンケート調査結果

- 広報誌・パンフレットが最も多く、次いで住民説明会・講習会の順。

(4)広報・PR 活動の留意点

- 多様な年齢階層や地域特性に応じて複数の広報・PR 活動の組み合わせにより進めていくことが必要である。
- 特に高齢者の方からの理解を得るためには、字の大きさや分かりやすい言葉で情報を伝えるように配慮する必要がある。
- 単に、浄化槽の整備や維持管理に関する広報・PRのみならず、市町村の取組状況や環境保全上の必要性等も含めて啓発を行うことが望ましい。
- 市町村整備型の制度の説明だけでなく、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の処理形態の違いや、環境への負荷の違いなども説明し、転換の必要性を十分に周知することが重要である。



(5)広報・PRの事例

- 市町村における広報・PRの事例は、以下のURL 参照。
 - ・埼玉県 東秩父村 <http://www.vill.higashichichibu.saitama.jp/link/1284078003/jyoukasoupanfuretto.pdf>
 - ・福岡県 みやま市 <http://www.city.miyama.lg.jp/file/temp/736200.pdf>
 - ・北海道 標津町 <http://www.shibetsutown.jp/shigoto/kensetusuido/suido/joukasou.pdf>

12 事業計画書の作成

(1)事業計画書の必要性

- 条例制定の基礎資料として、市町村整備型を導入するに当たっての基本的事項を事業計画書としてとりまとめておくことが望ましい。
- 議会等への説明の際にも有効な資料となり得ると考えられる。

(2)事業計画書の記載内容

- 事業計画書の記載内容としては、本編の第1章～第3章の内容を基本として、特に整備対象区域、設置基数、事業実施手法、財政計画、会計方式、維持管理体制を明確にしておくことが望ましい。（国庫補助の申請に当たっては、5年程度の設置基数計画の提出が必要。）
- また、事業計画書には、整備区域の図面、前提条件となる基礎資料等を併せて添付しておくことが望ましい。

第4章 交付金関係

1 国の交付金

(1) 国の交付金の種類と内容

- ▶ 市町村整備型では、個人設置型と同じく国の交付金が利用でき、手続に大きな違いはない。
- ▶ 利用できる国の交付金には、『循環型社会形成推進交付金』（多くの市町村がこちらを利用）と『汚水処理施設整備交付金』の2種類があり、概要は以下のとおりである。
- ▶ 県内実施5市町村は『循環型社会形成推進交付金』を活用している。

＜補助スキーム＞本体・本体工事費の1/3を国が補助

高度処理型：5人槽の例

※条例で5人槽の分担金を10.2万円に定めた場合

（窒素又は磷除去型）

本体・本体工事費 102万円（国庫補助基準額）

個人
(1/10 相当)
10.2万円

市町村負担【起債】(17/30) 58万円

交付税措置(約 1/2)

使用料徴収(約 1/2)

国補助
(1/3)
34万円

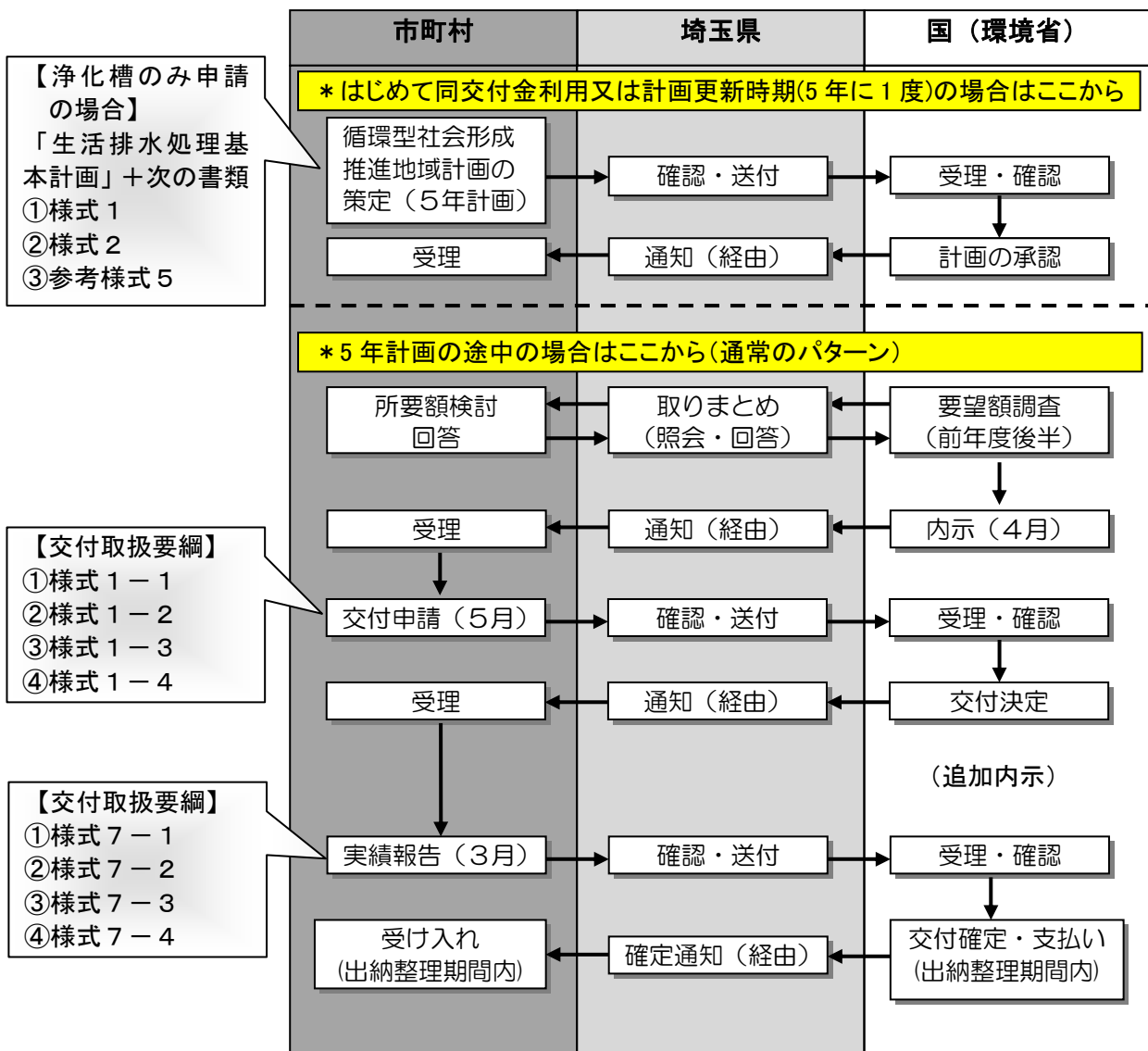
2つの交付金の比較

	循環型社会形成推進交付金（環境省）	汚水処理施設整備交付金（内閣府）
目的	廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進。	地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出などの「地域再生」。
対象市町村	対象地域は人口5万人以上又は面積400k㎡以上の地域を構成する市町村（沖縄、離島等の特別の地域は除く）。	「地域再生計画」を策定し、「地域再生計画」の目標達成に必要な事業として、「汚水処理施設」の整備に関する事項を位置づけている市町村。
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽 ・マテリアルリサイクル推進施設 ・エネルギー回収推進施設 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・最終処分場 等 	新設する施設で汚水処理人口普及率の向上につながる以下の汚水処理施設。 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽【環境省】 ・農業集落排水、漁業集落排水【農林水産省】 ・下水道【国土交通省】 ＊同一の市町村で部局が違う2種以上の施設を計画期間中（5ヵ年）に実施するもので、施設の整備により汚水処理の普及促進を図るもの。 ＊対象区域は、「地域再生計画」の区域内であり、かつ、対象区域の境界及び整備手法が明確になっていること。 ＊事業実施による効果が明確であること。
交付金の交付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を循環型社会形成推進地域計画として策定し、計画に位置付けられた施設整備に対し毎年度交付。 	市町村が策定した「地域再生計画」を国が認定した場合、その計画に基づき、毎年度交付。
交付限度額の算定	基本的には交付対象経費の1/3	交付対象経費の1/3
その他	多くの市町村がこちらを利用	近隣市町村との共同による効率的な事業実施が可能

(2) 交付金申請等の手続き

- どちらの交付金も基本的な流れは同じである。
- おおまかには、「要望額調査（前年度後半）」→「内示」（4月）→「申請」（5月）→「交付決定」→（追加内示）→「実績報告」（3月）→「交付確定・支払い」（出納整理期間内）となっている。
- 交付金ごとにフローで示すと以下のとおり。

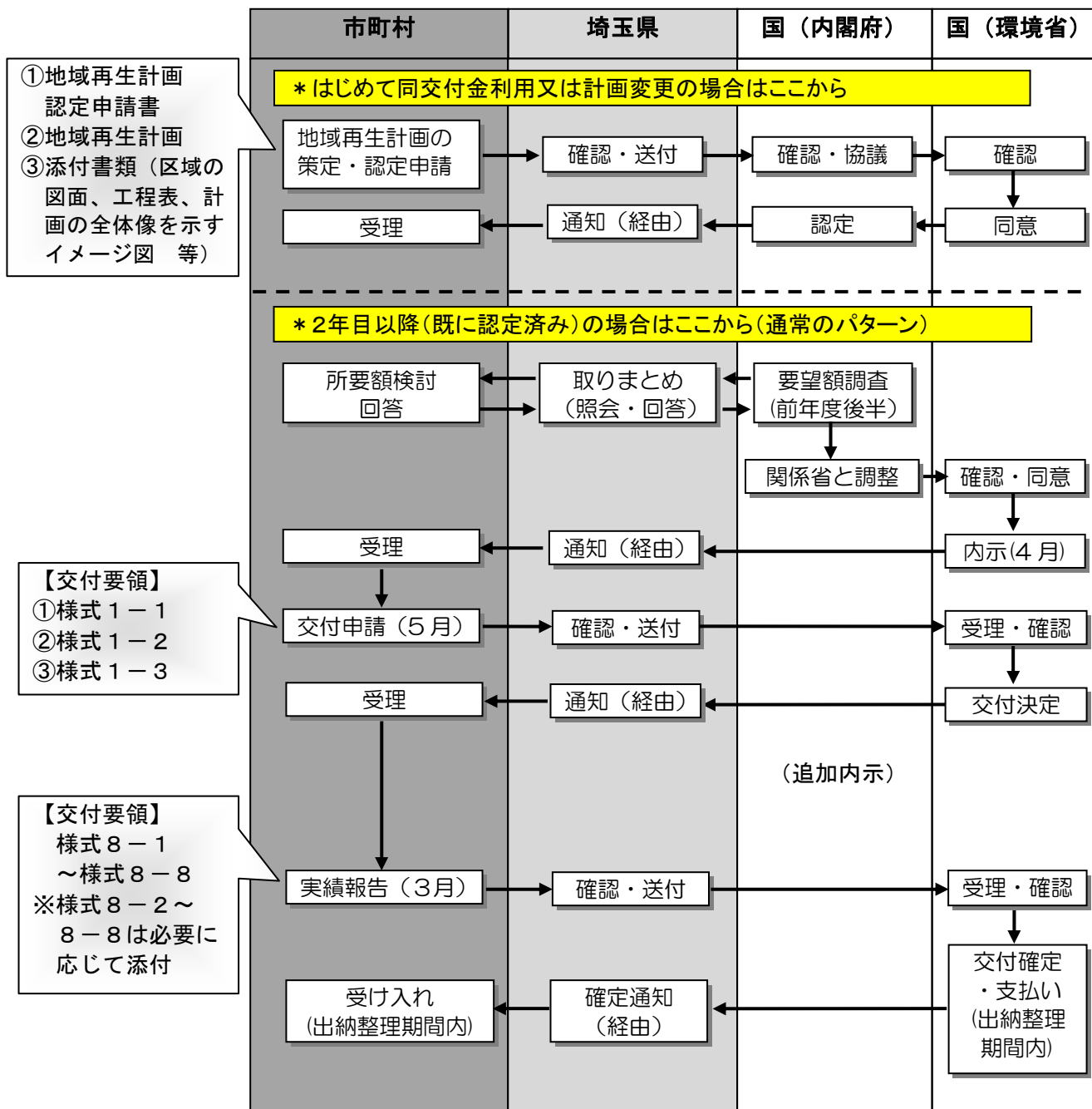
(ア) 循環型社会形成推進交付金の場合



*各様式は「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」参照

(イ) 汚水処理施設整備交付金の場合

➤ おおまかな流れは、循環型社会形成推進交付金と同じ



* 各様式は「汚水処理施設整備交付金交付要領」参照

(ウ) 循環型社会形成推進交付金に係る申請書類

- 生活排水処理基本計画書に加えて次の3つの書類を提出すれば、地域計画に代えることができる。
*環境省事務連絡（平成22年1月28日付）の「浄化槽整備のみ行う場合における循環型社会形成推進地域計画の取り扱いについて」より

*記入対象項目は以下のとおり（番号は様式の項目番号）

①循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

- 1 地域概要
- 4 生活排水処理の現状と目標
- 5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

②循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

- ・浄化槽に関する事業欄（総事業費、交付対象事業費（5年間））

③参考資料様式5 施設概要（浄化槽系）

- 1 事業主体名
 - 2 事業名称
 - 3 事業の実施目的及び内容
 - 4 事業期間
 - 5 事業対象地域の要件
 - 6 事業計画額
- * 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

(エ) 汚水処理施設整備交付金に係る申請書類

- 市町村は「地域再生計画」を作成し、国の認定を受けることで、地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金はこのうちの一つ）を利用することができる。

①地域再生計画関連

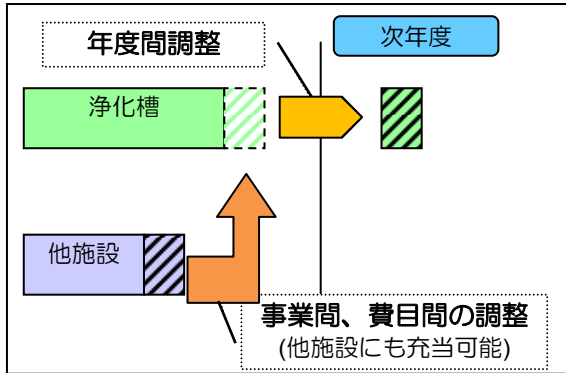
- ア 地域再生計画認定申請書
- イ 地域再生計画
- ウ 添付書類（区域の図面、工程表、計画の全体像を示すイメージ図）

②交付要領

- 様式1-1 交付金交付申請書
- 様式1-2 汚水処理施設整備交付金交付申請額表

(3) 交付金制度の特徴

- どちらの交付金も、年度間・事業間の融通がきく弾力的な運用が可能となっている。
- 「年度間調整」
→ 計画期間内であれば年度をまたいでの融通が可能
- 「事業間、費目間の調整」
→ 他事業（施設等）への融通が可能



(ア) 年度間調整

- 当該年度において、事業規模の縮小等に伴い予定よりも設置基数が伸びなかった場合、本来であれば国庫交付金も減額して交付決定を受けるところであるが、これを当初計画どおり交付を受け、次年度でその分を差し引きして交付申請することができる仕組みである。
- 国全体として、不用額を減らすことができ、浄化槽予算全体の確保に寄与することになる。

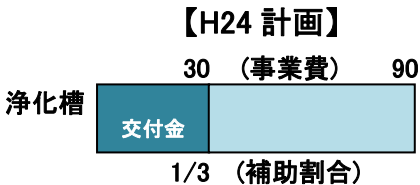
(イ) 事業間、費目間の調整

- どちらの交付金も、同じ計画に定められている他の事業に交付金を流用することができ、これを「事業間の調整」という。循環型社会形成推進交付金であれば、廃棄物施設に係る交付金を浄化槽に充てることが可能。

【参考】

年度間調整

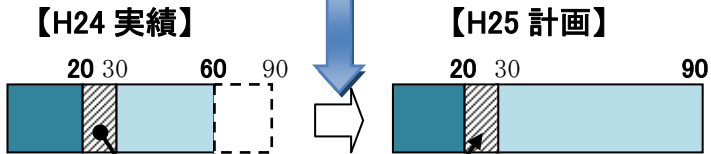
<事業費が90→60になったケース>



実績縮小

【H24 実績】
事業費が60になった場合、補助割合が1/3なので本来は20が交付されるところだが、この補助割合(交付率)を調整することで、本来交付予定だった30を受け入れる仕組み。この場合、交付率が1/2(30/60)に調整されたことになる。

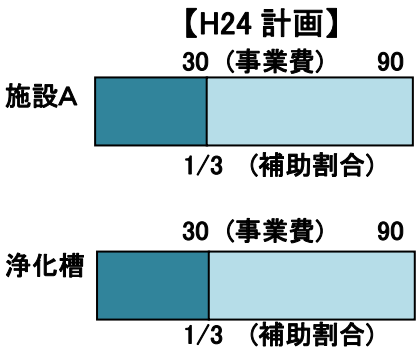
【H25 計画】
事業費が90の場合、補助割合が1/3なので本来は30が交付されるところだが、年度間調整分として前年度に交付された10を差し引いた20の交付を受けることになる。この場合、交付率が2/9(20/90)に調整されたことになる。



* H25も事業費90が必要な場合の交付金は30だが、年度間調整分の10はH24に入る(交付される)ので、H25に申請するのは20となる。

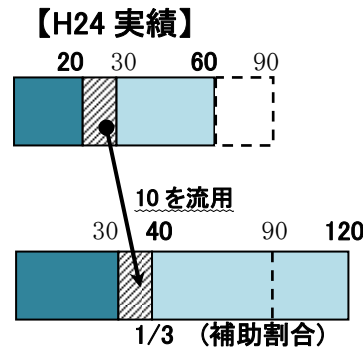
事業間、費目間の調整

<施設Aの事業費が90→60に、浄化槽の事業費が90→120になったケース>



実績縮小

実績拡大



* 事業費は、交付対象事業費のこと。

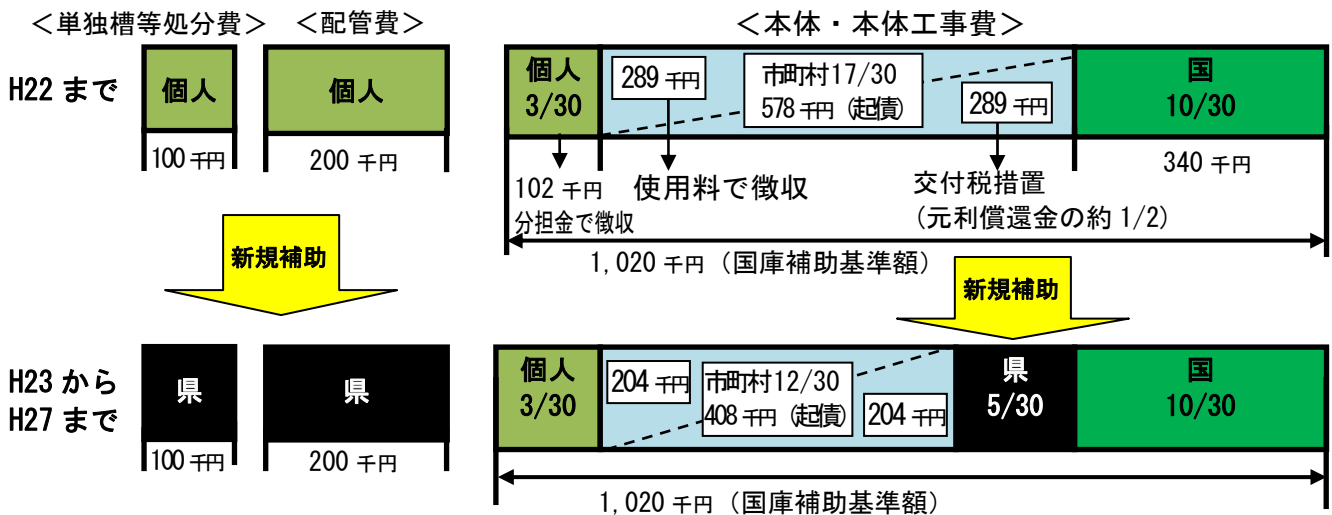
2 県の補助制度（埼玉県浄化槽整備事業費奨励交付金）

- 市町村整備型は、県民にとって初期の費用負担が少なくメリットが大きい。
- 浄化槽維持管理を市町村が行うことから、公共用水域の水質改善に有効である。
- 国庫補助が手厚くなっており市町村財政にとっても有利になっている。
- 平成23年度から埼玉県浄化槽整備事業費奨励交付金交付要綱に市町村整備型導入促進事業費を設け、個人の費用負担軽減のため、配管費及び処分費の補助に加え、本体・本体工事費にも市町村支援のための補助を行っている。交付金申請の手続は個人設置型と同じ。

● 補助スキーム【H22 以前と新制度（H23 以降）の比較】

* 高度処理型（窒素又は磷除去型）5人槽

* 分担金を102千円で定めた場合



● 本体・本体工事費

新たに市町村整備型を導入する場合、初年度に限り次の割合で本体・本体工事費を助成。

- ・ H23～25年度導入の場合 ⇒ 5/30 (170千円)
- ・ H26年度導入の場合 ⇒ 4/30 (136千円)
- ・ H27年度導入の場合 ⇒ 3/30 (102千円)

* 補助額は、高度処理型（窒素又は磷除去型）の5人槽の例。

* 10/1からの事業開始の場合、1年半補助を受けられる。（下記参照）

<「浄化槽整備事業費奨励交付金交付要綱」別表1記載内容：抜粋>

「新たに浄化槽市町村整備推進事業を導入した市町村で導入する初年度に限り加算できる。なお、導入初年度の事業期間が6月以内の場合は、導入初年度の翌年度の1年間についても加算できる。」

● 処分費と配管費

平成23年度から、処分費と配管費に下記のとおり県費補助を新設

【処分費】10万円（上限） 【配管費】20万円（上限）

* 市町村の負担なし、全額県費補助

第5章 浄化槽の設置

1 浄化槽設置スペース、放流先等の状況調査

(1) 工事計画作成前の現地調査

- 申請者からの申請を受け付け、書類審査を行った後、現地調査を行う。(浄化槽設置工事計画書の作成はこれを踏まえて行うものである。)
- 市町村整備型は、市町村が発注する他の建設工事と同様に公共事業として位置付けられるため、工事に係る設計及び現場立会い等は重要な作業である。
* 現地測量調査については、専門的な技術が必要となるため、工事業者と一緒にを行う。
- 以下に、現地調査の流れ(例)を示す。

現地調査の内容(例)

調査項目	内容
① 確認事項	○ 人槽規模、設置場所、荷重の有無、放流先、障害物等
② 現地測量調査 (指定工事店)	○ 建物からの排水経路及び排水高さを調査し、浄化槽の設置位置、屋外の排水経路及び高さを確認、浄化槽の流入管底高さを決定 ○ 流入口と放流先の経路間で勾配を測定し、排水路(高水位時)への放流可能性を確認し、放流排水路を決定
③ 協議	○ 浄化槽の設置場所などの諸条件 ○ 支障がある場合は、関係者で対応を協議
④ 記録	○ 申請者との確認事項を、書面で記録しておく

(2) 浄化槽の設置及び管理に伴う個人の土地への立ち入り及び無償使用

- 市町村整備型は、市町村が個人等の敷地に浄化槽を設置することから、個人の宅地内への立ち入り及び土地の無償使用が必要不可欠となる。
- そこで、申請者(住民)とのトラブルを未然に防ぐ意味で、個人の敷地に立ち入ること及び土地の無償使用に対する承認が必要であり、これを条例で定めておく。(巻末資料編「条例(参考例)第7条」参照)。このほかに、無償賃貸借契約を締結する方法などが考えられる。

【例】

● 条例や条例施行規則による規定の例

【佐賀県佐賀市】(土地の立ち入り及び無償使用)

第6条 市営浄化槽の設置に係る土地の所有者は、その設置等に必要な限度において、職員その他関係人を当該土地に立ち入らせるとともに、当該設置に係る土地を無償で市の使用に供するものとする。

● 土地の無償賃貸借契約の締結の例

【佐賀県神埼市】(土地使用賃貸借契約)

第5条 浄化槽が設置される土地については、市とその土地の権限を有するものとの間で、浄化槽設置用地賃貸借契約書を取り交わすものとする。

(3) 浄化槽設置スペース、放流先の確認の際の注意点

➤ 浄化槽設置スペース及び放流先の確認事項と注意点は以下のとおり。

浄化槽設置スペースの条件

確認事項	特に注意すべき点
①保守点検及び清掃が容易に行えるか。	作業員の出入りに不自由がないかを含め確認。
②建築物の排水場所と浄化槽の距離は適当か。	①流入管きょが異常に長くないか。 ②流入管きょが極端に短くはないか。または流入管きょの異常な高低差がないか。
③降雨等で冠水はしないか。	高低差、傾斜等確認。
④飲用井戸に接近していないか	市町村の関係部局（衛生部局等）に事前確認。
⑤浄化槽の深埋に伴う工事の有無。	①かさ上げ工事（深埋め30cm以内）。 ②ピット工事（浄化槽上部に維持管理が容易に行えるスペースを確保）。
⑥大きな荷重がかからないか。	①上部を駐車場にする場合の補強工事の有無。 ②荷重が浄化槽側面にかかる場合の補強工事の有無（建築物、崖下及び交通量の多い道路等）。
⑦浄化槽の浮上防止工事の有無。	地下水等の影響等について、市町村の関係部局に事前確認。
⑧放流ポンプ槽の設置工事の有無。	
⑨臭気の滞留しやすい場所ではないか。	風通しの良い場所に設置する。
⑩隣接する建築物と接近していないか。	玄関や飲食店の出入口は避けることが望ましい。
⑪屋根から雪が滑り落ちる場所ではないか。	

放流先の確認に関する注意点

確認事項	特に注意すべき点
①勾配はとれるか、浄化槽への逆流はないか。	・流入管きょから浄化槽、放流管きょ、放流先までの勾配が適正にとれるかどうか。
②放流先の水位の上昇はないか。	・放流先が農業用水路等の場合は、かんがい期に水位が上昇する場合があるので注意が必要。 ・降雨時に逆流することがないように、側溝の高い位置に放流口が設けられているかを確認。

2 本体・本体工事費の設計、積算（詳細）

（1）標準的な仕様項目及び積算書

- 本体・本体工事費の積算に当たっては、定められた「歩掛」を使用する。（P.51第3章「本体・本体工事費の設計、積算（概算）」参照）
- 積算に必要な見積りを取るための仕様項目及び標準積算書の例は以下のとおり。

積算に必要となる仕様項目

必要項目	補足
①人槽規模・要求水質	選定する浄化槽による
②上部利用	荷重条件（駐車場として利用など）
③流入条件	流入GL（勾配条件によりポンプ必要） *GL…地盤面 ※排水地点からの距離
④放流条件	放流GL（勾配条件によりポンプ必要） *GL…地盤面 ※放流先までの距離
⑤地盤条件	地質・地下水（ボーリング調査結果があれば）
⑥立地条件	民家・道路等との距離（山留め工事の必要性判断）
⑦電気	※電気配線 100V電源の有無

※積算には必須であるが、見積りでは別途工事として位置付けられるもの

仕様項目に基づく標準積算書（例）

番号	名称	数量	単位	単価	金額	摘要
I 浄化槽本体及び据付工事						
1	本体及び付属機器					
2	槽本体据付工事					
3	配管及び機器据付工事					
4	電気工事					
5	試運転調整費					
6	運搬費					
7	諸経費					
	小計					
II 土工事・基礎工事						
1	仮設工事					
2	山留め工事					
3	土工事					
4	鉄筋・コンクリート・型枠・支柱工事					
5	機械基礎・浮上防止アンカー工事					
6	諸経費					
	小計					
特記事項						
別途工事（例）防音工事、配管工事、一次側（電源側）電気工事、水張費、杭及び地盤改良工事等						

(2)工事仕様の作成内容

- ▶ 浄化槽工事は、浄化槽法第4条第5項「浄化槽工事の技術上の基準」の規定に準じる必要があり、「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」に従って工事しなければならない。
- ▶ したがって、工事仕様の作成に当たっては、下記に示す浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の第1条の内容に基づき作成する必要がある。

浄化槽法(抜粋)

第4条 環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、技術上の基準を定めなければならない。

・・・

5 浄化槽工事の技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める。

浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（第一条）

浄化槽工事の技術上の基準の内容	
①	浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行うこと。
②	浄化槽が法第四条第二項 に規定する浄化槽の構造基準に適合するように行うこと。
③	浄化槽に損傷等が生じないように行うこと。
④	工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し、適切な施工に努めること。
⑤	根切り工事、山留め工事等は、次に定めるところにより行うこと。 イ 建築物その他の工作物に近接して行う場合においては、あらかじめ、当該工作物の傾斜、倒壊等を防止するために必要な措置を講ずること。
	ロ 地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管等を損壊しないように行うこと。
	ハ 根切り工事を行う場合においては、当該根切り工事の深さ並びに地層及び地下水の状況に応じて、あらかじめ、山留めの設置等地盤の崩壊を防止するために必要な措置を講ずること。
	ニ 埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。
⑥	ホ 法第十三条第一項 又は第二項 の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。
⑥	基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。
⑦	基礎の状況等に関する記録を作成すること。
⑧	コンクリートの打込みは、打上がり均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。
⑨	地下水等の状況に応じて、浄化槽の浮上りを防止するために必要な措置を講ずること。
⑩	沈殿室又は沈殿槽のホッパーの表面は、必要に応じて、沈殿作用に支障が生じることのないように仕上げを行うこと。
⑪	接触材、ばつ気装置等を浄化槽に固定する場合においては、ばつ気、かくはん流、振動等によりその機能に支障が生じることのないように行うこと。
⑫	越流ぜきの調整が必要な場合においては、越流量が均等になるように調整すること。
⑬	浄化槽内において配管が貫通する部分は、必要に応じて、仕上げを行うこと。
⑭	電気設備については、接地等が適切に行われ、安全上及び機能上の支障がないことを確認すること。
⑮	ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。
⑯	工事現場における浄化槽工事に使用する材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。
⑰	工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。

*法…浄化槽法

3 本体・本体工事業者の選定

(1)選定方法

- 本体・本体工事業者の選定に当たっては、安易な随意契約を避け、入札等により競争性を持たせる必要がある。
- 設置工事に関しては、県内5市町村では随意契約である「指定工事店制度」を採用している。
- 地元経済の活性化のためにも有効な手法であること、個別の案件ごとの入札等の事務作業が省け効率的であることなどから、埼玉県では市町村整備型に同制度の採用を推奨している。

【埼玉県における指定工事店制度（巻末資料編「条例（参考例）」第8条参照）】

●制度の概要

専門の知識と技術や経験を持った技術者を有するなど、適切な工事と事務手続きを行うことができる事業者を市町村が認定し、住民が安心して工事を依頼できるようにするための制度。住民が、不適切な施工によるトラブルなどに巻き込まれないためにも有効な制度である。

*浄化槽の標準的な設置工事に要する費用として市町村が規則で定める額が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に規定する額（市町村整備型浄化槽の設置工事については130万円）を超えない場合に、この制度を利用できる。

●条例等での規定

埼玉県の参考条例では、制度の導入について条例で定め、規則で工事店を指定する方法を取っている。

●主な指定基準

- ・埼玉県の浄化槽工事業の登録をしていること
- ・工事の施工に必要な設備及び機材を有していること
- ・市町村内あるいは市町村が指定した一定の地域内に店舗を有していること
- ・市町村の指定給水装置工事業者であること

●指定工事店以外が請け負うことができる場合

原則として、浄化槽の設置工事は、住民が指定工事店の中から事業者を選定し工事を行う。ただし、次の場合はこの限りでない。

①1人槽以上の施工

- ・比較的大規模な浄化槽設置工事は、特に専門的な知識や技術が必要になることもあるため、指定工事店のほか、それ以外の事業者を選定することもできる。

②随意契約ができない場合

- ・浄化槽の標準的な設置工事に要する費用として規則で定める額が、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する額（市町村整備型浄化槽の設置工事については130万円）を超えるときは、随意契約ができないため入札により事業者を選定することになる。よって、入札の結果によっては、指定工事店のほか、それ以外の事業者が設置工事を請け負うことになる。①についても、130万円を超える場合は、②に該当し随意契約はできない。

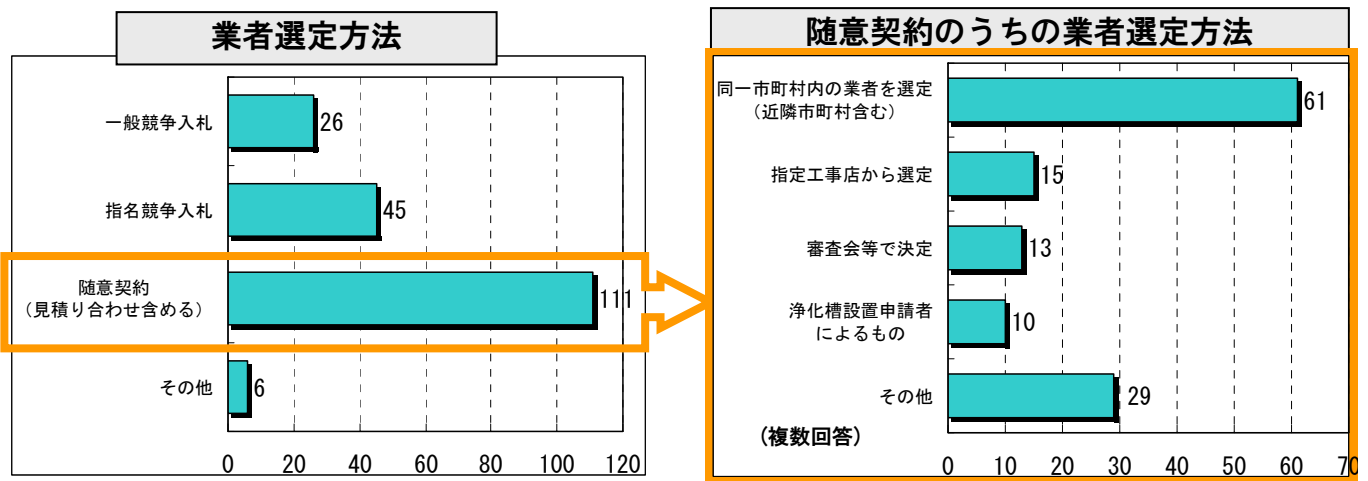
(2)選定事例

➤ 本体及び本体工事業者の選定事例は以下のとおり。

本 体	<p>【選定】</p> <p>①年度末に、次年度に使用する浄化槽の選定のため複数メーカーに見積り依頼。 ・見積りの結果、最安値を見積参加メーカーに提示し、承諾を得たメーカーの浄化槽を選定（複数も可）。 ・指定工事店制度を導入している場合、指定工事店にメーカー及び金額を通知（メーカー名のみ通知し、金額は知らせていない例もある）。 ＊選定に当たっては、保証内容や維持管理の経済性（電気代、消耗品代等）、過去の実績等も考慮。選定メーカーが多くなると、維持管理が煩雑になるので注意が必要。</p> <p>【発注】</p> <p>①一括発注（例：前年度に申請受付を行い、当該年度の6月に一括発注） ②分割発注（例：申請ごとに発注※、5件程度集まった段階で発注など） ※メーカーと単価契約を締結し、申請の都度発注をかける。</p>
設置工事	<p>【選定】</p> <p>①複数事業者から本体価格と合算した見積りを取り、その平均値を参考に予定価格を算定し、住民が工事の依頼をした際に提出された事業者の見積りが予定価格の範囲内であれば選定。 ②市町村で定めた標準設計額を工事価格として指定工事店候補に通知し、承諾のあった事業者を当該年度の指定工事店にする。</p> <p>【発注】</p> <p>①指定工事店の中から住民が事業者を自由に選定し、市町村がその事業者に発注。 ②申請ごとに入札で発注（職員の手間がかかる）。 ＊発注の際の留意点 ・掘削費用は、設置場所の土質に影響を受ける。 ・梅雨時期では設置後に臭気が発生するおそれがある。 ・山間部の冬場では設置が困難な場合あり。</p>

(3)全国アンケート調査結果

➤ 選定方法は、随意契約が最も多く、同一市町村内の業者を選定しているケースが多い。



第6章 工事の施工・監理

1 施工

(1) 工事業者の条件

▶ 浄化槽設置工事を実施できる事業者の条件は、次のいずれかに該当するものである。

- ① 浄化槽法第21条1項に基づく都道府県知事の浄化槽工事業者の登録を受けている。
- ② すでに建設業法（昭和22年法律第100号）に基づく土木工事業、建設工事業、管工事業のいずれかの許可を受けている場合は、改めて登録する必要はない。県への届出（浄化槽工事開始届）が必要。

▶ また、設置工事を実地に監督する者として「浄化槽設備士」制度が設けられており、浄化槽工事業者が浄化槽の工事を行う場合、浄化槽設備士の資格を有するものに実地監督を行わせる必要がある。（浄化槽法第29条）

【浄化槽設備士の資格】

- ① 国土交通大臣の行う国家試験に合格
- ② 建設業法第27条に基づく管工事施工管理に係る技術検定に合格したのち、環境・国土交通大臣が指定した機関が行う講習の課程を修了すること

※ 浄化槽工事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならない（浄化槽法第29条）

浄化槽法(抜粋)

第21条 浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第29条 浄化槽工事業者は、営業所ごとに、浄化槽設備士を置かなければならない。

2 浄化槽工事業者は、前項の規定に抵触する営業所が生じたときは、二週間以内に同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

3 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りでない。

4 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、国土交通省令で定める浄化槽設備士証を携帯していなければならない。

建設業法(抜粋)

第27条 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者について、政令の定めるところにより、技術検定を行うことができる。

2 前項の検定は、学科試験及び実地試験によって行う。

3 国土交通大臣は、第1項の検定に合格した者に、合格証明書を交付する。

4 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の再交付を申請することができる。

5 第1項の検定に合格した者は、政令で定める称号を称することができる。

(2)設置工事の手順

➤ 標準的な設置工事の手順及び作業内容は以下のとおりである。

標準的な合併処理浄化槽の設置工事手順

工程	作業内容
①事前工事	必要な場合のみ（事前調整段階で必要性判断）。
②仮設工事	整地、位置決め、電源・用水確保等。
③掘削工事	掘削を行い、浄化槽設置に必要な空間を確保する。バックホー（ショベルカー）等の機械による掘削が一般的。必要に応じて、水替え、山留め、くい地業等を実施。
④基礎工事	割栗石地業、目潰し砂利地業、捨てコンクリート等を行い、必要に応じて地盤の補強工事を実施。
⑤底版コンクリート工事	底版コンクリートの打設を行い、必要に応じて補強柱や補強フレームなど補強及び耐荷重工事を実施。
⑥据え付け	内部機器類の点検等とともに据え付け、配管接続。
⑦水張り	埋め戻し作業による浄化槽の安定、変形防止、漏水確認等のための水張り。
⑧埋め戻し工事	水締め、突き固め等を行い埋め戻す。
⑨スラブコンクリート工事	雨水進入防止、また、維持管理作業を容易にするため上部にコンクリートを打設。
⑩試運転	流入流出確認等。
⑪引渡し	事業者から市町村へ引き渡し（使用者がいれば立ち会い）。

2 監理

(1) 施工確認のチェックポイント

- 標準的な施工確認のチェックポイントについては、下記のとおりである。
- 個人設置型と大きな違いはないが、公共工事として設置することから、より慎重なチェックを心がける必要がある。

施工確認のチェックポイント

検査項目	チェックポイント	備考	欄
1	浄化槽整備士が実地に監督していることを証する写真	浄化槽整備士が工事を実地に監督しているか。	
2	基礎工事の状況を示す写真	割栗石地業及び捨てコンクリートを打っているか。	
3	据付工事の状況を示す写真	水張りをを行い、水平を保ちつつ、水締め及び突き固めを行っているか。	水準器等を用い、水平を確認しつつ、水締め及び突き固めを行っている状況を撮影する。スケールをあてるなどして、かさ上げ高がわかるように撮影する。
4	かさ上げの状況を示す写真	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるかどうか、分かりやすい写真となっているか。	
5	流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞はないか。	必要に応じ水を流して確認すること。
6	放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流の恐れはないか。	
7	誤接合等の有無	生活排水がすべて接続されているか。 雨水や工場廃水等が流入していないか。	
8	升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
9	流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形及び破損の恐れ	管の露出等により変形及び破損の恐れはないか。	
10	かさ上げの状況	バルブの操作等の維持管理を容易に行うことができるか。	
11	浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検及び清掃が行いにくい場所に設置されていないか。(かさ上げの高さ 30cm 以内) 保守点検及び清掃の支障となるものが置かれていないか。 コンクリートスラブが打たれているか。	
12	漏水の有無	漏水を生じていないか。	各室(槽)の水位差により確認する。
13	浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	水準器、槽内壁に示されている水準目安線・越流堰・各室(槽)の水位、流入管底・放流管底との水位差により確認する。
14	接触材等の変形、破損及び固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばつ気槽の接触材に変形や破損はないか。 固定は確実にされているか。	目視等により確認する。
15	ばつ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。 固定は確実にされているか。 空気の出方や水流に片寄りはないか。	目視等により確認する。
16	消毒設備の変形、破損及び固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。 固定は確実にされているか。 薬剤筒は傾いていないか。	目視等により確認する。
17	ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置及び稼働状況	ポンプ升に変形や破損はないか。 ポンプ升に漏水の恐れはないか。 ポンプが2台以上設置されているか。 計画どおりの能力のポンプが設置されているか。 ポンプの固定が十分行われているか。 ポンプの取りはずしが可能か。 ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げる恐れはないか。	
18	ブロワーの設置及び稼働状況	防振対策がなされているか。 固定が十分行われているか。 アースはなされているか。 漏電の恐れはないか。	

(ア) 施工段階

- 工事は、浄化槽法第29条第3項に従い、浄化槽整備士を実地に監督させることが必要で、これを証明する写真を残すことが必要。
- 浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令に従い、適正に工事の監督・監理をさせること。
- 浄化槽工事業者が撮影した工事の各段階の写真の提出を義務付けておくとよい。
- 施工現場に立ち会い、適正な施工が行われているかどうかを確認する。または、どうしても立ち会えないケースに備え、施工状況に関するチェックリストを浄化槽工事業者から提出させることも手法の一つ。

(イ) 完了段階

- 浄化槽の設置申請書や工事計画書に添付されている図面どおりに設置されているか検査。
- 浄化槽を試運転し、所定の処理機能を発揮できるか検査。
- なお、完了検査後に発生する主な事務として、使用開始届の受理、浄化槽台帳の作成、新設などで建築確認を伴う場合には建築確認申請書類の受理などがある。(下表参照)

	権限移譲あり※1				権限移譲なし※1	
	規制事務		規制事務＋指導事務		転換	新設
	転換	新設	転換	新設		
使用開始届	○	○	○	○	●	●
台帳作成	○	○	○	○	●	●
建築確認※2	●	●	●	●	●	●

○市町村が所管する事務（使用開始届の受理、台帳入力）

●環境管理事務所が所管する事務（使用開始届・建築確認書類を受理し市町村へ送付、台帳入力）

※1：浄化槽法に係る事務について、「規制事務」（設置届・使用開始届等の受理など）と、指導事務「検査指導・勧告・命令など」を移譲。

※2：転換の場合でも、専用住宅部分の建て増しに伴い転換する際に建築確認を要するケースがあるが、建築確認関係はいずれにしても環境管理事務所が所管。(P.7「転換の定義」参照)。

(2) 施工時に配慮すべき法令

法令	配慮すべき内容
(※環境基本法)	(国民の責務 第9条) 環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
建築基準法	確認申請、浄化槽の性能、建築物の敷地・形態・構造や設備に関する最低基準
労働安全衛生法	労働安全衛生法による掘削勾配にしたがった掘削工事
道路法	道路使用許可(道路占有)、道路下への浄化槽の設置許可
騒音規制法	設置作業中の騒音に係る規制基準の遵守
振動規制法	設置作業中の振動に係る規制基準の遵守
大気汚染防止法	設置作業中の重機等の排ガス等の大気汚染に係る規制基準の遵守
廃棄物処理法	浄化槽設置工事の残材の取り扱い(産業廃棄物)
電気工事士法	ブローワー・ポンプ・制御盤などの電気機器工事は電気工事士の有資格者

第7章 維持管理、使用者への対応

1 維持管理

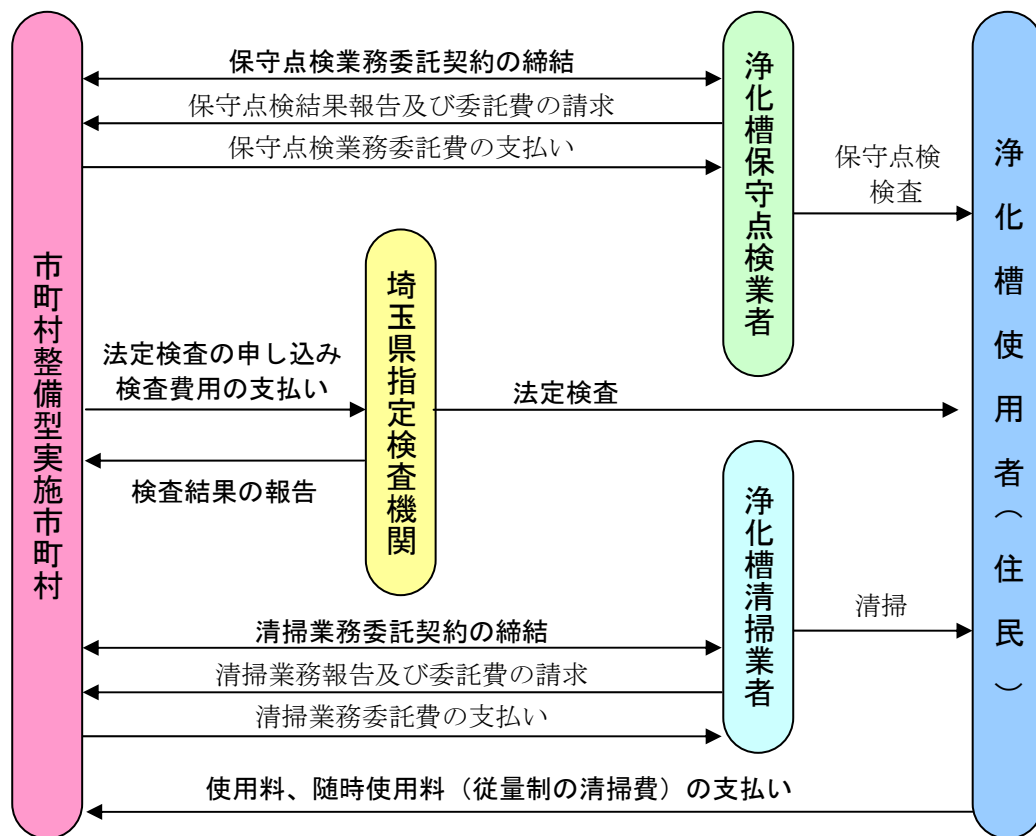
(1) 維持管理業者の選定方法など

(ア) 維持管理業者の選定方法

➤ 浄化槽は、法定検査、保守点検、清掃の実施が義務付けられており、それぞれの回数及び委託できる事業者等は表に示すとおりである。

項目	実施回数等	委託できる事業者等
法定検査	7条：使用開始後3ヶ月～8ヶ月以内に1回のみ 11条：年1回	●指定検査機関（地域ごとに指定）※ （社）埼玉県浄化槽協会 （社）埼玉県環境検査研究協会
保守点検	処理対象人員が20人以下は4ヶ月に1回（年3回以上） *21人以上50人以下は年4回以上	●県に浄化槽保守点検業の登録を行っている事業者 ●営業区域（市町村）の登録をしていない市町村では保守点検業を行えない
清掃	年1回以上	●市町村から浄化槽清掃業の許可を受けた事業者

※埼玉県水環境課ホームページ参照 <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ijikanri.html>



維持管理体制スキーム

(イ) 保守点検・清掃に係る委託仕様

保守点検に係る委託仕様	浄化槽法で定める浄化槽保守点検の技術の基準に基づく作業の遵守
清掃に係る委託仕様	環境省令に基づく清掃基準の遵守

※基本的に、処理方式・人槽規模に応じた保守点検回数や清掃回数の遵守が前提

(2) 県内実施5市町村の状況

➤ 保守点検

【契約方法】

秩父市	エリアごとに4社、単価契約、見積り合わせ
小鹿野町	エリアごとに2社、単価契約、随意契約、清掃業者とは別の事業者
ときがわ町	エリア分けなし、5社、単価契約、随意契約、清掃業者4社+1社
東秩父村	エリア分けなし、6社、単価契約、随意契約、清掃業者5社+1社
鳩山町	エリア分けなし、5社、単価契約、随意契約、清掃業者と同じ

【対象世帯の把握と点検方法】

秩父市	過年度分の点検対象一覧を年度当初に事業者へ渡す その後、対象浄化槽が増えるごとに事業者へ渡し対応
小鹿野町	//
ときがわ町	//
東秩父村	//
鳩山町	毎月保守点検を行う浄化槽のリストを打ち出し、事業者へ連絡

➤ 清掃

【契約方法】

秩父市	*住民が個別に事業者と契約するため市は関与しない
小鹿野町	エリアごとに2社、単価契約、随意契約、保守点検業者とは別
ときがわ町	エリア分けなし、4社、単価契約、随意契約、保守点検業者と同じ
東秩父村	エリア分けなし、5社、単価契約、随意契約、保守点検業者と同じ
鳩山町	エリア分けなし、5社、単価契約、随意契約、保守点検業者と同じ

【料金徴収方法】(住民→市町村→事業者)

秩父市	*住民が個別に事業者と契約するため市は関与しない
小鹿野町	定額使用料徴収の際に、随時使用料としている清掃代金(従量制)も一緒に徴収
ときがわ町	//
東秩父村	//
鳩山町	使用料徴収とは別に、清掃料金として対象世帯に納通発行 *秩父市：清掃の状況は、法定検査の結果連絡等で把握している

【立ち会いの有無】

秩父市	*住民が個別に事業者と契約するため市は関与しない
小鹿野町	一部立ち会い (20人槽以上の大きいところや、過去問題のあったところ)
ときがわ町	問題があった事案以外は基本的に立ち会いなし
東秩父村	//
鳩山町	すべて立ち会い(92件)、事業者の不正防止のため、バキュームカーのメーターが0になっていることを1件ごとに確認

(3) 浄化槽のメーカー保証

- 浄化槽本体のメーカー保証があれば、保証期間中は日常の維持管理上の消耗品費や修繕費を市町村が負担する必要がないため、浄化槽発注の際の重要なポイントの一つになる。
- 事業開始当初は保証期間が短くても、徐々に競争の原理が働き、メーカー側の営業努力で保証期間が長くなっていく例もあるので、本体調達の際の参考にするとよい。

(ア) 浄化槽メーカーの一般的な保証の場合

- 通常のメーカー保証期間

- 本体 3年

- 機械部分（ブローアなど） 1年

※機械部分の保証1年には消耗品も含むとのこと

*ただし、付帯条件※を盛り込み、契約時にこの期間を延長することについては、柔軟に対応している場合が多く、5年程度まで延長している。

※付帯条件としては、以下のとおりである。

- 維持管理が適切になされていること

- 清掃が適切になされていること

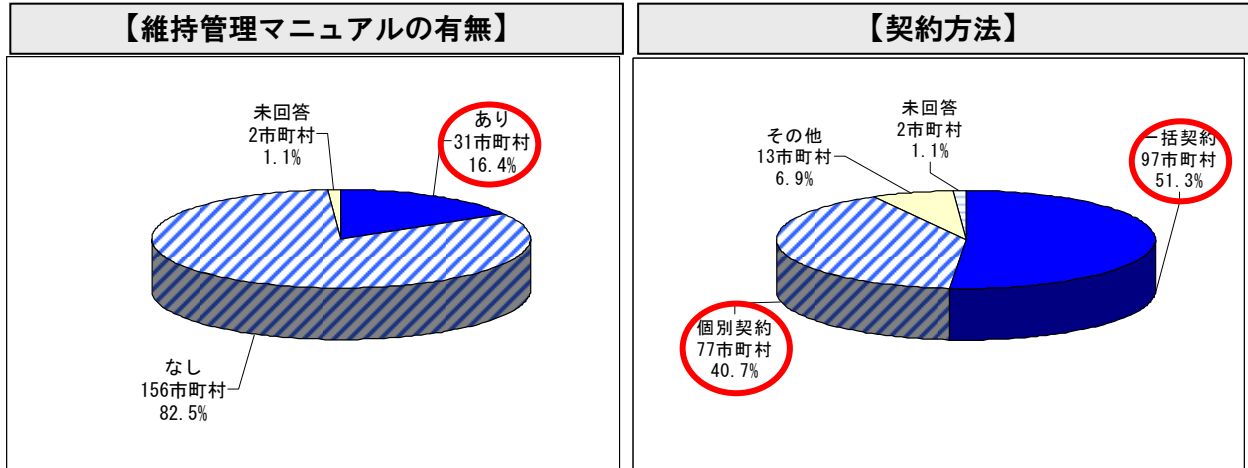
(イ) 県内実施市町村（ときがわ町）の例

- メーカー保証期間は、本体10年、ブローア5年、ブローア消耗品3年。
- 年度当初の見積り取得時に、保証期間も提示してもらい、金額だけではなく、保証期間なども含め、選定を行っている。
- 以前は、保証期間がもう少し短かったが、徐々に期間が長くなり、過去の浄化槽についても現在の保証期間を適用してもらっている。
- また、保証期間や付帯条件について、契約書を交わしているものではなく、保証期間については見積り取得時の内容で、付帯条件は特にない。

(4)全国アンケート調査結果

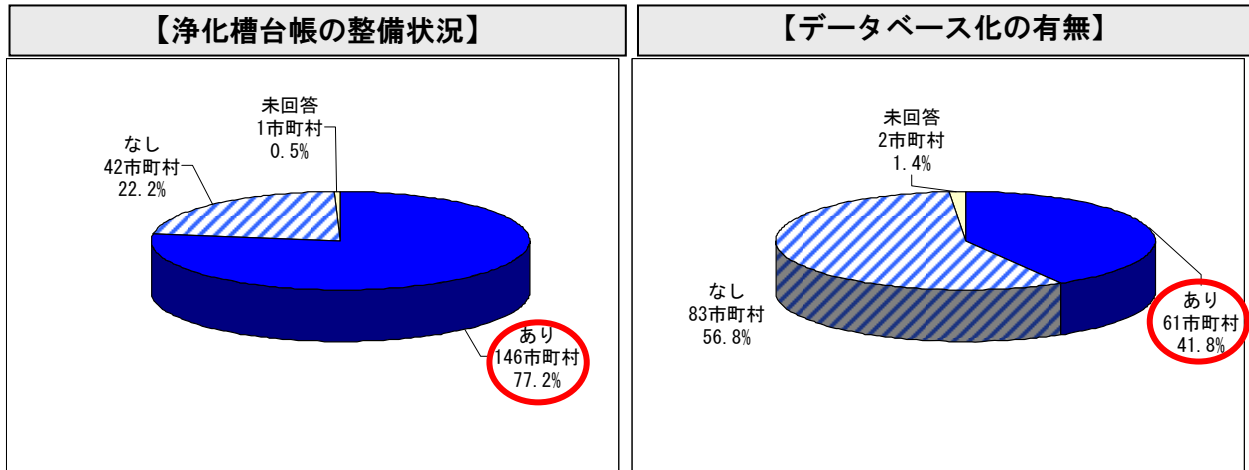
(ア)維持管理体制

- 浄化槽の維持管理に係るマニュアルを整備している自治体は2割に満たない。
- また、保守点検、清掃等の維持管理について一括契約を行っている市町村が51.3%、個別契約を行っている市町村は40.7%となっている。



(イ)浄化槽台帳の整備状況

- 8割近い市町村において浄化槽台帳を整備している。
- そのうち、4割以上が浄化槽設置状況等のデータベース化を図っている。



県内実施5市町村の状況

市町村	浄化槽台帳の整備状況	データベース化	GISとの対応
秩父市	○	○	○
小鹿野町	○	○	×
ときがわ町	○	×	×
東秩父村	○	×	×
鳩山町	○	×	×

2 使用者への対応等

(1) 使用者への啓発

- 市町村整備型では、市町村が維持管理を行っていくことから、使用者に適正に使用してもらうことが維持管理業務の負担軽減につながる。
- そこで、使用者に対する維持管理上の注意点として、以下のような内容について、啓発していくことが望ましい。

① 浄化槽

- ブロワーの電源は切らない。
- 通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。
- マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。
- 灯油などの可燃物が近くに置かれていないか日頃よく注意しておく。

② 水洗トイレで

- トイレの洗浄水は、適正量を流す。
- 便器の掃除には微生物に影響する塩酸などの薬剤を使用しない。
- トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。

③ 台所で

- 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。

④ お風呂で

- 硫黄系入浴剤は頻繁に使わない。
- 洗濯などに残り湯を活用する。

⑤ 洗濯のときに

- 必要以上に洗剤を使用しない。
- 風呂の水と洗濯の水を同時に排水しない。

【啓発例】

- 埼玉県「浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）」
→<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ijikanri.html>
- 奈良県「家庭で浄化槽をご使用の皆様に」
→http://www.eco.pref.nara.jp/panf/jyoka_kai.pdf
- 千葉県「浄化槽は生きています」
→<http://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/kasentou/joukasou/joukasou.html>
- 郡山市「浄化槽をお使いのみなさまへ」
→http://www.city.koriyama.fukushima.jp/upload/1/2791_joukasou-pr.pdf

(2) 苦情対応

- 市町村整備型は、浄化槽が市町村の管理となることから、多くの市町村が、維持管理業務における苦情対応に苦慮している。
- 具体的には、浄化槽の付帯設備であるブローヤや制御盤等の異常・故障が報告された場合に速やかに当該保守点検業者や浄化槽メーカーに連絡し、問題拡大を最小限に留めるとともに、故障・苦情等の原因等を究明・記録し、是正処置を講じることが重要である。
- しかし、こうしたブローヤなどの費用負担を市町村とするか住民とするかによって、受ける苦情の頻度や内容も変わってくる。市町村の負担とすると、より苦情が多くなることが懸念される。
- 下表は、主な苦情対応を項目別に整理したもの。

苦情内容と対応事例

項目	苦情内容	対応、改善策
①浄化槽の蓋	浄化槽の蓋がカタカタイ。	閉められるようであれば閉める。 閉められない場合、保守点検業者に連絡する。
②浄化槽の臭い（屋外）	普段より臭い。	保守点検業者に連絡する。
	*浄化槽設備に使用者で確認できるような明らかな異常が認められない場合。	*浄化槽の使用に関する注意を守り、数日様子を見てみる。 それでも改善がない場合、保守点検業者に連絡する。
③浄化槽の臭い（屋内）	部屋の中で、普段より臭い。	異物の詰まりが原因と考えられる。 保守点検業者に連絡する。
④ブローヤの音	以前と音が変わった、または、うるさくなった。	保守点検業者に連絡する。
⑤浄化槽の蓋の隙間（気泡）	蓋の隙間から泡が出ている。	洗剤に書かれている使用量を守る。 引き続き、発泡が継続するようであれば、保守点検業者に連絡する。
⑥浄化槽周辺（蚊やハエの発生）	浄化槽周辺から蚊やハエが著しく発生している。	専門的な判断が必要となるので、保守点検業者に連絡する。
⑦放流水の水質（色や濁り）	以前に比べて悪くなった。	保守点検業者に連絡する。
	*浄化槽設備に使用者で確認できるような明らかな異常が認められない場合。	*油は拭きとったり、紙などに吸わせて燃えるごみとして処理し、台所等から流さないようにする。 それでも改善がない場合、保守点検業者に連絡する。
⑧電源ランプ	電源ランプが消灯している。	電源を入れる。 それでも改善がない場合、保守点検業者に連絡する。
⑨警報ランプ	警報ランプがついている。	保守点検業者に連絡する。

※⑦については、放流水が見える場合だけでよい。蓋は開けたりしない。

第8章 その他

1 財産処分

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、財産処分の承認基準が定められている。

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、**各省各庁の長の承認**を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

- 浄化槽については、『環境省所管の補助金等で所得した財産処分承認基準の整備について（平成20年5月29日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）』に基づいて対応する。

（1）承認の手続

（ア）申請手続きの原則

- 市町村整備型という財産処分とは、国庫交付金を受けて浄化槽を整備し、交付の目的に反して使用し、譲渡し、担保に供し、又は取り壊すことなどを指す。
- 財産処分を行う場合は、環境大臣に財産処分承認申請書を提出し、申請手続きを行う。

【財産処分の種類】＊財産＝浄化槽

転用（目的外使用）、譲渡（住民所有への変更）、交換（ほかの浄化槽との交換）、取り壊し（使用を止め取り壊し）、廃棄（廃棄処分）

（イ）申請手続きの特例

- 次の場合は、環境大臣へ報告すれば、環境大臣の承認があったものとして取り扱う。

- 補助を受けて設置して10年以上経過した浄化槽
- 災害もしくは火災により使用できなくなった浄化槽

（2）国庫納付に関する承認の基準

（ア）条件を付さずに承認する場合（国庫交付金の返還不要）

市町村が行う次の財産処分は、国庫納付に関する条件（交付金の返還）を付さずに承認する。

- ① 前段（1）の（イ）の場合（10年以上経過、災害等）
- ② 経過年数が10年未満の浄化槽で、次に該当するもの
 - ・ 道路等の拡張整備など公共事業に伴い処分する場合等で、やむを得ない事情がある場合
 - ＊ 使用者が亡くなり、家屋の継承者がなく取り壊す場合なども対象になる可能性があるため、県水環境課を通して環境省へ相談すること。

（イ）条件を付して承認する場合（国庫交付金の返還必要）

上記（ア）以外の転用、譲渡、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認することになる。浄化槽については、廃棄物等の施設と違い返還金額の算出が個々の事例ごとに検討されていくので、対象事例が発生した場合、県水環境課を通して環境省へ相談すること。

2 事業を進めていく上での課題・改善点など

➤ 全国アンケート調査結果による意見は以下のとおり。

【住民向け意向調査、広報など】

- 事前に住民意向調査を実施して事業を開始したものの、思うように設置基数が伸びないことが多いので、住民意向調査の内容を精査、対象地域の高齢化等も踏まえ多角的に分析して事業を開始したほうがよい。
- 導入時だけでなく、導入後も継続的に啓発活動を行っていくことが重要。
- 浄化槽のカットモデルを軽トラに乗せて各地域を回り、説明会を実施すると効果的。

【使用料の設定】

- 使用料の設定に当たっては、住民負担を明確化しておくことが重要。曖昧にするとトラブルの原因となる。また、下水道、農業集落排水との公平性にも配慮が必要。
- 年々、管理する浄化槽が増えていくことで、維持管理費も増加し財政負担が大きくなっていくため、使用料の設定に当たり十分に考慮しておくことが必要。

【帰属、維持管理】

- 帰属制度を採用する場合、機能的に問題がある浄化槽を受け入れないために基準をしっかりと定めることが重要。また、基準をクリアして受け入れても、経年劣化により維持管理費用が増加していくので、使用料設定等に当たっては注意が必要。
- 維持管理には、現場業務や事務処理に人手を要するため、組織体制はしっかりと構築しておくことが必要。

【放流先、配管】

- 放流先について、水利権者との調整が思ったより時間を要することもあるので注意が必要。

【その他】

- 高齢化等に伴い経済的な理由で設置基数が伸びないことが多く、補助制度をより手厚くしないと整備率は伸びていかない。
- 対象区域を選定する際には、現役世代の設置希望者が多い地域を選ぶようにしたほうがよい。
- モデル地域などを設定し、集中的に整備していくことも効果的。
- 下水道等の集合処理に比べ、浄化槽の処理性能が大幅に劣ると誤解されているので、住民への正確な情報伝達が必要。
- PFIは、導入準備段階で一時的に事務量が増えるものの、導入後は業務の効率化が図れ、財政面でも軽減効果があるなど、有効な手法である。

資料編

「〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例（参考例）」の説明

市町村整備型を導入するに当たり必要となる条例の制定上参考となるよう、「〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例（参考例）」（以下「条例」という。）を条文ごとに説明する。

1 【条例の主な特徴】

- ① 市町村が設置し、管理する浄化槽を「公設浄化槽」と定義
- ② 公設浄化槽は「高度処理型浄化槽」（窒素除去型）を例示
- ③ 公設浄化槽の整備区域を「浄化槽整備区域」に規定
- ④ 公設浄化槽の設置対象建築物を「住宅」に規定
- ⑤ 公設浄化槽の整備対象を「転換」に規定
- ⑥ 公設浄化槽の設置を申請できる者を住宅の所有者に規定
- ⑦ 工事施工に関し、「指定工事店制度」を採用

2 【新設を整備対象とする場合の条例（参考例）への対応】

3 【帰属制度を採用する場合の条例（参考例）】

〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例（参考例）

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 公設浄化槽の設置（第5条－第11条）
- 第3章 分担金及び使用料（第12条－第16条）
- 第4章 保管義務者の責務（第17条－第22条）
- 第5章 雑則（第23条－第26条）
- 第6章 罰則（第27条）
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、公設浄化槽の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、生活排水の適正な処理の促進を図り、もって生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とする。

【説明】 [本条は、この条例の目的を規定したものである。]

○本条例は、市（町村）（一部事務組合を含む。）が、浄化槽による汚水処理を、公共サービスとして行う場合について、必要な事項を定めている。この条例に基づき、市（町村）が浄化槽を整備する場合、国庫交付金（浄化槽市町村整備推進事業）を活用することができる。

○本条は、浄化槽法及び浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（以下「国要綱」という。）における事業の目的を踏まえて規定している。なお、生活排水処理人口普及率の向上等を本条に規定することもできる。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公設浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が 95 パーセント以上、放流水の BOD が 10mg/L（日間平均値）以下及び総窒素の除去率が 80 パーセント以上、放流水の総窒素濃度が 10mg/L（日間平均値）以下の処理機能を有する浄化槽のうち、汚水を各戸ごと（共同住宅にあっては、各共同住宅ごと）に処理するものであって、市（町村）が設置し、管理するものをいう。ただし、50 人槽以下とする。
- (2) 汚水 し尿及び雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）をいう。
- (3) 住宅 専ら居住の用に供する家屋（その一部を居住の用に供する家屋で延べ面積の 2 分の 1 以上に相当する部分を専ら居住の用に供するものを含む。）をいう。
- (4) 排水設備 汚水を公設浄化槽に流入させ、又は公設浄化槽で処理した汚水を放流するための管きよ、汚水ます、その他の排水施設をいう。
- (5) 住宅所有者 公設浄化槽と現に使用されている住宅を排水設備で接続したその住宅の所有者をいう。
- (6) 使用者 汚水を公設浄化槽に排除して、これを使用する者をいう。
- (7) くみ取り便槽 し尿を貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。）をいう。
- (8) 転換 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく確認申請（都市計画区域以外においても建築基準法第 6 条第 1 項の規定が適用されるものとして取り扱う。）を要する建築物の新築、改築及び増築（別棟を建築するものに限る。）を除く住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を公設浄化槽に入れ替えることをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、浄化槽法で使用する用語の例による。

【説明】 [本条は、この条例において使用する用語の定義を規定したものである。]

第1号〇市(町村)が、この条例に基づき、設置し管理する浄化槽を「公設浄化槽」と規定し、住民が設置し管理する浄化槽と区分している。

P. 26 〇本号で規定する浄化槽は、確実かつ早期に条例の目的を達成するため、国要綱で定める通常型浄化槽及び高度処理型浄化槽(窒素除去型)の機能を上回る浄化槽を例としている。

〇県内導入5市町村はすべて、本号で規定した高度処理型浄化槽(下表①の窒素除去型)により整備を行っている。

【高度処理型浄化槽の要件】

高度処理型のタイプ	必要とする要件
①窒素又は磷除去能力を有する高度処理型	放流水の総窒素濃度が20mg/L以下 又は 総磷濃度が1mg/L以下
②窒素及び磷除去能力を有する高度処理型	放流水の総窒素濃度が20mg/L以下 及び 総磷濃度が1mg/L以下
③BOD除去能力に関する高度処理型	BOD除去率97%以上 及び 放流水のBODが5mg/L以下
※(参考) 通常の浄化槽	BOD除去率90%以上 及び 放流水のBODが20mg/L以下

P. 27 〇国庫交付金の対象(循環型社会形成推進交付金交付要綱の別表)は、100人槽以下(50人槽を超える場合の国庫補助基準額は環境省との協議・承認が必要)と規定されている。本条例では、整備対象建築物が住宅であることや50人槽を超える事例があった場合の市町村事務負担を勘案し、整備対象を50人槽以下と規定している。

(参考)・県補助金の対象は、10人槽以下の専用住宅と規定している。

・山梨県甲府市は100人槽以下の浄化槽を、群馬県伊勢崎市は50人槽以下の浄化槽を整備対象として条例に規定している。群馬県東吾妻町は、整備の適用除外建築物として、水質汚濁防止法に定める特定施設、100人槽を超える浄化槽及び住民登録がない住宅所有者の所有する住宅を条例に規定している。

第2号〇「汚水」について定義している。

第3号〇公設浄化槽の整備対象は、本条例第4条により規定しているが、本号により、整備対象建

P. 27 築物となる「住宅」について定義している。なお、本号で規定する「住宅」は県補助金の交付対象となるものである。(平成23年度)

(参考)・秩父市と鳩山町は、専用住宅及び専用住宅と事業所の兼用住宅を設置対象建築物として条例に規定している。

・小鹿野町、ときがわ町及び東秩父村は、専用住宅や兼用住宅に加え事業所や店舗なども設置対象建築物として条例に規定している。(条例本文には設置対象建築物を明記していないが、条例別表の分担金や使用料の欄で規定している。)

第4号〇本条例第10条及び第20条で「排水設備」に関して規定している。本号により「排水設備」を定義している。

(参考)・県内導入市町村では、秩父市が本号の「排水設備」について、条例に規定している。

第5号〇「住宅所有者」とは、本条例に基づき公設浄化槽が設置された住宅の所有者に限定している。本条例第2条第1項第3号に規定する住宅を所有している者と定義が異なる。

第6号》○「使用者」とは、この条例に基づき設置された公設浄化槽の使用者である。

第7号》○本条例では、公設浄化槽の整備対象を50人槽以下の転換の場合に限定している。第7号に

第8号》より「くみ取り便槽」を、第8号により「転換」を定義している。なお、第8号に規定す

P.7 る「既存単独処理浄化槽」とは、平成13年4月1日施行の改正浄化槽法附則第2条に規定されている「既存単独処理浄化槽」をいう。

※本条例では、設置対象建築物を住宅と規定しているが、公共施設、集会所、事業所などを加えることもできる。設置対象をどのような建築物にするかは、管理する浄化槽の種類により維持管理費用が相違してくることや分担金及び使用料の設定の仕方などにも影響してくるため、十分に検討する必要がある。

(整備区域)

第3条 公設浄化槽の整備の対象となる区域(以下「整備区域」という。)は、市(町村)の生活排水処理に関する計画に規定された浄化槽整備区域とする。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の整備の対象となる区域について、規定したものである。]

P.14 ○国要綱では、整備区域を下水道認可区域以外とし、将来的に浄化槽の整備が妥当と判断される地域とするよう規定している。このため、本条例の整備区域は、埼玉県生活排水処理施設整備構想で「浄化槽整備区域」と位置付けている区域としている。

(参考) ・秩父市と鳩山町は、整備区域を下水道認可区域及び農業集落排水区域以外として条例に規定している。ときがわ町と東秩父村は、整備区域を町村全域として条例に規定している。小鹿野町は、区域の設定や変更を告示により行うよう条例に規定している。(小鹿野町の整備区域は町全域である。)

・山梨県甲府市は、条例の別表において、整備区域を個別具体的に規定している。

(整備対象)

第4条 市(町村)は、転換を整備対象とする。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の整備対象について、規定したものである。]

P.17 ○本条例に基づく公設浄化槽の整備対象は、生活排水処理人口普及率向上の観点から有効であるため、転換に限定している。

○整備対象を転換に限定するメリットとしては、整備対象を把握できることから財政計画が立てやすい、新設を含めるより整備基数が圧縮され財政及び事務の負担が軽減できる、財政投資や事務負担を転換のみに集中することができるため生活排水処理人口普及率上昇の寄与度が高いことなどが考えられる。

第2章 公設浄化槽の設置

(設置申請)

第5条 整備区域内における住宅の所有者で転換を希望するものは、規則で定めるところにより、市（町村）長に当該公設浄化槽の設置を申請することができる。

2 前項に規定する公設浄化槽の設置を希望するものは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は申請することができない。

(1) 公設浄化槽の設置及び管理に係る土地を、市（町村）が無償で使用に供することについて、当該土地の所有者（以下「土地所有者」という。）から承諾を得られない場合

(2) 市（町村）税を滞納している場合

3 市（町村）長は、第1項の規定による申請があったときは、公設浄化槽の設置の可否を決定し、その結果を当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の設置申請について規定したものである。]

○本条例では、「住宅の所有者」と「住宅所有者」の定義が異なる。

【「住宅の所有者」と「住宅所有者」の比較】

「住宅の所有者」	「住宅所有者」（第2条で規定）
・住宅の所有者すべてを意味する。	・公設浄化槽が設置された住宅の所有者に限定。
・設置申請（第5条）で使用	・第4章（保管義務者の責務）以降で使用

第1項》○公設浄化槽の設置にあたっては、住宅の所有者からの申請が必要である。申請においては、

P. 54 第3条で規定した整備区域内であること、かつ住宅の所有者の希望によることを要件とし

P. 55 ている。また、第4条で規定した整備対象であることが必要である。市（町村）は、市（町村）全域のすべての建築物に公設浄化槽を設置するというものではなく、前述した要件に該当する場合に公設浄化槽を設置することになる。

○建築基準法において、浄化槽は建築設備の一部と規定されている。そのため、本条により申請できる者は、住宅の所有者としている。住宅の所有者であれば、当該住宅を使用していなくても、また、公設浄化槽の設置に係る土地を所有していなくても申請の資格を有している。

【申請者の資格】

	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん	Fさん	Gさん
住宅の所有者	○	○	○	○	×	×	×
土地所有者	○	○	×	×	○	○	×
居住者（使用者）	○	×	○	×	○	×	○
申請者の資格	◎	◎	◎	◎	×	×	×

○設置申請の前に事前協議を行うよう規定することもできるが、本条例では、市（町村）職員の事務負担軽減等を考慮し、事前協議手続きを省略している。

○申請の受付にあたっては、申請書類の内容確認とともに、当該年度の事業予算や計画戸数の状況などに十分留意する必要がある。

(参考) ・秩父市と小鹿野町では、設置申請の際に事前協議を行うよう条例に規定している。

第2項》○公設浄化槽の設置は、申請者の希望により行われ、長期間にわたり、申請者の所有する住宅が建つ土地に埋設して使用される。しかし、申請者（住宅の所有者）と土地所有者が異

P. 69 する場合、土地所有者が了解していない場合も想定される。このため、トラブルの未然防止の観点から本号を規定している。なお、公設浄化槽が埋設される土地について権原を有するものとしては、土地所有者のほかに抵当権者等も考えられるが、設置にあたっては土地所有者の意向が重要であることや市町村における事務負担軽減の観点から、土地所有者のみの承諾を得るよう規定している。

○申請書の添付書類として、規則に浄化槽設置同意書を規定する必要がある。

第2号】○公設浄化槽の整備により、公共サービスを楽しむことになるものは、納税義務を果たしている必要があると考え規定している。市町村税のほか水道料金などの使用料、市町村営住宅の家賃、保育料、介護保険料、給食費などをあわせて規定することも考えられる。

(参考)・鳩山町では、土地所有者の承諾要件に加え、町税等滞納者は申請することができない旨を条例に規定している。

第3項】○書類審査及び現地確認(設置場所は整備区域内であるか、整備対象であるか、浄化槽設置同意書は添付されているか、設置スペースや放流先は確保されているかなど)後、設置の可能性があることを認めたとき、又は設置の可能性がないことを認めたときは、申請者にその旨を通知することを規定している。

(工事計画)

第6条 市(町村)長は、前条第3項の規定により公設浄化槽の設置が可能であると決定したときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を提示し、申請者の承認を求めものとする。

- (1) 工事の内容
- (2) 工事の時期
- (3) その他工事の遂行に必要な事項

2 申請者は、工事計画に異議があるときは、市(町村)長に対し、変更を求めすることができる。

3 市(町村)長は、前項の規定により工事計画の内容を変更する必要があることを認めたときは、当該工事計画の内容を変更し、変更後の工事計画の提示により申請者の承認を求めものとする。

4 申請者は、工事計画を承認するときは、規則で定めるところにより、承認書を提出するものとする。

5 前項の規定により工事計画を承認した申請者(以下「受益者」という。)、使用者及び土地所有者は、当該工事計画に基づく公設浄化槽の設置について必要な協力をしなければならない。

【説明】[本条は、公設浄化槽の工事計画について規定したものである。]

第1項】○市(町村)は、設置可能と決定した後に、工事計画を作成して、申請者の承認を求めよう規定している。

第5項】○申請者は、工事計画を承認することで公設浄化槽の整備による利益を受けるものとみなし、「受益者」と読み替えられる。

(土地の立ち入り及び無償使用)

第7条 土地所有者その他公設浄化槽の設置及び管理に係る土地について権原を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、公設浄化槽の設置及び管理に必要な限度において、市(町村)の職員又は市(町村)の委託を受けた者を当該設置及び管理に係る土地に立ち入らせるとともに、公設浄化槽を設置している間、当該設置及び管理に係る土地を無償で市(町村)の使用に供するものとする。

【説明】 [本条は、浄化槽の設置及び管理に係る土地の無償使用等について規定したものである。]

P. 69 ○公設浄化槽の適正な設置及び管理にあたっては、市（町村）職員のほか工事業者、保守点検業者、清掃業者などが、公設浄化槽の設置及び管理に係る土地に立ち入る必要が出てくる。また、公設浄化槽は、長期間にわたり住民の所有する土地に埋設して使用されるものであることから、市（町村）は無償使用の担保を確保しておく必要がある。このため、公設浄化槽は、住民の希望に応じて住民との合意の基に設置及び管理されるものではあるが、権利関係等からむトラブルの未然防止の観点から、本条により、土地の使用形態等について明確に規定するものである。なお、第5条第2項の公設浄化槽の設置では、無償使用承諾の対象を土地所有者のみに限定しているが、本条では、一般的事項として、抵当権者等土地について権原を有するすべての者を対象に規定している。

（参考）・土地の無償使用に関する規定は、多くの市町村で条例に規定している。土地の立ち入りに関する規定については、佐賀県佐賀市の条例を参考にしている。

（工事業者の選定）

第8条 第6条第4項の規定により承認された工事計画による公設浄化槽の設置工事は、規則により指定した工事店（以下「指定工事店」という。）の中から受益者が選定した事業者が行うものとする。ただし、11人槽以上の公設浄化槽の設置工事の場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、公設浄化槽の標準的な設置工事に要する費用として規則で定める額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に規定する額を超える場合は、市（町村）が入札により事業者を選定し、受益者に通知するものとする。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の設置工事における工事業者の選定について規定したものである。]

第1項 ○公設浄化槽の設置工事は、市（町村）経済の活性化や住民とのトラブル軽減などのため、

P. 73 主に地元企業で構成される指定工事店が請け負うよう規定している。

○指定工事店に関する規則を制定し、指定工事店の指定基準等を定める必要がある。指定基準としては、埼玉県の浄化槽工事業者の登録をしていること、工事の施工に必要な設備及び機材を有していること、市（町村）内に店舗を有していること、市町村の指定給水装置工事業者であることなどが考えられる。

○受益者は、指定工事店の中から事業者を選定するよう規定している。しかし、比較的大規模な浄化槽の設置工事は、特に専門的な知識や技術が必要となる場合もあることから、11人層以上の設置工事に限り、受益者は指定工事店のほかそれ以外の事業者を選定できるよう規定している。

（参考）・県内導入5市町村はすべて、指定工事店制度を採用している。

・県外では、設置工事に関する指定工事店制度を条例に規定している例は少ない。下水道条例との関連で、排水設備工事に関する指定工事店制度を条例に規定している例はある。

・県内導入5市町村はすべて、指定工事店に関する規則に、指定工事店や浄化槽設備士が参加する事務連絡会について規定している。

第2項 ○市町村は、第1項により受益者が選定した事業者と随意契約を結び、設置工事をするようになる。しかし、規則に規定する公設浄化槽の標準的な設置工事費用が130万円（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約できる金額）を超えるときは、設置工事に関し、随意契約ができなくなる。このため、市町村が入札により事業者を選定

することになる旨規定している。(入札の結果により、指定工事店のほかそれ以外の事業者が設置工事を請け負うことになる。)人槽にかかわらず(10人槽以下であっても11人槽以上であっても)、規則に規定する公設浄化槽の標準的な設置工事費用が130万円以下の場合、受益者が事業者を選定することができる一方、130万円を超える場合は、市町村が入札により事業者を選定し、受益者は事業者を選定することができないものである。

(参考)・秩父市では、11人槽以上の浄化槽の施工の場合について、指定工事店のほか指定工事店以外の企業が設置工事を請け負える旨条例に規定している。ときがわ町及び鳩山町では、標準設置費が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する額を超える場合について、工事業者を指定工事店から選定することを除外する旨条例に規定している。

(標準的な工事以外の工事に要する費用)

第9条 公設浄化槽の設置において、規則で定める標準的な工事以外の工事を必要とするときは、当該工事に要する費用は、受益者の負担とする。

【説明】 [本条は、標準的な設置工事以外の工事費用の負担について規定したものである。]

○規則で定める標準的な設置工事に要する費用は市町村が負担することとなるが、それ以外の工事に要する費用は、市町村の負担義務を超えており、受益者が負担するべきであることを明確化している。

○標準的な設置工事は、規則において具体的に定める必要がある。原則としては公設浄化槽本体の設置工事を対象として規定する。

○標準的な設置工事以外の工事に要する費用は、標準的な設置工事として規則に定めたもの以外のすべての工事に要する費用や浄化槽の設置に係る経費である。具体的には、車庫型耐荷重施工の費用、流入管及び放流管の設置工事費、ポンプ等の取付費用、電気工事費、支障物(庭木、既設単独処理浄化槽等)撤去費、トイレ改修費などが考えられる。

(排水設備の設置及びその設置に要する費用)

第10条 受益者は、公設浄化槽の設置工事の期間中又は設置工事の完了後速やかに排水設備を設置しなければならない。

2 排水設備の設置に要する費用は、受益者の負担とする。

【説明】 [本条は、排水設備の設置とその設置に要する費用負担について規定したものである。]

第1項 ○国要綱において、整備された浄化槽は、原則として設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用開始するよう規定されている。そのため、受益者は、設置工事の期間中又は設置工事完了後速やかに排水設備を設置するべきであることを明確化している。

第2項 ○市(町村)が負う公設浄化槽の設置及び管理に係る義務の範囲は、原則として公設浄化槽
P. 44 の本体部分である。このことから、排水設備の設置は受益者が行うものであり、排水設備
P. 45 の設置に係る費用は、受益者が負担するべきであることを明確化している。

P. 46

(設置完了の通知)

第11条 市(町村)長は、公設浄化槽の設置を完了したときは、受益者に対し、その旨を通知しなければならない。

【説明】 [本条は、浄化槽の設置完了通知について規定したものである。]

○市(町村)は、公設浄化槽の設置完了から受益者へ通知しなければならない日数について、規則に規定する必要がある。

(参考)・県内導入5市町村はすべて、設置完了から14日以内に住民へ通知する旨規則に規定している。

第3章 分担金及び使用料

(分担金の賦課及び徴収)

第12条 市(町村)長は、受益者ごとに別表第1に定める分担金を賦課するものとする。

2 市(町村)長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日その他分担金の納付に必要な事項を受益者に通知しなければならない。

3 市(町村)長は、分担金を一括して徴収するものとする。

【説明】 [本条は、分担金について規定したものである。]

第1項 ○分担金は、地方自治法第224条(分担金)の規定に基づき、市(町村)が行う公設浄化槽
P. 43 の整備に要する費用の一部に充てるため、受益者に対して賦課するものである。

○分担金は、起債償還計画などを踏まえた各市町村の実情や住民理解などを勘案して設定する必要がある。

(参考)・分担金の設定にあたっては、総務省からの通知の内容「受益者負担金の徴収額は、全事業費の10%程度を徴収し、事業費へ充当すること。」も参考とする。

(平成21年7月8日付け総務省課長通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」)

・小鹿野町は、人槽毎に区分された標準設置費の一定割合を分担金として設定している。

・小鹿野町以外の県内導入市町村では、10人槽以下の場合は人槽毎に定額の分担金を設定し、11人槽以上の場合は設置費や契約金額の一定割合を分担金として設定している。

第2項 ○分担金は現金による納付とし、確実に分担金を徴収するため、公設浄化槽の設置工事は、
P. 54 分担金の納付が確認されてから着工するなどの規定を規則で定めておくことよ。分担金の

P. 55 納付期日を、工事計画承認書の提出日や工事計画書着工予定期日の前とする方法がある。

第3項 ○本条例では、設置工事前の分担金徴収を想定しており、分割徴収については規定していない。これは、分担金の早期徴収や分割徴収による市町村職員の事務負担増加を勘案したものであるが、市町村が必要と認める場合は、分割徴収を条例に規定することができる。

(参考)・秩父市では、市長が認める場合は分割納付できる旨を条例に規定している。

・県外では、分担金の3年分割徴収(神奈川県相模原市)や5年分割徴収(群馬県伊勢崎市)について、条例に規定している。

(使用開始等の届出)

第13条 使用者は、公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市(町村)長に届け出なければならない。

2 公設浄化槽の使用の開始の届出をした者でその使用の休止又は廃止の届出をしないものは、公設浄化槽を継続して使用しているものとみなす。

3 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者は、速やかに、その旨を市(町村)長に届け出なければならない。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の使用に係る手続きを規定したものである。]

第1項 ○浄化槽の使用開始や休止等があると、使用料や維持管理などに影響してくるため、使用者
P. 54 はあらかじめ届出をするよう規定している。なお、本条例では、届出制を採用しているが
P. 55 許可制を採用することもできる。

(参考) ・秩父市は、使用に係る手続きに関して、許可制を採用している。

第2項 ○使用者は、休止又は廃止の届出をするまで使用中であるとみなされ、使用料徴収の対象となることを規定している。使用者との使用料徴収に関するトラブルを未然に防ぐため、公設浄化槽の使用の取扱いについて明確化している。

(参考) ・県内導入市町村では、秩父市が本項について条例に規定している。

第3項 ○使用料は使用者から徴収するため、使用者の変更があると使用料の徴収先も変更となる。このため、使用者の変更があった場合は速やかに届出をするべきことを明確化している。

(使用料の徴収)

第14条 市(町村)長は、公設浄化槽の使用について、使用者から、使用料として別表第2に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た額(以下「消費税額という。’)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額を加えた額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。’)を徴収するものとする。

2 使用料は、偶数月にその前2箇月分(以下「使用月」という。’)の使用について各月ごとに算定して合計したものを、納入通知書又は口座振替の方法により徴収するものとする。ただし、市(町村)長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 使用料は、使用月のうち後の月の翌月の末日まで(当該翌月が12月の場合については25日までとする。’)に納入しなければならない。

4 使用料は、市(町村)の水道料金にあわせて徴収することができる。

5 使用者が、月の中途において公設浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合の使用料については、次の各号に定めるところによる。

(1) その月の使用日数が15日以下のとき 月額使用料の2分の1の額

(2) その月の使用日数が15日を超えるとき 月額使用料の額

6 月の中途において使用者に変更があった場合、その月の使用料については、次の各号に定めるところによる。

(1) 使用者の変更がその月の15日以前の場合 変更後の使用者の負担

(2) 使用者の変更がその月の16日以後の場合 変更前の使用者の負担

【説明】〔本条は、使用料の徴収について規定したものである。〕

第1項〕○使用料は、公設浄化槽の使用の対価として、使用者から徴収するものである。

P. 37 ○使用料は、維持管理費、修繕費などの事業に要する費用や下水道使用料の設定額などを勘案して設定する必要がある。

P. 42 ○通常従量制である清掃料は、随時使用料として、使用者から徴収することができる。

○市町村は、設定した使用料に消費税を加えた額を徴収できるよう規定している。

○本条の消費税率は、消費税法や地方税法に規定する税率としており、消費税率変更に伴う条例改正が不要となるよう規定している。なお、使用料の中に消費税に相当する部分を含むこと（内税方式）もできる。

（参考）・秩父市は年額使用料を規定している。小鹿野町は使用月ごとの点検料金、随時の清掃料金、随時の加算及び修理等部品料金を規定している。ときがわ町、東秩父村及び鳩山町は月額使用料と随時使用料（清掃料）を規定している。

・秩父市は条例に、使用料の額に5%の額を加算することを規定している。秩父市以外の県内導入4町村は、消費税を内税として使用料に含めている。

・平成23年度における消費税の税率は5%となっている。消費税法に基づく消費税の税率は4%で、地方税法に基づく地方消費税の税率が1%（消費税法に基づく消費税の額の25%）であることから、これらを合わせた税率は5%である。

第2項〕○本項では、使用料を2箇月毎に徴収するよう規定している。なお、年度毎や1か月毎に使用料を徴収するよう規定することもできる。

P. 54 ○ただし書きの規定については、使用者の特別な事情により、使用料を1か月毎に徴収する場合や集金により徴収する場合などが考えられる。

（参考）・秩父市は使用料を会計年度毎に徴収している。秩父市以外の県内導入4町村は使用料を2箇月毎に徴収している。

第3項〕○本項では、使用料の納付期日を使用月の翌月の末日までと規定している。なお、毎使用月の終日の翌日から起算して30日以内などと規定することもできる。

（参考）・ときがわ町、東秩父村及び鳩山町の条例を参考にしている。

第4項〕○使用料の未納防止の観点から、浄化槽使用料と水道料金をあわせて徴収できるよう規定している。導入にあたっては、浄化槽使用料と水道料金の徴収方法の統一や徴収システムの整備などが必要となってくる。

（参考）・鳩山町が、使用料と水道料金をあわせて徴収している。

第5項〕○本項では、月の使用日数15日を区切りとしてその月の使用料を定めている。なお、使用日数に関わらず、その月の使用料全額を徴収するよう規定することもできる。

（参考）・ときがわ町、東秩父村及び鳩山町の条例を参考にしている。

第6項〕○本項では、月の使用日数15日を区切りとして使用者の負担区分を定めている。なお、使用日数に関わらず、その月の使用者の負担区分を規定することもできる。

（参考）・ときがわ町、東秩父村及び鳩山町の条例を参考にしている。

(延滞金)

第15条 市(町村)長は、分担金又は使用料を納付期日までに納付しない者があるときは、当該料金の額に、市(町村)税条例(〇〇年市(町村)条例第〇〇号)の規定に準じた延滞金の額を加算して徴収するものとする。

【説明】 [本条は、延滞金について規定したものである。]

○延滞金の額は、市(町村)の税条例に準じるよう規定している。

○分担金は、額が比較的高額なため延滞金が発生しやすいが、比較的低額な使用料は一定期間滞納しても延滞金が発生しづらいという状況がある。このため、使用料に関しては、延滞金の規定を定めないことも考えられるが、本条例では、比較的高額な清掃料などを随時使用料として規定することを想定し、使用料の延滞金についても条例に規定している。

(参考) ・ときがわ町及び鳩山町は、延滞金について、町税条例を準用する旨条例に規定している。また、督促に関しても条例に規定している。

・秩父市、小鹿野町及び東秩父村は、延滞金について、条例に規定していない。

・延滞金について、県外の市町村の状況を見ると、分担金と使用料の両方規定している、分担金のみ規定している、分担金と使用料の両方とも規定していないなど様々である。

(徴収の猶予及び免除)

第16条 市(町村)長は、特に必要と認める場合には、分担金、使用料及び延滞金の徴収を猶予し、又はその一部若しくは全部に相当する額を免除することができる。

【説明】 [本条は、分担金等の徴収猶予及び免除について規定したものである。]

○分担金等の徴収猶予又は免除のできる場合としては、災害等(震災、風水害、火災など)により容易に回復し難い損害を受けた場合、事故や病気により支出が著しく多くなった場合及び生活保護を受給している場合などが考えられる。

○市(町村)における使用料等を徴収する他の条例や市町村の実情などを踏まえ、分担金・使用料・延滞金それぞれの適用基準について、徴収猶予及び免除を行うかどうかも含めて検討する必要がある。

第4章 保管義務者の責務

(保管義務者の責務)

第17条 使用者、住宅所有者及び土地所有者等(以下これらを「保管義務者」という。)は、公設浄化槽を適正に保管しなければならない。

2 保管義務者は、市(町村)が行う公設浄化槽の保守点検、清掃等の作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。

3 使用者は、土砂、ごみ、油脂、農薬、薬品、金属その他公設浄化槽の機能を妨げ、又は公設浄化槽を損傷するおそれがあるものを公設浄化槽に排除してはならない。

【説明】 [本条は、保管義務者の責務について規定したものである。]

第1項) ○保管義務者は、市町村財産である公設浄化槽の使用や維持管理について注意を払い、公設浄化槽の機能が正常に維持されるよう適正に保管するべきであることを明確化している。

第2項】○公設浄化槽の保守点検等の際、市（町村）は、公設浄化槽が設置されている住民の敷地に立ち入り、作業を行うことになる。そのため、住民は、敷地への立入や保守点検等の作業が円滑に行われるよう、市（町村）に協力するべきであることを明確化している。

（参考）・鳩山町の条例では、住民は敷地内への立入を拒まないよう規定されている。

第3項】○前2項は保管義務者に対して規定しているが、本項は使用者に対して規定している。これは、通常、住宅所有者や土地所有者等（使用者と同じである場合を除く。）が公設浄化槽に本項で規定するものを排除する可能性が少ないためである。

（電気料金・水道料金の負担）

第18条 使用者は、公設浄化槽の使用、保守点検、清掃等に伴う電気料金及び水道料金を負担しなければならない。

【説明】 [本条は、電気料金及び水道料金の負担について規定したものである。]

○公設浄化槽の使用等に伴う電気料金及び水道料金は、市町村の負担義務を超えており、使用者が負担するべきであることを明確化している。

（修繕費用等の負担）

第19条 住宅所有者は、保管する公設浄化槽の修繕及びその消耗部品の交換に要する費用を、負担するものとする。

【説明】 [本条は、修繕費用等の負担について規定したものである。]

P. 44 ○公設浄化槽の修繕等に係る費用は、市（町村）の負担義務を超えており、住宅所有者が負担するものであることを規定している。修繕等は、いつ、どのような原因で必要となるか

P. 45 不明なところがあるが、必要となった場合の費用負担区分は明確にしておく必要がある。本条例では、公設浄化槽の設置申請の資格を有する者として住宅の所有者を規定している。このため、当該住宅所有者に一定の責任を負わせるという考えから、修繕等の費用負担者を住宅所有者としている。

○市（町村）は、公設浄化槽の耐用年数を経た場合や災害等により修繕の必要が生じた場合などの費用負担区分を十分に検討する必要がある。

○消耗部品の範囲は、規則で規定するなど明確にしておく必要がある。

（参考）・ときがわ町及び鳩山町は、住宅所有者等が修繕費用を負担する旨条例に規定している。

・小鹿野町は、自己の責めにより修繕の必要が生じた場合の修繕費用及び法第11条検査料金を使用者の負担とする旨条例に規定している。また、修理及び消耗部品等交換費を使用者負担として規則に規定している。

・東秩父村は、住宅所有者等の過失がある場合の修繕費用を、当該住宅所有者等の負担とする旨条例に規定している。

・秩父市は、浄化槽の清掃、修理、消耗部品交換費を使用者負担として規則に規定している。

（排水設備の管理費用等の負担）

第20条 住宅所有者は、排水設備の修繕、交換その他管理に要する一切の費用を負担しなければならない。

【説明】 [本条は、排水設備の管理等に要する費用の負担について規定したものである。]

- 市（町村）が負う公設浄化槽の設置及び管理に係る義務の範囲は、原則として公設浄化槽の本体部分である。そのため、排水設備の修繕や管理などは住宅所有者が行うものであり、排水設備に関する全ての費用は住宅所有者が負担するべきであることを明確化している。
- 排水設備に関する費用としては、管きよや汚水ますなどの修繕費用、管きよ更新による敷設費用、汚水ます等の交換費用、消耗部品交換費用、排水設備点検費用などが考えられる。

（移設又は撤去）

- 第21条 保管義務者は、自己の都合により公設浄化槽を移設し、又は撤去しようとするときは、規則で定めるところにより、市（町村）長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定により承認を受けた者は、市（町村）長の指示に従い、その公設浄化槽を移設し、又は撤去しなければならない。
- 3 前項の規定による公設浄化槽の移設又は撤去に要する費用は、第1項の規定により承認を受けた者の負担とする。

【説明】 [本条は、公設浄化槽の移設又は撤去について規定したものである。]

第1項 ○公設浄化槽の移設や撤去があると、使用料や維持管理などに影響してくるため、自己都合により移設や撤去をする必要が生じることとなった者は、あらかじめ市（町村）長へ申請して承認を受けるべきであることを明確化している。

○市町村は、移設した場合公設浄化槽が正常に機能するか、撤去後の当該公設浄化槽の処理をどうするか、国庫交付金を交付している国との調整が図られるかなどについて検討する必要がある。

第2項 ○公設浄化槽の移設や撤去は、実施時期、実施方法など市（町村）長の指示に従って実施されるべきことを明確化している。

第3項 ○自己の都合による移設や撤去に要する費用は、市（町村）の負担義務を超えており、市（町村）から承認を受けた者（移設等の原因者）が負担するものであることを明確化している。

（参考）・県内導入5市町村では、移設に関して条例に規定しているが、撤去に関しては条例に規定していない。なお、移設に関して、条例に費用負担について規定しているが、指示については規定していない。

【本条例に基づく費用負担区分】

条文	費用の種類	受益者 （住宅所有者） の負担	使用者 の負担	保管義務者 （原因者） の負担
第9条	標準的な工事以外の工事に要する費用	○	—	—
第10条	排水設備の設置に要する費用	○	—	—
第12条	分担金	○	—	—
第14条	使用料	—	○	—
第18条	電気料金・水道料金	—	○	—
第19条	修繕に要する費用	○	—	—
第19条	消耗部品を交換したときに要する費用	○	—	—
第20条	排水設備の修繕や管理等に要する費用	○	—	—
第21条	移設又は撤去に要する費用	—	—	○

(住宅所有者の地位の承継)

第22条 住宅所有者に変更があったときは、新たに住宅所有者になった者が、従前の住宅所有者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により住宅所有者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を市(町村)長に届け出なければならない。

【説明】 [本条は、住宅所有者の地位の承継について規定したものである。]

第1項 ○住宅所有者(公設浄化槽が設置された住宅の所有者)の地位の承継の範囲は、本条例に規定する各事項に及ぶものである。

○住宅所有者の地位が承継されるのは、住宅所有者が死亡した場合や建築物の売買等により住宅所有者が変更した場合などが考えられる。

第2項 ○住宅所有者の地位の承継は、分担金等の徴収や公設浄化槽の管理など多くの事項に影響してくる。このため、新たに住宅所有者となった者は、承継の理由となるべき事実発生後速やかに、市(町村)長に対し届出をするべきであることを明確化している。

第5章 雑則

(資料の提出)

第23条 市(町村)長は、保管義務者に、公設浄化槽の設置、管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

【説明】 [本条は、資料の提出について規定したものである。]

○資料提出要求の範囲は、公設浄化槽の設置及び管理に関する全般に及ぶものである。

○提出を求める資料は、目的達成のための必要最小限にとどめる必要がある。

(報告徴収及び立入検査)

第24条 市(町村)長は、この条例の施行に必要な限度において、保管義務者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、公設浄化槽が設置されている建築物若しくはその敷地に立ち入り、公設浄化槽及び排水設備の検査をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、保管義務者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【説明】 [本条は、報告徴収及び立入検査について規定したものである。]

○報告徴収の規定は、市(町村)が一定事項の情報を得ておく必要がある場合に、保管義務者に当該事項の報告を義務付けるものである。また、立入検査の規定は、市(町村)が必要と認める場合に、保管義務者に立入検査の受忍を義務付けるものである。

○報告徴収や立入検査は、目的達成のための必要最小限にとどめる必要がある。

(損害賠償)

第25条 公設浄化槽を損傷し、若しくは滅失し、又はその機能を損なわせた者は、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市(町村)長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

【説明】 [本条は、損害賠償について規定したものである。]

○不測の事態を考慮し、損害賠償について規定している。

【参考】 ・ 県内導入 5 市町村は、損害賠償に関して、条例に規定していない。

・ 秩父市は、損害賠償に関して規則に規定している。（損害：使用開始等の許可を得ずに使用又は放置した場合に発生した損害、目的外使用により正常な状態で使用できなくさせたときに発生した損害）

・ 県外には、損害賠償について条例に規定している例がある。

（規則への委任）

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】 [本条は、規則への委任について規定したものである。]

○本条例の施行に関し必要となる規則としては、「公設浄化槽の整備及び管理に関する条例施行規則」「公設浄化槽設置指定工事店規則」が考えられる。

第 6 章 罰則

（過料）

第 27 条 詐欺その他不正の行為により、分担金又は使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

【説明】 [本条は、過料について規定したものである。]

○地方自治法第 228 条（分担金等に関する規制及び罰則）第 3 項の規定に基づき、過料について規定している。

【参考】 ・ 県内導入 5 市町村は、過料に関して、条例に規定していない。

・ 県外の市町村には、過料について条例に規定している例がある。

・ 県外の市町村には、申請などの手続規定に違反した場合に過料を科している例がある。

附 則

この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別表第1（第12条関係）

人槽区分	分担金の額
5人槽	円
6人槽から 7人槽まで	円
8人槽から10人槽まで	円
11人槽から15人槽まで	円
16人槽から20人槽まで	円
21人槽から25人槽まで	円
26人槽から30人槽まで	円
31人槽から40人槽まで	円
41人槽から50人槽まで	円

○人槽区分欄については、循環型社会推進交付金交付要綱別表4に規定されている国庫補助基準額の人槽区分を参考に設定している。

（参考）

例）分担金（東京都八王子市）

人槽区分	分担金の額
5人槽	102,000円
6人槽から 7人槽まで	113,400円
8人槽から10人槽まで	138,000円
11人槽から15人槽まで	213,900円
16人槽から20人槽まで	328,800円
21人槽から25人槽まで	414,000円
26人槽から30人槽まで	481,200円
31人槽から40人槽まで	559,200円
41人槽から50人槽まで	644,100円

備考）51人槽以上の戸別浄化槽の設置に係る分担金の額については、市長が別に定める。

別表第2（第14条関係）

人槽区分	月額使用料	随時使用料
5人槽	円	くみ取り汚泥 〇〇リットル につき 〇〇円
6人槽から7人槽まで	円	
8人槽から10人槽まで	円	
11人槽から15人槽まで	円	
16人槽から20人槽まで	円	
21人槽から25人槽まで	円	
26人槽から30人槽まで	円	
31人槽から40人槽まで	円	
41人槽から50人槽まで	円	

〇人槽区分欄については、循環型社会推進交付金交付要綱別表4に規定されている国庫補助基準額の人槽区分を参考に設定している。

（参考）

例）使用料（東京都八王子市）

人槽区分	分担金の額
5人槽	3,250円
6人槽から7人槽まで	3,670円
8人槽から10人槽まで	4,720円
11人槽から15人槽まで	9,240円
16人槽から20人槽まで	11,550円
21人槽から25人槽まで	13,860円
26人槽から30人槽まで	15,640円
31人槽から40人槽まで	19,000円
41人槽から50人槽まで	21,630円

備考）51人槽以上の戸別浄化槽の設置に係る分担金の額については、市長が別に定める。

新設を整備対象とする場合の条例（参考例）への対応

○第2条第1項第5号を次のように改める。

(5) 住宅所有者 公設浄化槽と住宅を排水設備で接続したその住宅の所有者（当該住宅を建築しようとし、建築している場合にあつては建築主）をいう。

○第2条第1項第7号を削除する。

(7) くみ取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。）をいう。

○第2条第1項第8号を削除する。

(8) 転換 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認申請（都市計画区域以外においても建築基準法第6条第1項の規定が適用されるものとして取り扱う。）を要する建築物の新築、改築及び増築（別棟を建築するものに限る。）を除く住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を公設浄化槽に入れ替えることをいう。

○第3条を次のように改める。

（整備区域）

第3条 公設浄化槽の整備の対象となる区域（以下「整備区域」という。）は、市（町村）の生活排水処理に関する計画に規定された下水道整備区域及び農業集落排水整備区域を除いた区域とする。

○第4条を次のように改める。

（整備対象）

第4条 市（町村）は、住宅を整備対象とする。

○第5条第1項を次のように改める。

（設置申請）

第5条 整備区域内における住宅の所有者で公設浄化槽の設置を希望するものは、規則で定めるところにより、市（町村）長に当該公設浄化槽の設置を申請することができる。

帰属制度を採用する場合の条例（参考例）（P. 29, P. 30）

○「帰属」の定義を規定する場合は、第2条第1項に次の号を追加する。

(9) 帰属 市（町村）が浄化槽の寄附を受け入れ、当該浄化槽が市（町村）の所有となることをいう。

○第22条の次に次の1条（第5章 既設浄化槽の帰属）を加える。

※本条追加の場合、既存の第23条から第27条までを1条ずつ繰り下げる。

（既設浄化槽の帰属）

第23条 整備区域内において、この条例の施行前に設置され、かつ、この条例の施行後に使用されている浄化槽（浄化槽本体に限る。以下「既設浄化槽」という。）を所有する者が当該既設浄化槽を市（町村）に帰属させることを希望するものは、規則で定めるところにより、市（町村）長にその帰属の申請をすることができる。

2 第5条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

3 市（町村）長は、第1項の申請があったときは、既設浄化槽の帰属の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

4 前項の規定による決定に基づき市（町村）が取得した既設浄化槽は、公設浄化槽とみなし、この条例の規定（第6条及び第8条から第12条までの規定を除く。）を適用する。

【説明】〔本条は、既設浄化槽の帰属について規定したものである。〕

第1項〕○既設浄化槽の帰属は、住民の希望に応じて行うものであり、住民にとっては維持管理等の手続きが不要になるというメリットがある。一方、市町村にとっては、維持管理対象浄化槽が増えることによる事務負担増加の可能性があるので、帰属の対象や条件などについて十分検討する必要がある。

○帰属の条件は、法定検査結果が適正であること、適正に清掃が行われていること、補修工事が必要でないことなどがあり、詳細を規則で定める必要がある。

○帰属申請の受付にあたっては、申請書類の内容確認とともに、当該年度及び後年度の維持管理に関する予算に影響するため、十分留意する必要がある。

○予算要求の時期や審査に期間を要することも想定されるため、規則に申請の時期（期間）を明記しておくとうい。

（参考）・秩父市と鳩山町は、帰属制度を条例に規定しているが、帰属の実績はない。ときがわ町、小鹿野町及び東秩父村は、帰属制度を条例に規定していない。

第2項〕○公設浄化槽の設置申請の場合と同様に、帰属申請の場合も、土地所有者の承諾が得られること及び市（町村）税の滞納がないことを申請要件とする旨規定している。

第3項〕○審査においては、定められた帰属の対象や条件に適合していることを確認するため、現地調査や検査が必要となる場合がある。

（参考）・鳩山町は、帰属の際に検査を実施する旨条例に規定している。

・群馬県伊勢崎市、太田市及び大阪府富田林市は、必要があれば現地調査する旨を条例に規定している。

第4項〕○帰属に関して、条例に加え規則の規定も適用するよう定めることができる。

（参考）・秩父市は、規則の規定も適用するよう条例に規定している。

・適用除外：第6条（工事計画）、第8条（工事業者の選定）、第9条（標準的な工事以外の工事に要する費用）、第10条（排水設備の設置及びその設置に要する費用）、第11条（設置完了の通知）、第12条（分担金の賦課及び徴収）

市町村整備型質疑応答集

分類	番号	件名	ページ
一般事項	1	浄化槽のメリットは何か。	109
	2	埼玉県及び全国的生活排水処理人口普及率は。	109
状況	1	浄化槽市町村整備推進事業（市町村整備型）はいつ開始したか。	110
	2	県内で事業実施している市町村及び開始年度は。	110
	3	全国における事業実施状況は。	110
事業の特徴	1	市町村整備型（国庫補助事業：浄化槽市町村整備推進事業）の主な特徴は。	111
	2	市町村整備型実施におけるメリットは。	111
	3	市町村整備型実施におけるデメリットは。	112
	4	個別処理である浄化槽と集合処理（下水道や農業集落排水）を比較した場合の特徴は。	112
事業の要件	1	事業実施に当たって満たさなければならない主な要件は。	113
	2	下水道計画区域を事業実施地域とすることはできるか。	114
	3	農業集落排水の実施地域や計画区域を事業実施地域とすることはできるか。	114
	4	下水道、農業集落排水の区域及び各々の計画区域を除き、市町村全ての区域を事業実施地域としなければならないか。	114
	5	事業の対象となる建築物の用途は専用住宅のみか。	115
	6	建売住宅を事業の対象とすることはできるか。	115
	7	同一地域内において、浄化槽市町村整備推進事業（市町村整備型）と浄化槽設置整備事業（個人設置型）の両方を実施することは可能か。	115
	8	何故、転換のみを対象としたのか。	116
	9	何故、新設も対象としたのか。	117
	10	事業要件の20戸を満たさなかったらどうなるのか。	117
事業中止	1	事業を開始したら、事業を永続的に行わなければならないか。	118
	2	事業開始後、事業を途中で中止した自治体はあるか。	118
	3	事業を中止した場合、整備した浄化槽を処分（転用、譲渡、交換、取壊し等）することはできるか。	118
	4	浄化槽を処分した場合、国庫交付金を返還するのか。	119
	5	経過年数10年未満で、国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合とは。	119
帰属	1	事業開始前に個人で設置した既設浄化槽はどのような扱いになるのか。	120
	2	条例に既設浄化槽の帰属や寄附の規定を設けている市町村はあるか。	120
分担金・使用料	1	分担金はどのように設定しているのか。	121
	2	使用料はどのように設定しているのか。	121
	3	分担金や使用料はどのように徴収するのか。	121
	4	浄化槽の使用料は、水道料金と一括して徴収することができるか。	122
	5	使用料を支払うのでは、個人で設置した方が結果的に安くつくのではないか。	122
財政	1	事業は特別会計として経理しなければならないか。	123
	2	市町村整備型の事業は、既存の下水道事業特別会計や農業集落排水事業特別会計と一緒に経理することができるか。	123
	3	事業実施のための財源はどのように賄うのか。	123
	4	浄化槽整備1基あたりの起債額はどれくらいか。	123
	5	同一事業を実施しているのに、市町村によって起債額にばらつきがある理由は。	123

分類	番号	件名	ページ
維持管理	1	浄化槽の維持管理はどのように行うのか。	124
	2	民有地に市町村所有の浄化槽を設置し、維持管理していくことは問題ないのか。	124
	3	配管部分の維持管理は、市町村と住民のどちらが行うのか。	124
	4	引越などにより、浄化槽使用が休止された場合、維持管理はどうするのか。	124
浄化槽の設置	1	浄化槽の設置工事はどのような業者が行うのか。	125
	2	敷地が狭小のため敷地内に浄化槽を設置できない場合はどうするのか。	125
	3	本事業により、複数戸に1基の浄化槽を設置することはできるか。	125
	4	複数戸に1基の浄化槽を設置できるのはどのような場合か。また戸数制限はあるか。	126
一部事務組合	1	一部事務組合で事業を実施する場合、国や県への補助手続は市町村と組合のどちらが行うのか。	127
	2	一部事務組合で事業を実施する場合で、複数の市町村で事業実施地域を設定したときは、当該事業実施地域内で1事業年度あたり20戸を整備すれば問題ないか。	127
	3	一部事務組合で事業を実施する場合、地方債の償還は市町村と組合のどちらが行うのか。	127
住民負担	1	分担金や定額の使用料の他に住民が負担する費用はあるのか。	128
	2	排水設備の設置（配管工事）は、市町村と住民のどちらが行うのか。	128
その他	1	事業実施までの主なスケジュールは。	129
	2	事業実施にはどれくらいの職員が必要なのか。	129
	3	何故、高度処理型浄化槽を採用したのか。	129
	4	放流先が確保できない場合はどうするのか。	130
別表		埼玉県内導入5市町村の状況	131

1 浄化槽のメリットは何か。(P. 3)

- 下水道並の処理能力を持ち、建設費が安く、投資効果に即効性があり、災害に強い。
- 個別に整備していくため、人口の増減に対応しやすい。
- 地域の健全な水循環に有効であり、河川水量を確保できる。

【参 考】

放流水の BOD

- ・ 下水道：15mg/L 以下（下水道法施行規則第 4 条の 3 第 1 号）

〔 計画放流水質の区分に応じて「10mg/L 以下」又は「10mg/L を超え 15mg/L 以下」と基準が示されている（下水道法施行令第 5 条の 6 第 2 項）。 〕

- ・ 浄化槽：20mg/L 以下（環境省関係浄化槽法施行規則第 1 条の 2）

※ 浄化槽メーカーからは、通常型で 15mg/L 以下、10mg/L 以下の機能のものがある。

※ BOD 除去能力に関する高度処理型の浄化槽は 5mg/L 以下。

（「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 30 日付け 環境対発第 110330008 号）の 16 参照）

（P. 26 参照）

2 埼玉県及び全国の生活排水処理人口普及率は。

- 埼玉県の平成 22 年度末における生活排水処理人口普及率は、88.0%である。
- 処理施設別の割合は、下水道が 76.7%、浄化槽が 9.8%、農業集落排水が 1.4%、その他が 0.01%となっている。
- 全国の平成 22 年度末における生活排水処理人口普及率は、86.9%である。
- 処理施設別の割合は、下水道が 75.1%、浄化槽が 8.8%、農業集落排水が 2.8%、その他が 0.2%となっている。
- ※ 平成 22 年度末の全国の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県を調査対象外としているため、同 3 県を除いた 44 都道府県の集計数値である。

1 浄化槽市町村整備推進事業（市町村整備型）はいつ開始したか。（P.5）

- 平成6年度に、環境省が国庫補助制度を創設した。
- 制度創設時における名称は、「特定地域生活排水処理事業」である。
- 平成15年度に、「浄化槽市町村整備推進事業」に名称変更される。
- 埼玉県では、平成11年度に旧大滝村（現秩父市）が最初に事業を導入した。

2 県内で事業実施している市町村及び開始年度は。

- 平成23年度時点で、県内では、5市町村が事業を実施している。
- 秩父市は旧大滝村の平成11年度から、小鹿野町は平成13年度から、ときがわ町は旧都幾川村が平成15年度から、東秩父村は平成15年度から、鳩山町は平成19年度から市町村整備型を導入している。

【参 考】

- ・ 平成24年度から嵐山町がPFI方式により事業実施予定であり、平成23年6月10日に「嵐山町管理型浄化槽条例」を施行している。

3 全国における事業実施状況は。

- 平成22年12月末現在で、191市町村（39都道府県）が事業を実施している。

【参 考】

- ・ 10以上の市町村が事業実施している都道府県は、岩手県（13）、群馬県（13）、島根県（12）、熊本県（10）の4県である
（「環境省 平成22年度浄化槽行政に関する調査等結果（平成22年12月末現在）」による）

1 市町村整備型（国庫補助事業：浄化槽市町村整備推進事業）の主な特徴は。
(P. 5、P. 63)

- 市町村が公共事業として浄化槽を個人の敷地に設置し、市町村が保守点検や法定検査などの維持管理を行う。市町村が維持管理を行うことから、適正な維持管理が図れる。
- 国庫補助事業である浄化槽市町村整備推進事業では、本体及び本体工事費の1／3が国の補助となる。個人設置型に比べ、国の補助割合が大きい。
例) 高度処理型浄化槽（窒素又は磷除去型）5人槽は、本体・本体工事費の国庫補助基準額が1,020千円であり、国庫補助額は340千円となる。
- 分担金、使用料を条例で規定する。
- 本体及び本体工事費から国庫補助分（全体の1／3）と分担金（全体の1割程度）及び県の補助があるときは県の補助を除いた残りが市町村の負担となる。
- 市町村負担分については起債（下水道事業債）ができ、元利償還金の49%が交付税措置される。残りの51%を住民から徴収する使用料で賄うことができる。

2 市町村整備型実施におけるメリットは。(P. 8)

- 初期費用の住民負担は、個人設置型の約1／6に軽減される。
(県による配管費及び処分費補助(16万円)を含め、国庫補助基準額33.2万円の個人設置型の補助を適用：約65万円→約10万円)
- 従来住民が行っていた維持管理の手間が不要となる。(保守点検、法定検査など)
- 住民の希望に応じて整備をするため、事業の無駄がない。(加入率100%)
- 下水道と同様に浄化槽による汚水処理を公共サービスで行うため、地域格差が解消される。
- 住宅散在地や起伏のある地域では、集合処理より整備費用が安価である。
- 浄化槽の設置は、約1週間の工事で済み、短期間で生活排水処理人口普及率が向上する。(投資効果の早期発現)
- 維持管理を市町村が行うため、確実であり、浄化槽の所期機能が恒常的に発揮できる。(河川等の水質改善に効果的)
- 浄化槽の設置工事や保守点検などを地元の企業が請け負うことができ、地域経済の活性化が期待できる。

3 市町村整備型実施におけるデメリットは。

- 起債額が増加する。(財政的な不安)
- 人件費等のコストや職員事務負担が増加する。(住民説明会などの広報活動や使用料徴収、維持管理に係る事務)

4 個別処理である浄化槽と集合処理(下水道や農業集落排水)を比較した場合の特徴は。

- 人口規模が小さく、人口密度の低い地域が比較的多い市町村における汚水処理に要する費用は、平均的に、集合処理に比べ、浄化槽の方が少ない。
- 平成19年度の全国平均汚水処理原価〔資本費+維持管理費(円)÷処理した汚水量(m³)〕は、浄化槽が248.3円、下水道(人口1万人未満の市町村)が329.4円、農業集落排水が332.7円となっており、集合処理の方が個別処理の約1.3倍の費用がかかる。
- 一般的に、家屋同士の距離が長く、土地の起伏や河川、水路の数が多い地域は、下水道や農業集落排水より浄化槽の整備の方が費用的に有利となる。
- 浄化槽整備に係る財政投資効果は、浄化槽の設置工事期間が一週間程度であることから、整備に長期間を要する集合処理に比べ極めて早期に発現する。
- 浄化槽は、住民の希望に応じて住民との合意形成の基に設置されるため、加入率は100%である。また、使用料納付率は、集合処理に比べ浄化槽の方が高い。
- 人口減少等社会構造の変動への対応は、面整備の集合処理に比べ、各戸に設置する浄化槽の方が容易である。整備期間が長い集合処理では、当初の計画人口と利用者人口に差異が生じる可能性もあり、厳しい経営となるケースも出てくる。

1 事業実施に当たって満たさなければならない主な要件は。(P.5)

浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（国要綱）に定められている主な事業要件は以下のとおりであり、アからキのすべてを満たすものであること。

ア 事業実施地域は、将来的に浄化槽等（浄化槽又は変則浄化槽）の整備が妥当と判断される地域内であること。

（浄化槽整備区域が該当し、下水道認可区域は除く）

イ 浄化槽等の工事着手までに当該工事に係る住民から浄化槽の設置及び便所等との接続等についての文書で承諾を得ていること。

ウ 原則として、事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽等を整備する事業であること。

エ 当該事業年度内に 20 戸以上の住宅等について浄化槽等を整備すること。

ただし、以下の条件が整えばこの限りでない。

- ・事業が 3 年以上継続した場合は、事業年度内に 10 戸以上を整備。
- ・事業開始から累積 50 戸以上整備した場合は、事業年度内に 10 戸以上を整備。
- ・事業が 7 年以上継続した場合であって事業整備区域における浄化槽処理人口普及率が 70% 以上の場合。（整備戸数要件なし）
- ・累積 100 戸以上整備した場合であって事業整備区域における浄化槽処理人口普及率が 70% 以上である場合。（整備戸数要件なし）
- ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業、浄化槽整備区域促進特別モデル事業を実施する場合。

オ 本事業により整備された浄化槽等については、やむを得ない場合を除き、設置完了後 1 年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始すること。

カ 設置後の浄化槽等の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。また、市町村は、浄化槽等の管きよの接続を把握し、未接続等の場合にあっては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。

キ 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽等の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれるものであること。

【参 考】「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」第 3（4）

2 下水道計画区域を事業実施地域とすることはできるか。

- 国の要綱では、「事業の対象となる地域」を「下水道認可区域以外の地域」と規定している（第3（1））。
- また、国要綱の「事業の要件」で、事業実施地域は「将来的に浄化槽等（浄化槽又は変則浄化槽）の整備が妥当と判断される地域内において設定されること」と規定されている（第3（4））。
- 以上のことから、下水道計画区域は事業実施地域として適切ではない。
- 財政の二重投資を防止する観点から、市町村の生活排水処理基本計画において、下水道計画区域となっている地域を浄化槽整備区域に変更した上で事業実施する必要がある。

3 農業集落排水の実施地域や計画区域を事業実施地域とすることはできるか。

- 国の要綱では、「事業の対象となる地域」を「下水道認可区域以外の地域」と規定している（第3（1））。
- また、国要綱の「事業の要件」で、事業実施地域は「将来的に浄化槽等（浄化槽又は変則浄化槽）の整備が妥当と判断される地域内において設定されること」と規定されている（第3（4））。
- 以上のことから、農業集落排水の実施地域や計画区域は事業実施地域として適切ではない。
- 財政の二重投資を防止する観点から、市町村の生活排水処理基本計画において、農業集落排水整備区域の計画となっている地域を浄化槽整備区域に変更した上で事業実施する必要がある。

4 下水道、農業集落排水の区域及び各々の計画区域を除き、市町村すべての区域を事業実施地域としなければならないか。

- 市町村の一部地域を事業実施地域とすることができる。なお、下水道、農業集落排水の区域及び各々の計画区域を除き、市町村全域を事業実施地域とすることもできる。

【参 考】

- ・ 県内の導入5市町村のうち、小鹿野町、ときがわ町及び東秩父村は、下水道及び農業集落排水による処理区域がないため、町村全域を事業対象としている。秩父市及び鳩山町は、下水道認可区域及び農業集落排水整備区域を除いた区域を事業対象としている。

5 事業の対象となる建築物の用途は専用住宅のみか。(P. 27)

- 条例等に規定すれば、住宅に限らず、店舗、事業所、集会所、学校なども事業の対象とすることができる。

【参 考】

	事業対象建築物
秩父市	住宅、事務所・店舗兼用住宅（延べ床面積 1/2 以上が居住の用に供し、居住の用に供する部分以外の床面積が 50 m ² 以下）
小鹿野町	住宅、共同住宅、公共施設、事業所、建売住宅
ときがわ町	住宅（別荘、建売住宅、共同住宅含む）、併用住宅、公共施設、事業所、店舗
東秩父村	住宅（別荘、建売住宅、村営住宅・共同住宅含む）、併用住宅、公共施設、事業所、店舗
鳩山町	住宅（別荘、建売住宅、共同住宅含む）、併用住宅（居住部分の床面積が 1/2 以上）

※ 県費補助対象建築物は、主として住居を目的とした住宅（事業所を併設した住宅を含む。ただし、住居部分の床面積が 1/2 以上であること）としている。

6 建売住宅を事業の対象とすることはできるか。

- 条例等に規定すれば、事業の対象とすることができる。
- 県内の導入 5 市町村のうち、秩父市以外の 4 町村が事業の対象としており、過去に数件認められた実績がある。

【参 考】

- ・ 建売住宅は、県費補助の対象外となっている。

7 同一地域内において、浄化槽市町村整備推進事業（市町村整備型）と浄化槽設置整備事業（個人設置型）の両方を実施することは可能か。(P. 14)

- 同一地域内において、2 つの補助事業を重複して実施することはできない。
市町村整備型を実施している地域で、個人が補助を受けずに浄化槽を設置することはできる。
- 同一市町村であっても、地域が重複しなければ、2 つの補助事業を実施することはできる。

【参 考】

- ・ 群馬県の太田市、渋川市、藤岡市、伊勢崎市、神奈川県相模原市、茨城県の日立市などで、2つの補助事業を実施している。
- ・ 生活排水処理施設整備が困難である山間部や市町村合併前に事業を実施していた地域のある市町村では、一部の地域を対象として市町村整備型を実施している。
- ・ 鳩山町では、農業集落排水整備区域を市町村整備型対象外としており、農業集落排水処理施設へ接続できない場合にあっては、個人設置型の補助をすることとしている。ただし近年の実績はない。

8 何故、転換のみを対象としたのか。(P.17)

- 浄化槽法の改正により、新設については、平成13年4月から合併処理浄化槽が義務付けられている。
- 我が市(町村)においては、生活排水処理人口普及率が●●%となっている。
- 市(町村)内には、未だ、単独処理浄化槽等が多く、埼玉県生活排水処理施設整備構想で示された目標である平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%を達成するためには、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を合併処理浄化槽へ転換していくことが大きな課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、「市町村整備型」を実施することとなった。
- 財政状況が厳しい中、限られた財政投資や事務負担を転換のみに集中することにより、生活排水処理人口普及率の向上への寄与度が高くなる。
- 転換については、整備対象の把握が容易なため、財政計画が立てやすい。
(転換の対象となる単独浄化槽等の基数は把握できるが、新設される浄化槽の基数は、家屋の建て替えなどもあり今後の経済動向等も影響し予測しづらい。)
- 費用対効果の面で転換のみを対象とした。
- 住環境の保全や公共用水域の水質保全のため、引き続き、新設浄化槽や既存浄化槽の浄化槽管理者に対し、維持管理の徹底について啓発を行っていく。

【参 考】

- ・ 単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換のみを対象に、事業を実施することはできる。(平成23年3月、環境省回答)
- ・ 浄化槽法の改正により平成13年4月1日から、浄化槽は、合併処理浄化槽のみとなり、単独処理浄化槽の設置はできない。ただし、既存の単独処理浄化槽は、「みなし浄化槽」として引き続き使用が認められている。新設の場合は、必ず合併処理浄化槽が設置されることとなる。

9 何故、新設も対象としたのか。(P.17)

- 公平な汚水処理サービスの提供を図ることができ、住民格差が解消される。
- 新設の住民を事業の対象外とすると、同じ地区の中で、新設と転換の違いにより、住民負担に大きな差が出ることになる。
- 市町村が適切な維持管理を行うため、公共用水域の水質改善が期待される。

【参 考】

- ・ 県内の導入5市町村は全て、新設についても市町村整備型で整備している。
- ・ 国庫補助事業は新設も対象としている。
- ・ 配管費、処分費などの県費補助は、新設を対象外としている。

10 事業要件の20戸を満たさなかったらどうなるのか。

- 当該事業年度の国庫交付金は交付されない。そのため、国庫交付金に相当する部分は、市町村が負担することになる。市町村の分担分に対しては起債が可能（元利償還金の49%は交付税措置がされる）。

1 事業を開始したら、事業を永続的に行わなければならないか。

- 国の要綱には、事業実施地域内の全戸に浄化槽を整備するという事業要件がある。そのため、原則として整備が完了するまでは、事業を継続する必要がある。しかし、未整備世帯について、高齢化などに起因する経済的理由等により整備が進まず、将来的にも整備見込みが極めて少ない場合などは、やむを得ず全戸整備できなくても国庫補助事業による浄化槽整備を終了（中止あるいは中断）することはできる。
- 設置は中止（あるいは中断）し、維持管理だけを行い事業を継続することができる。
- 市町村整備型の事業そのものを中止する場合は、条例の廃止を議会に諮るなど条例に基づく対応が必要である。

2 事業開始後、事業を途中で中止した自治体はあるか。

- 旧岡部町（現深谷市）が、平成 17 年度に市町村整備型により 20 戸整備したが、平成 18 年に深谷市との合併により事業を中止している。事業中止に伴い、交付された国庫交付金は国に返還し、条例も廃止している。
 なお、合併後の深谷市では維持管理せず、事業で設置された浄化槽は住民へ無償譲渡し、住民が維持管理を実施している。住民から徴収した分担金は、住民に返還していない。
- 長野県松本市は、市町村合併前の町で事業を実施していたが、合併により浄化槽の設置を中止している。事業で設置された浄化槽約 3,400 基は、市が維持管理を実施している。このため、条例は廃止していない。

3 事業を中止した場合、整備した浄化槽を処分（転用、譲渡、交換、取壊し等）することはできるか。（P. 85）

- 整備した浄化槽は、環境省からの交付金を受けているため、環境大臣の承認を得れば処分することができる。
- 整備から 10 年以上経過している浄化槽の処分や、災害もしくは火災により使用できなくなった浄化槽については、包括承認事項として、環境大臣への報告により環境大臣の承認があったものとして取り扱われる。

4 浄化槽を処分した場合、国庫交付金を返還するのか。(P. 85)

- 整備から10年以上経過している浄化槽の処分は、国庫交付金を返還する必要はない。
- 経過年数が10年未満であっても道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない場合の処分は、国庫納付に関する条件を付さずに承認され、国庫交付金を返還する必要はない。

5 経過年数10年未満で、国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合とは。
(P. 85)

- 市町村合併に伴う処分で、国が適当であると個別に認めるもの。
- 道路の拡張整備など設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し。

※ 住民が亡くなり、家屋の承継者がなく家屋を取り壊す場合などは、設置者の責に帰さない事情等として対応できる可能性あり（環境省へ個別相談が必要）。

1 事業開始前に個人で設置した既設浄化槽はどのような扱いになるのか。

(P. 29)

- 事業開始前に個人が設置した浄化槽は、通常は事業の対象外となる。市町村が、市町村整備型を導入した後も従前どおり個人で維持管理を行う。
- 事業開始後に市町村が設置した浄化槽のみが事業の対象となり、市町村が維持管理を行う。
- ただし、条例に既設浄化槽の帰属や寄附に関する規定を設け、個人の財産である浄化槽を市町村に帰属（寄附）して、条例を適用させる方法がある。この場合は、帰属（寄附）された浄化槽は市町村の財産となり、市町村が維持管理を行う。ただし、分担金の納付については適用外（分担金を納めなくて良い）としている。

2 条例に既設浄化槽の帰属や寄附の規定を設けている市町村はあるか。

- 県内では、秩父市（帰属）と鳩山町（編入管理）が条例に規定している。ただし、現時点で帰属及び編入管理の実績はない。
- 県外では、東京都八王子市、大阪府富田林市、群馬県太田市、群馬県東吾妻町、佐賀県佐賀市などが、帰属や寄附について条例に規定している。

【参 考】

- ・ 佐賀県佐賀市の平成22年度における帰属実績は、437基である。なお、同市の平成22年度における帰属以外（新設・転換）の実績は、234基である。
- ・ 全国的には、6割を超える市町村で帰属制度を持っており、実績としては、50基以下が最も多い。

1 分担金はどのように設定しているのか。(P. 43)

- 分担金は、条例により、金額を規定する。
- 地方債償還計画などを踏まえて、各市町村の実情や住民理解などを勘案して設定する。
- 総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 21 年 7 月 8 日付け総財公第 103 号、総財企第 75 号、総財経第 96 号）」（※）では、受益者負担金の徴収額は「各戸等に設置される合併処理浄化槽については全事業費の 10%程度を徴収し事業へ充当すること」とされている。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年公布）の趣旨を遂行するための通知

【参 考】

- ・ 県内の導入 5 市町村では、分担金を事業費の 1 割程度に設定している。

2 使用料はどのように設定しているのか。(P. 37)

- 使用料は、条例により、金額を規定する。
- 使用料の設定方法としては、下水道料金相当として設定、維持管理費相当として設定、市町村起債部分と維持管理費を住民が全て負担するものとして設定などの方法がある。

【参 考】

- ・ <別表> 県内の導入 5 市町村の状況参照

3 分担金や使用料はどのように徴収するのか。

- 分担金は、現金により一括して徴収する。なお、条例に規定すれば、分割して徴収することもできる。
- 使用料は、納入通知書又は口座振替により徴収する。なお、条例に規定すれば、集金により徴収することもできる。
- 使用料は、毎月ごと、2 箇月ごと、年度ごとなど一定の間隔で徴収する。

【参 考】

- ・ <別表> 県内の導入 5 市町村の状況参照

4 浄化槽の使用料は、水道料金と一括して徴収することができるか。

- 浄化槽の使用料と水道料金を一括して徴収することはできる。
- 一括徴収は、料金未納防止や職員事務負担軽減の観点から有効であるが、2つの料金の徴収方法統一や徴収システムの整備などが必要となってくる。
- 県内の導入5市町村のうち、鳩山町が浄化槽の使用料と水道料金を一括して徴収している。県外では、大阪府富田林市が浄化槽の使用料と水道料金を一括して徴収している。

5 使用料を支払うのでは、個人で設置した方が結果的に安くつくのではないか。

- 個人で浄化槽を設置し維持管理するより、長期的に見ると市町村が設置し、住民が使用料を支払う方が、住民の費用負担が少ない。
 - 設置から30年分の維持管理費又は使用料を含めた5人槽の浄化槽のトータルコスト（設置費用、保守点検費用、清掃料金、法定検査料又は分担金及び使用料）は、個人設置型で約195万円に対して、市町村整備型では約150万円（県内の導入5市町村の平均）となっている。
- ※ 市町村が国庫補助基準額と同額（332千円）の補助を行っている場合で試算。
 ※ 配管費、処分費補助を現行の補助制度で比較した場合
 （個人設置型、市町村整備型双方において、修繕費や消耗部品交換費を除いて試算）

【参 考】

[個人設置型における個人支出額（設置から30年分）]

設置費用	保守点検費用 (概算)	清掃料金 (概算)	法定検査 (11条)	法定検査 (7条)	合 計
650,000	540,000	600,000	145,000	13,000	1,948,000

[市町村整備型における個人支出額（設置から30年分）]（例：ときがわ町）

設置費用 (分担金)	使用料 (保守点検費用を含む)	清掃料金 (概算・実費を町に納付)	法定検査 (11条)	法定検査 (7条)	合 計
102,000	900,000	600,000	0 (※)	0 (※)	1,602,000

※法定検査費用は使用料に含む。

1 事業は特別会計として経理しなければならないか。(P. 47)

- 国要綱の事業要件に定められているため、事業は、特別会計により経理する必要がある。

2 市町村整備型の事業は、既存の下水道事業特別会計や農業集落排水事業特別会計と一緒に経理することができるか。

- 市町村整備型の事業は、既存の下水道事業特別会計などと一緒に経理することができる。

【参 考】

- ・ 県内の導入5市町村はすべて、浄化槽単独の特別会計を設置して経理している。

3 事業実施のための財源はどのように賄うのか。(P. 5)

- 浄化槽設置に係る分担金及び浄化槽を使用する住民からの使用料、国庫交付金及び下水道事業債である。

※ 平成23年度から5年間(予定)は、新たに「市町村整備型」を導入する市町村に対し、導入初年度のみ本体及び本体工事費に対する県費補助金がある。

4 浄化槽整備1基あたりの起債額はどれくらいか。(P. 5、P. 131)

- 平成23年度に実施した調査によると、県内の導入5市町村における1基あたりの起債額は、約32万円から約52万円となっている。

5 同一事業を実施しているのに、市町村によって起債額にばらつきがある理由は。

- 起債額が相違している主な理由は、実際にかかる事業費の違いによる。入札や見積もり合わせの結果により、本体及び本体工事費が異なってくる。

1 浄化槽の維持管理はどのように行うのか。(P. 79)

- 浄化槽の維持管理の主な内容は、以下のとおりである。
 - ・ 浄化槽使用開始後 3～8 ヶ月後に、指定検査機関が法第 7 条検査（設置後の水質検査）その後毎年 1 回、指定検査機関が法第 11 条検査（定期検査）を実施する。
 - ・ 毎年 3 回以上（21 人～50 人槽以下の場合は毎年 4 回以上）、保守点検業者が保守点検（点検・調整・修理）を実施する。
 - ・ 毎年 1 回、清掃業者が清掃（汚泥の引抜き等）を実施する。

2 民有地に市町村所有の浄化槽を設置し、維持管理していくことは問題ないのか。
(P. 69)

- 浄化槽は、住民の希望に応じて住民との合意の基に設置されている。また、土地所有者から、浄化槽の設置に係る土地の無償使用や維持管理に伴う土地への立ち入りについて同意書を求めている。

3 配管部分の維持管理は、市町村と住民のどちらが行うのか。(P. 44)

- 配管部分の維持管理は、住民が実施する。
- 市町村が行う維持管理の範囲は、原則として浄化槽本体部分である。

4 引越などにより、浄化槽使用が休止された場合、維持管理はどうするのか。

- 浄化槽の使用休止前には清掃や水の張替えなどを行うが、休止後は原則として特別な維持管理を行わない。なお、浄化槽の使用を休止する場合は、条例及び規則に基づき、住民が市町村に対し手続きをする必要がある。

1 浄化槽の設置工事はどのような事業者が行うのか。(P.73)

- 浄化槽の設置工事を行う事業者は、埼玉県知事に「浄化槽工事業者」の登録又は届出をしていることが必要である。
- 県内の導入5市町村では、一定の基準を満たす業者を指定して浄化槽設置工事を施工させる指定工事店制度を採用している。

【参 考】

- ・ 秩父市及び小鹿野町では、秩父郡市内に店舗を有することを指定基準にしている。
- ・ ときがわ町及び鳩山町では、町の指定給水装置工事事業者であることを指定基準にしている。
- ・ <別表> 県内導入の5市町村の状況参照

2 敷地が狭小のため敷地内に浄化槽を設置できない場合はどうするのか。

- 道路管理者との協議が整い道路占用許可が得られれば、浄化槽を道路に埋設して設置することができる。しかし、道路の管理や浄化槽の維持管理の点から道路占用許可を得ることは難しく、県内の導入5市町村では、浄化槽を道路に埋設して設置した実績はない。

【参 考】

- ・ 平成12年の道路法改正において、道路の占用許可の対象施設に、下水道管、ガス管、水道管に加え、合併処理浄化槽が追加されている。

3 本事業により、複数戸に1基の浄化槽を設置することはできるか。

- 地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合には、複数戸に1基の浄化槽を設置することができる。なお、県内の導入5市町村では、複数戸に1基の浄化槽を設置した実績はない。

【参 考】 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱 第3(4)ウ

「原則として、事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別（共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。）の浄化槽又は変則浄化槽を整備する事業であること。ただし、地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合には、複数戸に1基の浄化槽を設置しても差し支えないこととする。」

4 複数戸に1基の浄化槽を設置できるのはどのような場合か。また戸数制限はあるか。

- 複数戸に1基の浄化槽を設置できる場合とは、以下に掲げる場合である。
 - ア 対象家屋の敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合。
 - イ 対象家屋を除く土地が傾斜や岩盤の土地であるため、浄化槽を設置するためには家屋を壊すなどしなければならない場合。
 - ウ 家屋が密集する地区で、各家屋に中庭などがあり設置できそうなスペースはあるが、浄化槽を搬入するには家屋を壊すなどしなければならない場合。
- 複数戸に1基の浄化槽を設置できる場合の複数戸とは、原則として5戸以下である。

【参 考】「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の取扱いについて」の12
(平成23年3月30日付け環廃対発第110330008号)

1 一部事務組合で事業を実施する場合、国や県への補助手続は市町村と組合のどちらが行うのか。

- 事業実施主体となる組合が、国や県への補助手続を行う。また、補助金は、直接、組合に交付される。

2 一部事務組合で事業を実施する場合で、複数の市町村で事業実施地域を設定したときは、当該事業実施地域内で1事業年度あたり20戸を整備すれば問題ないか。

- 設定事業実施地域内(複数の市町村を合わせた事業区域内)で20戸を整備すれば、事業の要件を満たす。それぞれの市町村ごとに20戸(2市町村の場合で合計40戸)整備する必要はない。

3 一部事務組合で事業を実施する場合、地方債の償還は市町村と組合のどちらが行うのか。

- 地方債の起債及び償還は、一部事務組合が行う。なお、構成市町村からは、起債分も含めて負担金を徴収する。

1 分担金や定額の使用料の他に住民が負担する費用はあるのか。(P. 37、P. 44)

- 住民が負担する費用としては、随時使用料として浄化槽の清掃料金、維持管理に係る電気料金や水道料金、修繕費、消耗部品交換費などがある。なお、消耗部品交換費などは、各市町村の規定により異なる。

2 排水設備の設置（配管工事）は、市町村と住民のどちらが行うのか。(P. 44)

- 市町村が行う設置工事の範囲は、原則として浄化槽本体部分である。そのため、配管工事は、住民の費用負担により住民が実施する。

【参 考】

- ・ 秩父市、ときがわ町及び東秩父村では、浄化槽本体から 1m以内の流入管及び放流管の設置工事は、市町村の費用負担により工事を実施し、それ以外の配管工事は住民の費用負担により住民が実施する。
- ・ 小鹿野町及びときがわ町では、浄化槽から公共用水域までの排水路延長が 20m を超える部分に対し、上限を設定して補助を行っている。
(小鹿野町は上限 30 万円、ときがわ町は上限 100 万円で 1 / 2 補助)

1 事業実施までの主なスケジュールは。(P.11)

- 検討開始から事業実施までには、約1年半から2年程度の期間が必要である。
- 事業実施までの主な準備として、最初に、住民意向調査の実施、対象地域や対象事業に関する検討を行い、事業期間や浄化槽整備基数などの事業計画の策定を行う。その後、住民や議会の理解を得ながら、分担金・使用料等の設定、条例の制定などを経て、事業を実施することになる。
- PFIにより事業を実施する場合は、導入可能性調査やPFI法に基づく手続等に、あわせて2年程度の期間が必要である。

2 事業実施にはどれくらいの職員が必要なのか。

- 事業を実施するにあたっては、事業実施計画や条例の作成などの準備業務、浄化槽設置工事に係る業務、浄化槽の維持管理に係る業務、補助金や起債に係る業務など多くの業務が必要となる。そのため、事業実施には2~3人の担当職員が必要となる。

【参 考】

- ・ 平成11年度に事業開始した旧大滝村では、担当職員1人で事業を開始する。平成17年度に秩父市と合併してから平成21年度までは担当職員3人で事業を実施する。なお、平成23年度時点では、担当職員2人で事業を実施している。
- ・ 平成15年度に事業開始したときがわ町では、当初から平成23年度まで担当職員2人で事業を実施している。

3 何故、高度処理型浄化槽を採用したのか。(P.26)

- 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型を採用した場合
 - ・ 県内の荒川流域と利根川流域※は、最終的に東京湾に流入する。
 - ・ 東京湾などの閉鎖性水域における、窒素・燐の過剰に伴う富栄養化の弊害（プランクトンの大量発生等生態系への影響など）が環境問題として認識されている中、公共サービスで浄化槽による汚水処理を行う市町村整備型の事業実施に当たっては、こうした側面も留意する必要がある。
 - ・ このような状況を勘案し、窒素や燐を除去できる高度処理型の浄化槽を選定した。

※ 利根川は武蔵水路により荒川へ流れる。また、利根川の支流である江戸川は東京湾へ流れる。

- BOD除去能力に関する高度処理型を採用した場合
 - ・ 埼玉県は、埼玉県生活環境保全条例でBODについて水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準よりも厳しい基準を定めている地域である。
 - ・ また埼玉県では、多くの地域が、水質汚濁防止法における総量規制の指定地域になっている。
 - ・ このような状況を勘案し、BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽を選定した。
 - ・ BOD除去型では、放流水が5mg/L以下と下水道より処理能力が高く、河川等の水質改善に大きく寄与する。

【参 考】

- 県内の導入5市町村では、高度処理型（窒素除去型）を採用している。

4 放流先が確保できない場合はどうするのか。(P.31)

- 放流先が確保できない場合は、処理水を地下に浸透させる地下浸透方式や処理水を地中に蒸らし蒸発させる蒸発方式について検討する（上記の方式を採用するかどうかは市町村の判断による）。

【参 考】

- ・ 地下浸透方式に関しては、埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準が適用となる。この基準に基づき地下浸透を行う場合は、県（管轄の県環境管理事務所）への事前の協議が必要となる。しかし、市町村独自の地下浸透に関する要綱や要領を規定すれば、県の地下浸透関係技術基準は適用除外となり、市町村が独自に地下浸透の可否について判断する。
- ・ 秩父市浄化槽設置指導要綱の地下浸透基準がある。
- ・ 全国で、地下浸透に関する規制を設け認めているケースはわずか7.4%である。条件は要綱で定めている例が多い。これ以外は、規制自体がないものも含め、大半が地下浸透を認めていない。また、地下浸透の実績を見ると、平均は9基であり、最大は栃木県大田原市の84基である。

＜別表＞

埼玉県内導入5市町村の状況

番号	項目	秩父市	小鹿野町	ときがわ町	東秩父村	鳩山町
1	事業開始年度	平成11年度	平成13年度	平成15年度	平成15年度	平成19年度
2	整備基数	1,118	930	605	263	92
3	事業実施地域	下水道認可区域、農業集落排水整備区域以外	町全域	町全域	村全域	下水道認可区域、農業集落排水整備区域以外
4	対象建築物	住宅 (兼用含む(条件あり))	住宅、公共施設、事業所など	住宅、公共施設、事業所など	住宅、公共施設、事業所など	住宅 (兼用含む(条件あり))
5	分担金	100,000円(5～7人槽)	標準設置費の1割 (5～7人槽)	102,000円(5人槽)	102,000円(5人槽)	102,000円(5人槽)
6	分担金徴収方法	原則現金一括徴収	現金一括徴収	現金一括徴収	現金一括徴収	現金一括徴収
7	使用料	13,860円/年 (5～10人槽)	17,000円/年 (5～20人槽)	30,000円/年 (5～10人槽)	30,000円/年 (5～10人槽)	30,000円/年 (人槽分類なし)
8	使用料徴収方法	納入通知書 又は口座振替	原則口座振替	納入通知書 又は口座振替	納入通知書 又は口座振替	納入通知書 又は口座振替
9	使用料徴収時期	年度ごと	2箇月ごと	2箇月ごと	2箇月ごと	2箇月ごと
10	使用料滞納状況 (H23.12末までの累計)	10件	4件	3件	0件	1件
11	不納欠損事例	なし	なし	なし	なし	なし
12	滞納処分根拠規定	なし	なし	なし	なし	なし
13	起債額	約446,000円	約322,000円	約370,000円	約525,000円	約436,000円
14	指定工事店数	44(H23.5.20現在)	63(H23.2.1現在)	48(H23.9.30現在)	16(H23.9.30現在)	14(H23.9.30現在)
15	指定工事店数 (うち市町村内)	27	21	8	2	7
16	担当課	下水道課	衛生課	環境課	保健衛生課	生活環境課

(平成23年4月1日現在)

各種様式集

番号	様 式	P54,55 の項目番号	条例の関係条文	ページ
1	公設浄化槽設置申請書	①	第5条関係	133
2	公設浄化槽設置同意書	②	第5条関係	134
3	公設浄化槽設置決定(不決定)通知書	⑤	第5条関係	135
4	公設浄化槽設置(変更)工事計画書	⑥	第6条関係	136
5	公設浄化槽設置工事計画承認書	⑦	第6条関係	137
6	公設浄化槽分担金決定通知書	⑧	第12条関係	138
7	公設浄化槽設置完了通知書	⑮	第11条関係	139
8	公設浄化槽使用(開始・休止・廃止・再開)届出書	⑯	第13条関係	140
9	公設浄化槽設置工事計画変更申出書	—	第6条関係	141
10	公設浄化槽使用者変更届出書	—	第13条関係	142
11	公設浄化槽(移設・撤去)申請書	—	第21条関係	143
12	公設浄化槽住宅所有者変更届出書	—	第22条関係	144
13	身分証明書	—	第24条関係	145
14	既設浄化槽帰属申請書	—	—	146
15	既設浄化槽帰属同意書	—	—	147
16	既設浄化槽帰属決定(不決定)通知書	—	—	148

公設浄化槽設置申請書

年 月 日

(あて先)

〇〇市(町村)長

住 所

氏 名

印

電話番号

〇〇市(町村)公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり公設浄化槽の設置を申請します。

設 置 場 所			
使 用 予 定 者	住所：	氏名：	電話番号：
土 地 所 有 者	住所：	氏名：	電話番号：
住 宅 の 用 途	①専用住宅 ②併用住宅(使用用途：)		
延 床 面 積	m ²	住居部分以外の面積 ※併用住宅の場合	m ²
使 用 予 定 人 員	人		
工 事 区 分	①単独処理浄化槽からの転換 ②くみ取り便槽からの転換 ③建築確認を伴う増築に伴う設置 ④その他()		
放 流 先	①道路側溝 ②水路 ③河川 ④その他()		
放 流 先 の 調 整	調整先の名称： _____ (連絡先) 調整先担当者： _____ (調整日) 年 月 日		
設 置 工 事 を 行 っ 予 定 の 業 者 名	(連絡先)		
排 水 設 備 工 事 を 行 っ 予 定 の 業 者 名	(連絡先)		
着 工 希 望 年 月 日	年 月 日	使用開始希望年月日	年 月 日
特 記 事 項			
受 付 番 号 (公 設 浄 化 槽 番 号)			

注 申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

添付書類

- (1) 〇〇市(町村)公設浄化槽設置同意書
- (2) 配置図(敷地境界、道路、建築物の位置、公設浄化槽設置希望場所等)
- (3) 住宅等の各階平面図(生活排水等を排除する施設の位置)
- (4) 放流先及び放流先までの経路、その他放流先の概況を記載した図面

〇〇市（町村）公設浄化槽設置同意書

年 月 日

（あて先）

〇〇市（町村）長

（申請者）住 所
氏 名 印

（申請者が土地所有者でない場合、住 所
土地所有者）氏 名 印

〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例に基づく設置の申請にあたり、下記の事項について同意します。

記

- 1 公設浄化槽の設置及び管理に係る土地を無償で〇〇市（町村）の使用に供するものとし、土地の使用期間は当該公設浄化槽が不要となるまでとします。また、当該土地に係る公租公課はこれまでどおり土地所有者の負担とします。
- 2 公設浄化槽の設置及び管理に必要な限度において、〇〇市（町村）の職員又は〇〇市（町村）の委託を受けた者が当該土地に立ち入ることを承諾します。
- 3 公設浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、事前に〇〇市（町村）と協議します。
また、自己の都合により公設浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。
- 4 公設浄化槽の設置に係る関係者（公設浄化槽の設置に係る住宅・土地について権原を有する者、放流先又は放流先までの経路に係る土地・家屋等に権利を有する者、公設浄化槽の使用者など）と必要な限度において適切な調整を行い、公設浄化槽の設置及び管理に問題がないよう対応します。
- 5 排水設備は、申請者が公設浄化槽の設置工事の期間中又は設置工事の完了後速やかに設置し、申請者の責任及び負担により修繕や管理等をすることとします。
- 6 公設浄化槽の設置及び管理にあたり、〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例の規定を順守します。

注 申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

公設浄化槽設置決定（不決定）通知書

第 号
年 月 日

様

〇〇市（町村）長 印

〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第5条第3項の規定により、 年 月 日付で申請のあった公設浄化槽の設置について、次のとおり通知します。ただし、分担金の納付が確認できない場合は、公設浄化槽を設置することができません。なお、〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第16条の規定により、分担金の徴収を猶予し、又は免除したときはこの限りではありません。

決 定 区 分	設置（ 決定 ・ 不決定 ）
設 置 場 所	
浄化槽の規模	
住 宅 の 用 途	
公設浄化槽番号	
設置不可の理由	
備 考	

公設浄化槽設置(変更)工事計画書

年 月 日

様

市(町村)長

印

〇〇市(町村)公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第6条第1項に規定する工事計画は次のとおりです。

設 置 場 所			
住 宅 所 有 者	住所：	氏名：	電話番号：
使 用 予 定 者	住所：	氏名：	電話番号：
土 地 所 有 者	住所：	氏名：	電話番号：
住 宅 の 用 途			
延 床 面 積	m ²	住居部分以外の面積 ※併用住宅の場合	m ²
使 用 予 定 人 員	人		
浄化槽の人槽・型式			
工 事 の 内 容	別添図面・設計書のとおり		
予 定 工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
分 担 金 ・ 使 用 料 予 定 見 込 み 額			
標準的な工事以外の 工事に要する費用			
設置工事を行う 予定の業者名	(連絡先)		
排水設備工事を行う 予定の業者名	(連絡先)		
特 記 事 項			
公 設 浄 化 槽 番 号			

年 月 日

(あて先)

〇〇市(町村)長

承認者 住 所
(申請者) 氏 名
電話番号

印

年 月 日付で提示のあった工事計画書について、内容に異議はなく、〇〇市(町村)公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第6条第4項の規定により、承認します。

なお、公設浄化槽設置工事の施工業者については、□□□指定工事店を選定します。

注 申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

公設浄化槽分担金決定通知書

第 号
年 月 日

様

〇〇市(町村)長 印

公設浄化槽の設置及び管理に係る分担金の額を決定しましたので、〇〇市(町村)公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり通知します。

公設浄化槽番号	
人 槽 区 分	人槽
分 担 金 決 定 額	円
納 期 限	年 月 日
納 付 方 法	
備 考	

公設浄化槽設置完了通知書

第 号
年 月 日

様

〇〇市(町村)長

印

公設浄化槽設置工事が完了しましたので、〇〇市(町村)公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第11条の規定により、次のとおり通知します。

設 置 場 所	
公 設 浄 化 槽 番 号	
浄化槽の人槽・型式	
メーカー名及び機種名	
設置工事完了年月日	年 月 日

様式第8号(条例第13条関係)

公設浄化槽使用(開始・休止・廃止・再開)届出書

年 月 日

(あて先)

〇〇市(町村)長

住 所

氏 名

印

電話番号

公設浄化槽の使用を(開始・休止・廃止・再開)したいので、〇〇市(町村)公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

公 設 浄 化 槽 番 号	
設 置 場 所	
人 槽 区 分	人槽
使 用 区 分	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 再開
予 定 日	年 月 日
理 由	

注 1 のある欄は、該当する箇所のでにレ印を付けてください。

2 届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

年 月 日

(あて先)

〇〇市(町村)長

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付で提示のあった工事計画について、〇〇市(町村)公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり変更を申し出ます。

変更を求める事項	
変更を求める理由	

注 1 必要に応じて図面等を添付し、変更箇所を朱書きで明示してください。

2 申出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

公設浄化槽使用者変更届出書

年 月 日

(あて先)

〇〇市(町村)長

住 所

氏 名

印

電話番号

使用者に変更があったので、〇〇市(町村)公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

公設浄化槽番号	
設 置 場 所	
変 更 年 月 日	年 月 日
変更前の使用者	住所： 氏名： 連絡先：
変 更 理 由	
特 記 事 項	

注 届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

公設浄化槽(移設・撤去)申請書

年 月 日

(あて先)

〇〇市(町村)長

住 所

氏 名

印

電話番号

公設浄化槽の(移設・撤去)を行いたいので、〇〇市(町村)公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり申請します。

公 設 浄 化 槽 番 号			
設 置 場 所			
区 分	<input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 撤去		
移設又は撤去の理由			
移 設 ・ 撤 去 の 予 定 年 月 日	年 月 日		
施 工 予 定 業 者	商 号		電 話 番 号
	所在地		
承 諾 事 項	1 公設浄化槽の移設・撤去に伴う工事は、市(町村)長の指示に従い実施します。 2 公設浄化槽の移設・撤去に伴う費用は申請者の負担とします。		
特 記 事 項			

注 1 のある欄は、該当する箇所のにレ印を付けてください。

2 申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

公設浄化槽住宅所有者変更届出書

年 月 日

(あて先)

〇〇市(町村)長

住 所

氏 名

印

電話番号

住宅所有者に変更があったので、〇〇市(町村)公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第22条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

公 設 浄 化 槽 番 号	
設 置 場 所	
変 更 年 月 日	年 月 日
変更前の住宅所有者	住所： 氏名： 連絡先：
変 更 理 由	
特 記 事 項	

注 届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

(表面)

写真 縦 4 c m 横 3 c m	身 分 証 明 書	第 年 月 日
	所 属 職・氏名	

上記の者は、〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第24条第1項の規定による立入検査の権限を有する職員であることを証明する。

年 月 日

〇〇市（町村）長 印

(裏面)

〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第24条 市（町村）長は、この条例の施行に必要な限度において、保管義務者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、公設浄化槽が設置されている建築物若しくはその敷地に立ち入り、公設浄化槽及び排水設備の検査をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、保管義務者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(用紙 縦5.5cm、横8.5cm)

既設浄化槽帰属申請書

年 月 日

(あて先)

〇〇市(町村)長

住 所

氏 名

印

電話番号

既設浄化槽を市(町村)に帰属させたいので、〇〇市(町村)公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第〇条第1項の規定により、次のとおり申請します。

設 置 場 所			
人 槽 ・ 型 式	人槽 型式	設置年月日	年 月 日
メーカー名及び機種名			
住 宅 所 有 者	住所：	氏名：	電話番号：
土 地 所 有 者	住所：	氏名：	電話番号：
使 用 者	住所：	氏名：	電話番号：
使 用 人 数	人		
住 宅 の 用 途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(※)		
延 床 面 積	m ²	住宅部分以外の面積 (併用住宅の場合)	m ²
放 流 先	①道路側溝 ②水路 ③河川 ④その他()		
保 守 管 理 を 委 託 し て い る 業 者 名	(連絡先)		
委 託 契 約 の 満 了 日	年 月 日		
現 地 調 査 希 望 日	年 月 日		
特 記 事 項			

注1 ※印の欄は、使用用途を記入してください。(記入例：事務所、飲食店、小売店など)

2 □のある欄は、該当する箇所の□にレ印を付けてください。

3 申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

添付書類

- (1) 浄化槽法第7条又は11条の検査結果書の写し(申請日以前1年以内に行ったもの)
- (2) 申請日以前の1年間の浄化槽保守点検記録表及び清掃の記録の写し
- (3) 浄化槽設置届出書(建築確認申請を伴ったものは浄化槽に関する調書の写し)

〇〇市（町村）既設浄化槽帰属同意書

平成 年 月 日

（あて先）

〇〇市（町村）長

（申請者）住 所
氏 名 印

（申請者が土地所有者でない場合、住 所
土地所有者）氏 名 印

〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例に基づく帰属の申請にあたり、下記の事項について同意します。

記

- 1 帰属申請した既設浄化槽（以下「公設浄化槽」という。）の設置及び管理に係る土地を無償で〇〇市（町村）の使用に供するものとし、土地の使用期間は当該公設浄化槽が不要となるまでとします。また、当該土地に係る公租公課はこれまでどおり土地所有者の負担とします。
- 2 公設浄化槽の設置及び管理に必要な限度において、〇〇市（町村）の職員又は〇〇市（町村）の委託を受けた者が当該土地に立ち入ることを承諾します。
- 3 公設浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、事前に〇〇市（町村）と協議します。
また、自己の都合により公設浄化槽を移設し、又は撤去する場合は、自己の負担により行います。
- 4 公設浄化槽の設置に係る関係者（公設浄化槽の設置に係る住宅・土地について権原を有する者、放流先又は放流先までの経路に係る土地・家屋等に権利を有する者、公設浄化槽の使用者など）と必要な限度において適切な調整を行い、公設浄化槽の設置及び管理に問題がないよう対応します。
- 5 排水設備は、申請者の責任及び負担により修繕や管理等をすることとします。
- 6 公設浄化槽の設置及び管理にあたり、〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例の規定を順守します。

注 申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

既設浄化槽帰属決定（不決定）通知書

第 号
年 月 日

様

〇〇市（町村）長 印

年 月 日付で申請のあった既設浄化槽の帰属について、〇〇市（町村）公設浄化槽の整備及び管理に関する条例第〇条第3項の規定により次のとおり通知します。

決 定 区 分	1 帰属を決定する 2 帰属を不決定とする
設 置 場 所	
人 槽 ・ 型 式	人槽 型式
メーカー名及び機種名	
帰 属 年 月 日	年 月 日
帰属を不決定とした理由	
公 設 浄 化 槽 番 号	

▲▼ おすびに ▲▼

「浄化槽市町村整備型導入研究会」は、平成23年5月に10市町の職員を構成員として第1回目を開催しました。その後、回を重ねるごとに参加市町村が増え、結果16市町1組合の職員、総勢29名に御参加いただきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災、その後の福島第一原子力発電所事故による大量の放射性物質の放出など、県民に身近な市町村の環境行政は、近年最も厳しい状況であったと言っても過言ではありません。

こうした中、ほとんどの委員の皆様は、毎会同研究会に出席され、研究会では、各回とも長時間にわたり活発な議論が展開されました。

こうして、充実したマニュアルを完成することができましたのは、委員を始め研究会御参加の皆様の御協力によるものです。

ここに改めて感謝の意を表する次第です。ありがとうございました。

～ 浄化槽市町村整備型導入研究会委員 ～

(敬称略)

団体名	所属	職名	氏名
川越市	環境保全課	参事	島田友行
熊谷市	環境衛生課	課長	馬場仁
秩父市	下水道課	主査	三上昌宏
		主任	山中信行
北本市	くらし安全課	課長	加藤正雄
日高市	環境課	主幹	堀口直木
嵐山町	上下水道課	課長	大澤雄二
ときがわ町	環境課	主任	村田成輝
皆野町	町民生活課	課長	吉田明夫
長瀨町	町民課	課長	福島勉
小鹿野町	衛生課	副課長	高橋良雄
皆野・長瀨上下水道組合		事務局長	坂上豊年
		次長	福島茂

【研究会開催の経緯】

- 第1回研究会 平成23年 5月30日(月) 於：埼玉県庁
- 第2回研究会 平成23年 7月20日(水) 於：皆野町役場
- 第3回研究会 平成23年 8月25日(木) 於：埼玉県秩父地方庁舎
*越生町、横瀬町が参加
- 第4回研究会 平成23年10月20日(木) 於：埼玉県産業技術総合センター
北部研究所
*上記に加え、伊奈町、滑川町、小川町、吉見町が参加
- 第5回研究会 平成23年12月21日(水) 於：埼玉会館
- 第6回研究会 平成24年 2月 9日(木) 於：埼玉県利根地域振興センター

■ 埼玉県環境部水環境課

■ TEL 048-830-3088

■ FAX 048-830-4773

■ E-mail a3070-09@pref.saitama.lg.jp

■ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f04/>

